

恵那市地域防災計画

風水害等対策編



令和7年3月

恵那市防災会議

恵那市地域防災計画・風水害等対策編 目次

第1章 総 則

第1節	計画の目的・性質等	1
	(各部)	
第2節	実施責任と各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
	(各部)	
第3節	考慮すべき災害特性	12
	(各部)	

第2章 災害予防

第1節	防災協働社会の形成推進	14
	(各部)	
第2節	防災業務施設・設備等の整備	26
	(各部)	
第3節	防災思想・防災知識の普及	29
	(各部)	
第4節	防災訓練	31
	(各部)	
第5節	防災対策に関する危険箇所調査	34
	(総務部危機管理、建設部、農林部、消防本部)	
第6節	広域応援・受援体制の整備	36
	(総務部危機管理、関係部)	
第7節	緊急輸送網の整備	38
	(建設部、農林部)	
第8節	防災通信設備等の整備	40
	(総務部危機管理、消防本部)	
第9節	火災予防体制	43
	(消防本部)	
第10節	水害予防体制	45
	(建設部、農林部)	
第11節	渇水等予防体制	48
	(水道環境部)	
第12節	観光施設等予防体制	50
	(商工観光部、総務部危機管理)	
第13節	地域の孤立防止	51
	(総務部危機管理、建設部、農林部、医療福祉部)	

第 14 節	避難所等と避難体制 -----	52
	（総務部危機管理、医療福祉部、教育委員会、まちづくり企画部）	
第 15 節	必需物資の確保体制 -----	60
	（総務部危機管理、商工観光部、建設部、水道環境部、市民サービス部）	
第 16 節	要配慮者・避難行動要支援者支援 -----	63
	（医療福祉部、総務部危機管理、社会福祉協議会）	
第 17 節	医療救護体制の整備 -----	67
	（医療福祉部）	
第 18 節	防疫体制 -----	69
	（医療福祉部）	
第 19 節	河川の防災力向上 -----	70
	（建設部）	
第 20 節	土砂災害等の防止 -----	72
	（建設部、農林部）	
第 21 節	農地等の防災力向上 -----	75
	（農林部）	
第 22 節	開発に伴う災害防止 -----	76
	（建設部）	
第 23 節	都市の防災力向上 -----	77
	（建設部、水道環境部）	
第 24 節	建築物災害の防止 -----	79
	（建設部）	
第 25 節	農業被害の防止 -----	81
	（農林部）	
第 26 節	ライフライン施設の被害軽減 -----	82
	（水道環境部、建設部、農林部、総務部）	
第 27 節	文教関係の安全確保 -----	85
	（教育委員会）	
第 28 節	緊急離着陸場の整備 -----	88
	（消防本部）	
第 29 節	航空災害予防体制 -----	89
	（各部）	
第 30 節	鉄道災害予防体制 -----	91
	（商工観光部、関係部）	
第 31 節	道路災害予防体制 -----	94
	（建設部、関係部）	
第 32 節	危険物等保安体制 -----	97
	（消防本部、総務部危機管理、医療福祉部）	
第 33 節	林野火災予防体制 -----	101
	（消防本部、農林部、総務部危機管理、医療福祉部）	

第 34 節	大規模な火事災害予防体制 -----	105
	（消防本部、建設部、総務部危機管理、医療福祉部）	
第 35 節	放射性物資及び原子力災害対策 -----	109
	（総務部危機管理、医療福祉部、水道環境部、消防本部）	
第 36 節	大規模停電対策 -----	113
	（各部）	

第 3 章 災害応急対策

第 1 節	活動体制 -----	114
	（各部）	
第 2 節	広域応援要請 -----	117
	（総務部、消防本部）	
第 3 節	ボランティア活動 -----	119
	（医療福祉部、社会福祉協議会）	
第 4 節	自衛隊災害派遣要請 -----	121
	（総務部）	
第 5 節	交通応急対策 -----	126
	（総務部、建設部、農林部）	
第 6 節	通信の確保 -----	135
	（総務部危機管理、消防本部）	
第 7 節	警報・注意報・情報等の受理伝達 -----	138
	（総務部危機管理、消防本部、建設部）	
第 8 節	関係機関との災害情報等の収集・伝達 -----	146
	（各部）	
第 9 節	災害広報 -----	155
	（総務部）	
第 10 節	消防・救急・救助活動 -----	159
	（消防本部）	
第 11 節	水防活動 -----	164
	（建設部、農林部）	
第 12 節	県防災ヘリコプターの活用 -----	166
	（消防本部）	
第 13 節	孤立地域対策 -----	167
	（各部）	
第 14 節	災害救助法の適用 -----	168
	（医療福祉部、総務部）	
第 15 節	避難対策 -----	170
	（総務部危機管理、教育委員会、まちづくり企画部、医療福祉部、建設部）	
第 16 節	食料供給活動 -----	175
	（商工観光部、市民サービス部、医療福祉部）	

第 17 節	給水活動 ----- (水道環境部)	178
第 18 節	生活必需品供給活動 ----- (商工観光部、市民サービス部、医療福祉部)	180
第 19 節	要配慮者・避難行動要支援者対策 ----- (医療福祉部、市民サービス部、社会福祉協議会)	182
第 20 節	帰宅困難者対策 ----- (商工観光部)	183
第 21 節	応急住宅対策 ----- (建設部、医療福祉部)	185
第 22 節	医療・救護活動 ----- (医療福祉部)	189
第 23 節	救助活動 ----- (消防本部)	191
第 24 節	遺体の捜索・取り扱い・埋葬 ----- (医療福祉部、水道環境部、消防本部)	192
第 25 節	防疫・食品衛生活動 ----- (医療福祉部)	194
第 26 節	保健活動・心のケア活動 ----- (医療福祉部)	197
第 27 節	環境衛生（ごみ・し尿）活動 ----- (水道環境部)	200
第 28 節	愛玩動物等の救援 ----- (水道環境部)	203
第 29 節	災害義援金の募集配分 ----- (会計管理、医療福祉部)	204
第 30 節	救援物資の募集配分 ----- (商工観光部、医療福祉部)	206
第 31 節	産業の応急対策 ----- (商工観光部、農林部)	208
第 32 節	公共施設の応急対策 ----- (各部)	211
第 33 節	ライフライン施設の応急対策 ----- (水道環境部、建設部、商工観光部、総務部)	213
第 34 節	文教関係の応急対策 ----- (教育委員会)	219
第 35 節	航空災害対策 ----- (各部)	223
第 36 節	鉄道災害対策 ----- (商工観光部、関係部)	226

第 37 節	道路災害対策	-----	229
	(建設部、関係部)		
第 38 節	危険物等災害対策	-----	233
	(消防本部、関係部)		
第 39 節	林野火災対策	-----	236
	(消防本部、関係部)		
第 40 節	大規模な火事災害対策	-----	239
	(消防本部、関係部)		
第 41 節	放射性物資及び原子力災害対策	-----	242
	(各部)		
第 42 節	大規模停電対策	-----	251
	(各部)		

第 4 章 災害復旧

第 1 節	復旧・復興体制の整備	-----	252
	(各部)		
第 2 節	公共施設災害復旧事業	-----	253
	(各部)		
第 3 節	災害復旧事業に伴う財政援助、助成及び事業からの暴力団排除	-----	254
	(各部)		
第 4 節	被災者の生活確保	-----	256
	(各部)		
第 5 節	被災中小企業の振興	-----	259
	(商工観光部)		
第 6 節	農林漁業関係者への融資	-----	260
	(農林部)		

摘要：() は行政組織上の部等を表記。主に担当する分野を示す。

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的・性質等

第 1 項 計画の目的

恵那市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、恵那市防災会議が防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

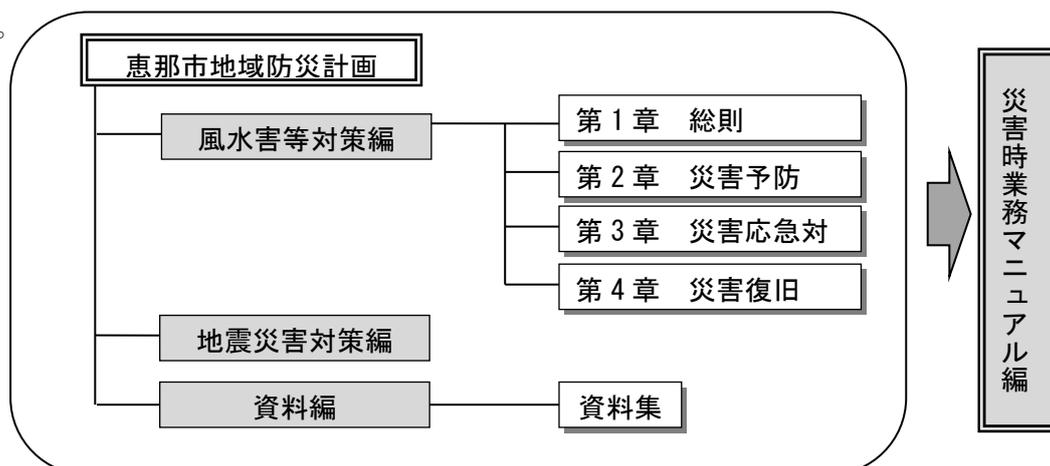
第 2 項 計画の性質

- 1 恵那市地域防災計画は、「風水害等対策」編と「地震災害対策」編の両計画をもって構成するものとし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「恵那市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 2 「風水害等対策」は、風水害等災害に対し、市、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）及び市民の実施責任を明確にし、かつ、防災関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進するものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、更に関係機関において別途定めることを予定している。
- 3 この計画に基づく施策推進にあたっては、2015 年 9 月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって 2030 年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいくものとする。特に、目標 11 「住み続けられるまちづくりを」及び 13 「気候変動に具体的な対策を」を目指した取組みを推進する。



第 3 項 計画の構成

この計画は、恵那市の地域にかかる災害の対策に関し、次の基本の柱で構成するものとする。



第1章 総則

計画の目的や構成、業務の大綱を定める。

第2章 災害予防

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための基本的な計画とする。

第3章 災害応急対策

災害が発生する恐れがある場合、又は災害が発生した場合に災害の発生を防ぎよし、又は応急的救助を行う等、災害の発生及びその拡大を防止するための基本的な計画とする。

第4章 災害復旧

市民の生活安定のため緊急措置及び公共施設の災害復旧を行うための基本的な計画とする。

第4項 想定する災害

「風水害等対策編」の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

「風水害等対策編」の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害が発生する可能性を認識すること。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (3) 航空機事故による災害
- (4) 鉄道事故による災害
- (5) 道路事故による災害
- (6) 危険物の爆発等による災害
- (7) 可燃性ガスの拡散
- (8) 有毒性ガスの拡散
- (9) 林野火災による災害
- (10) 大規模な火災による災害
- (11) 放射性物質及び原子力事故による災害

第5項 計画の修正

恵那市防災会議は、恵那市地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。

同計画を作成又は修正する場合は、岐阜県地域防災計画との整合を図るものとする。

修正歴

作成	平成18年	6月	平成16年10月25日合併により新市の新たな防災計画作成。
修正	平成19年	7月	県が行った複合型東海地震の被害想定に基づく一部修正等。
修正	平成20年	8月	土砂災害防止法に基づく警戒情報について一部修正等。
修正	平成21年	6月	メール配信システム整備に伴う情報体制について一部修正等。
修正	平成22年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成25年	12月	東日本大震災における防災対策の課題、南海トラフ巨大地震の被害想定、恵那市における身近な風水害の教訓に伴い大幅修正。防災計画の体系を全面的に再構築し編さんする。
修正	平成26年	9月	災害対策基本法改正及び市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成27年	2月	災害対策基本法改正、土砂災害防止法改正及び市の災害対応体制の見直しによる一部修正等。
修正	平成27年	6月	阿木川大門水位観測所のはん濫危険水位等の見直しに伴う避難勧告等の発令の判断基準について一部修正。
修正	平成28年	3月	一般加入電話での非常電話102番の提供終了に伴い、災害時における一般加入電話による通信方法を一部改正。
修正	平成28年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正。
修正	平成29年	3月	廃棄物処理法の改正、水防法の改正及び最近の土砂災害の教訓を踏まえた一部修正。避難情報の名称変更に伴う一部修正。
修正	平成29年	6月	市の災害対応体制の見直しによる一部修正。
修正	平成30年	3月	国の防災基本計画の修正に伴い、岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。
修正	平成30年	6月	市の災害対応体制の見直し等による一部修正。
修正	平成31年	3月	国の防災基本計画の修正、九州北部豪雨災害の検証、水防法等の改訂、内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査等を踏まえた一部修正。
修正	令和元年	6月	避難経路の定義を定めるため一部修正。
修正	令和2年	3月	国の防災基本計画、平成30年7月豪雨災害の検証、その他（ブロック塀対策、外国人防災対策等）を踏まえた一部修正。
修正	令和2年	6月	指定公共機関名、災害広報の名称変更による一部修正。
修正	令和3年	3月	国の防災基本計画、令和元年台風第15号及び第19号等の検証結果等を踏まえた一部修正。
修正	令和3年	7月	災害対策基本法の改正及び国の防災基本計画、岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。
修正	令和4年	3月	岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。
修正	令和5年	3月	岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。

修正 令和 6年 3月 岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。

修正 令和 7年 3月 岐阜県地域防災計画との整合性を図るための一部修正。

第6項 計画の用語

「風水害等対策編」において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 市本部とは、恵那市災害対策本部をいう。
- (2) 市計画とは、恵那市地域防災計画をいう。
- (3) 市本部長とは、恵那市災害対策本部長をいう。
- (4) 災対法とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)をいう。
- (5) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、高潮、豪雪、その他異常な自然現象(地震を除く。)をいう。
- (6) 事故災害とは、大規模な火災若しくは爆発、放射性物質・可燃物・有害物の大量流出、航空災害、陸上交通災害その他の大規模な人為的事故をいう。

第2節 実施責任と各機関の処理すべき事務 又は業務の大綱

第1項 実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するものとする。

2 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）

大規模災害発生の場合、災害応急活動を市や防災関係機関だけで担うことは限界がある。そのため、身近な応急活動は地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく、「みんなの地域はみんなで守る」という意識の下に、自主防災の体制づくりに努めるとともに、地域の組織的な防災活動を実施するものとする。

3 市民

大規模災害発生の場合、市や防災関係機関の活動が遅れたり行き届かないことが予想されるため、市民は、「自らの生命は自ら守る」という意識の下に日頃の備えを行うとともに、「みんなの地域はみんなで守る」という連携意識を持ち、自主防災組織等の活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

第2項 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害予防、災害応急対策及び災害復旧は、恵那市と次の関係機関が連携及び協力して実施するものとする。

1 市

- ア 恵那市防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ウ 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- エ 災害の防除と拡大の防止
- オ 救助、防疫等被災者の救助、保護
- カ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- キ リ災者に対する融資等の対策
- ク 被災公共施設の応急対策
- ケ 災害時における文教対策
- コ 災害対策要員の確保
- サ 災害時における交通、輸送の確保

- シ 被災施設の復旧
- ス 市内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整
- セ 防災活動推進のための公共用地の有効活用

2 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）

- ア 自主防災の体制整備
- イ 防災思想、防災知識の普及
- ウ 地域特性を考慮した各種防災訓練の実施
- エ 災害時の組織的な情報収集と伝達等
- オ 災害時の自主防災活動の実施

3 岐阜県の機関

(1) 岐阜県

- ア 市内にある県管理施設（ダム、河川、道路他）の整備と防災管理
- イ 市町村を包括する広域的公共団体として県域の防災活動の実施
- ウ 県内市町村が処置する防災に関する事務又は業務の援助
- エ 県内市町村の活動の総合調整

(2) 岐阜県警察（恵那警察署）

- ア 各種情報の収集・伝達及び民心の安定のための広報活動の実施
- イ 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出・救助活動
- ウ 被災地における公共秩序の確保並びに不法事案等の予防及び取り締まり
- エ 遺体の見分、検視等
- オ その他市及び防災関係機関が行う災害応急対策の協力

4 指定地方行政機関

(1) 気象庁（岐阜地方気象台）

- ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
- エ 火山防災情報の発表・伝達
- オ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
- カ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

(2) 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための、応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 被災地区における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査

- エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- (3) **国土交通省（多治見砂防国道事務所、矢作ダム管理所、小里川ダム管理支所）**
- ア 災害予防
 - ア-1 所管施設の整備と防災管理
 - ア-2 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - ア-3 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の整備
 - イ 初動対応
 - 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣
 - ウ 応急・復旧
 - ウ-1 水防のための警報等の発表、伝達と水害、土砂災害に関する応急対策
 - ウ-2 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - ウ-3 所管施設の緊急点検の実施
 - ウ-4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報の伝達

5 自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊、航空自衛隊岐阜基地・小牧基地）

- ア 防災に関する調査推進
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する訓練の実施
- オ 災事情報の収集
- カ 災害派遣と応急対策の実施

6 指定公共機関

- (1) **西日本電信電話株式会社（岐阜支店）**
株式会社NTTドコモ
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
- ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) **日本赤十字社岐阜県支部**
- ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整

- ウ 義援金の募集配分
- (3) **中部電力パワーグリッド株式会社（中津川営業所）**
 - ア 電力供給施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時の電力供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) **東海旅客鉄道株式会社**
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 列車の運転規制に係る措置
 - ウ う回輸送等輸送に係る措置
 - エ 列車の運行状況等の広報
 - オ 鉄道施設等の応急復旧
 - カ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) **中日本高速道路株式会社**
 - ア 中日本高速道路株式会社施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (6) **独立行政法人水資源機構（阿木川ダム管理所）**
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧
- (7) **日本放送協会**
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (8) **日本郵便株式会社**
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - ア-1 郵便の運送、集配の確保
 - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策の実施
 - イ-1 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - イ-2 被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - イ-3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等の料金免除
 - ウ 郵便局の窓口業務の維持

7 指定地方公共機関

- (1) **一般社団法人岐阜県エルピーガス協会**
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) **鉄道事業者（明知鉄道株式会社）**
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保

- ウ 災害時の応急輸送対策
- エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) **バス事業者（東濃鉄道株式会社ほか）**
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の交通の確保
- (4) **一般社団法人岐阜県トラック協会**
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (5) **中部日本放送株式会社**
名古屋テレビ放送株式会社
東海テレビ放送株式会社
東海ラジオ放送株式会社
株式会社岐阜放送
中京テレビ放送株式会社
株式会社岐阜新聞社
株式会社中日新聞社
株式会社毎日新聞社
株式会社朝日新聞社
株式会社読売新聞社
株式会社中部経済新聞社
三野新聞社
東濃新報社
恵峰ホームニュース
株式会社アミックスコム
 - ア 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 市民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (6) **土地改良区**
 - ア 農業用ため池等の施設の設備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (7) **一般社団法人恵那医師会**
一般社団法人恵那歯科医師会
一般社団法人岐阜県薬剤師会恵那支部
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理
- (8) **公益社団法人岐阜県看護協会**
 - ア 看護師派遣の協力
- (9) **恵那市社会福祉協議会**

- ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
- イ ボランティア活動の推進

(10) 全岐阜県生活協同組合連合会

- ア 物資、資材等の供給確保及び物価安定についての協力

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合（東美濃農業協同組合）

- ア 市本部が行う農業関係の被害調査等応急対策への協力
- イ 農産物等の災害応急対策についての指導
- ウ 被災農家に対する融資又はあっせん
- エ 農業共同使用施設の被害応急対策及び復旧
- オ 肥料等の確保又はあっせん

(2) 森林組合（恵那市森林組合、恵南森林組合）

- ア 市本部が行う林業関係の被害調査等応急対策への協力
- イ 被災林家に対する融資又はあっせん
- ウ 林業施設の被害応急対策及び復旧

(3) 病院等管理者

- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
- イ 災害時における病人等の収容及び保護
- ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産

(4) 社会福祉施設管理者

- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
- イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護

(5) 共同募金会

- ア 義援金品の募集、配分

(6) 商工会議所等（恵那商工会議所、恵南商工会）

- ア 市本部が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
- イ 災害時における物価安定についての協力
- ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん

(7) 金融機関

- ア 被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

(8) 学校等の法人

- ア 避難施設の整備と避難等の訓練
- イ 被災者における教育の対策
- ウ 被災施設の災害復旧

(9) 高圧ガス取扱機関

- ア 高圧ガスの防災管理
- イ 災害時における高圧ガスの供給

(10) 火薬取扱機関

- ア 火薬の防災管理

(11) **ガソリン等危険物取扱機関**

- ア ガソリン等危険物の防災管理
- イ 災害時におけるガソリン等の供給

(12) **専用水道設置者**

- ア 災害による水道施設被害の調査報告
- イ 災害の防除と被害の拡大防止
- ウ 被災施設の応急対策と復旧

(13) **ゴルフ場経営者**

- ア 災害時における防災情報通信機能の確保
- イ 災害時における臨時ヘリポートの設置及び被災者の救援活動

(14) **医薬品供給機関**

- ア 災害時における医薬品、医療ガスの緊急輸送

第3節 考慮すべき災害特性

第1項 市の概要

1 位置・面積

恵那市は、岐阜県の南東に位置し、東は中津川市、長野県（平谷村、根羽村）、西は瑞浪市、南は愛知県豊田市、北は八百津町、白川町に接し、面積は 504.19 k m²である。大都市である名古屋市へは車や電車で約1時間の距離にあり、地域内には中央自動車道が通っており、恵那インターチェンジにより中京・関西方面と結ばれている。

2 地形・地勢

市域は、東西 32 k m、南北 36 k mで、その 77%を山林が占めている。海拔は 179mから 1,709mで、市北部には笠置山、南東部には焼山をはじめとして標高 800mから 1,200 m前後の山々が連なり、市街地の北部に木曾川、また南端に矢作川が流れている。

3 気候

気候は、太平洋側気候の影響を受ける準内陸型の気候である。夏季の気温差が比較的大きく、冬季は寒さがやや厳しくて、降雪は少量である。

第2項 災害特性

1 風水害

恵那市の河川は、大別して木曾川本流とこれに合流する阿木川及び岩村川、和田川及び中野方川等の支流と、土岐川に合流する洞川、藤川及び佐々良木川、小里川等の支流と、矢作川に合流する明智川及び上村川等の支流に区別される。

(1) 木曾川本流

木曾川本流は、市のほぼ中央部を東西に貫流し、豊富な水量を利用し、発電所が建設され、その水の恩恵を得ている。過去における災害は、支流河川の洪水による被害が大きかったが、昭和58年の9・28災害において木曾川流域も多大な被害を受けている。その後、市街地中心部を流れる木曾川支流の阿木川は、阿木川ダムが完成したことにより災害特性に変化がみられる。

(2) 土岐川本流

土岐川本流は、市の西から南下流している河川で、三郷町野井地内に源を発している。森林面積は少ないが近年土地の高度利用が進み、このため降雨毎に土砂礫を流入し河床を高めている。

(3) 矢作川

矢作川は、長野県の大川入山（標高 1,908m）に源を発し、市の南端を流れ、三河湾に注ぐ中規模の一級河川で、その幹線流路延長は 118km、流域面積は約 1,830km² である。

平成12年には恵南豪雨により多大な被害を受けている。

(4) その他河川

中野方川、明智川等でも幾多の被害を出す災害が発生している。

2 土砂災害

恵那市の中心市街地を除く地域は、土砂災害の危険のある箇所を多く有している。特に、平成12年の恵南豪雨災害では、いくつかの急斜面が土砂災害に見舞われました。このように、台風や集中豪雨などの雨により、地盤のゆるみなどで斜面が崩壊するがけ崩れ、大量の水と一緒に激しく押し流される土石流に警戒するとともに、特に土砂災害特別警戒区域に指定された箇所は注意が必要となる。

第2章 災害予防

第1節 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

- (1) 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
また、お互いに「自助」「共助」「公助」の役割を認識し、助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。
- (2) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。その際、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限り推進し、ハード・ソフトを組み合わせた防災対策を実施していくことが必要である。
- (3) 災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。
- (4) 市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

2 自主防災組織の育成と強化

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。

3 ボランティア活動の環境整備

大規模災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要があり、ボランティアの登録養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速かつ円滑な活動を担保する。

4 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

5 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、市民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

市、商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

6 地区防災計画の策定

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案があった場合、市防災会議の議題としてとりあげ、十分な審議を行い、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第1項 防災協働社会の形成推進

1 実施責任者

・市

2 実施内容

(1) 市における措置

ア 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は「新しい公」という考え方を踏まえ、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、事業者、消防団組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の

推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努める。

イ 市民運動の推進

市は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても市民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、市民運動又は「災害から命を守る岐阜県民運動」として全世代に向け展開していく。

ウ 災害被害の軽減に向けた自発的な防災活動の推進

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

エ 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立

市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、地域防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。

オ 関係機関と連携した防災対策の整備

平常時から県及び市町村等関係機関間や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

さらに県が国と連携して実施する市町村の長及び幹部職員を対象とした研修を活用し、市の災害対応能力の向上に努めるものとする。

加えて、県、市町村等の防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）について、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

その他に、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

カ 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進

市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑

制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

キ デジタル技術を活用した防災対策の推進

市は、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進を図る。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努めるものとする。

ク 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(2) 市民の基本的責務

ア 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

イ いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう努めるものとする。

ウ 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めるものとする。

第2項 自主防災組織・ボランティアとの連携

1 実施責任者

- ・市
- ・地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・市民
- ・防災関係機関
- ・社会福祉協議会
- ・事業者

2 実施内容

(1) 自主防災組織の育成と強化

ア 自主防災組織づくりの推進

市は、災害発生時における自主防災組織の重要性についての認識を広め、地域の自主防災組織づくりを推進するものとする。

イ 地域の組織体制の強化

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主防災の体制づくりに努め、組織的な防災活動が実施できるよう体制強化を図るものとする。

ウ 多様な人材による自主防災組織の育成、強化

ウ-1 防災リーダーの育成支援

市は、多様な人材から、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの養成に努めるものとする。

また、消防職員及び消防団員OBの活用も図るように努め、地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう取り組む。

※多様な人材

自主防災組織、消防団、消防署、警察署、女性防火クラブ、建設業の防災支援する組織、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織及びその組織のOBによる人材

ウ-2 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質の向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

ウ-3 自主防災組織活動の充実

市と地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、防災リーダーとして育成した人材、消防職員及び消防団員OBなどに自主防災活動への参加を呼びかけ、その専門知識を生かした、自治会単位の自主防災組織の設立と活動の充実に努めるものとする。

エ 各自主防災組織の防災計画の作成

市は、自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等を明確にし、迅速・的確な活動を確保するため、各自主防災組織が防災計画を作成するよう、その具体的なモデル案提示等により指導する。なお、自主防災組織の防災計画は、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定めるものとする。

各自主防災組織は、次の作成例を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図るものとする。

《平常時の活動内容》

活動項目	内 容
減災対策を行う （災害を少しでも減少すること）	宅地周りのがけ崩れの防止を行う 家屋の耐震診断を受け耐震化を行う 家具の転倒防止を行う
共同作業などに積極的に参加する	普段のご近所づきあいや自治会の行事などに積極的に参加することで、災害時の助け合いの信頼関係を高める
防災訓練などの実施	災害に備えるための研修や講習、防災訓練を定例行事にするなどして実施する
連絡網や要援護者リストの作成	連絡が取れるようにご近所の情報を整理し管理することで、安否の確認を素早く行う
地域の危険箇所の把握	がけ崩れや河川の氾濫の危険、交通の要所などを確認・把握を行い地図にまとめるなど情報を共有する
一時（いつとき）避難場所の設定	始めに人員確認や情報を自治会単位で集めるため、集合できる安全な場所を設定する
防災備蓄品の装備を行う	災害直後に必要な生活必需品と初期防災活動に必要な資機材の備蓄を行う

《災害時の活動内容》

組織の編成	内 容
情報班	被害状況の情報収集や伝達、行政等との連絡
消火水防班	火の元の確認など火災の防止、初期消火、風水害時の水防活動など被害の拡大を防ぐ
救出救護班	建物の倒壊や落下物により身動きがとれない人の救出、負傷者の応急手当、救護所等への搬送
避難誘導班	避難指示の伝達、避難所への避難誘導、避難経路の安全確保
給食給水班	災害時の水が使えない場合を想定し、井戸の確認や水の調達、炊き出しや救助物資の配分の協力
要配慮者班	一人暮らしの高齢者、障がい者等の自力避難が困難な人の情報の提供や避難誘導の手助け

オ 防災訓練への参加

防災訓練に必要な知識、技術を習得し、また組織的な行動をとることを目的に自主防災組織ごとの訓練の実施及び市等の訓練へ積極的に参加する。

カ 自主防災資機材の整備

消火用資機材については、各家庭で備蓄するほか地域の実情によっては、自主防災組織として確保しておく。又その他の防災資機材（土のう、砂等）についても、自主防災組織で確保しておくことが望ましい。なお、資機材については災害の際その機能が十分発揮できるよう定期的に点検整備を実施する。

キ 物資の備蓄

食糧、応急手当用医療薬品等については、各家族で備蓄するほか、自主防災組織として備えておくことが望ましい。

ク 研修の実施

市、防災関係機関等は、連携して自主防災組織のリーダーを中心とした研修を実施し、防災上の知識及び技術の向上を図ることにより、自主防災組織の活動を充実するものとする。

また、地域に根ざした各種の団体に対して、その構成員が自主防災組織のリーダーとして活動できるよう、防災に関する研修活動等に参加するよう指導するものとする。

ケ 恵那市消防防災センターの活用

市は、自主防災組織のリーダーをはじめ市民に対して恵那市消防防災センターの利用を図り、自主防災組織を育成し、また市民の防災知識の向上に努めるものとする。

コ 消防団、警察等との連携強化

市は、連携して自主防災組織と地域防災情報拠点である消防団、警察等との連携強化に努め、迅速、的確な自主防災活動を推進するものとする。

また、市は、自主防災組織と女性防火クラブ、少年消防隊等他の自主的な防災組織との連携強化を図るものとする。

消防団にあつては、「自分たちのまちは自分たちで守る」という崇高な郷土愛護の精神に基づき、災害発生時における市民の生命・身体・財産を守るための活動を担うものであり、地域との密接な連携強化を図るものとする。

市は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。

サ その他の（「地域」を基準としない）自主防災組織

サ-1 施設、事業所等の自衛消防組織等

市は、施設、事業所等の自衛消防組織の整備・充実を指導する。また、自主防災組織と自衛消防組織との連携強化を図るものとする。

施設、事業所においては、組織的な防災活動を行い、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域の一員として、被害の防止又は、軽減に努めるものとする。

サ-2 建設事業者の防災支援組織

地域の建設事業者は、市が災害応急対策を実施する場合において、建設機械、資材、労力等を確保し、被災現場へ赴き、自主防災組織、警察、消防、その他の行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援する防災支援組織の構築を進めるものとする。

サ-3 農業用ダム、ため池の自主防災組織

市、土地改良区、受益者及び地域の市民は、農業用ダム等の損傷に伴う二次災害を防止するため、自主防災組織を設立し、必要な措置、下流域の市民の誘導等を行うものとする。

(2) ボランティア活動の環境整備

ア ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり

市は、恵那市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部、恵那市まちづくり市民協会並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、市民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（恵那市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

また、市は行政、社会福祉協議会・NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

イ ボランティアの組織化推進

市は、関係団体による連絡協議会の設置等を促進し、ボランティアの自主性を尊重した組織化を推進するものとする。

ウ 災害ボランティアの登録

恵那市社会福祉協議会は、災害ボランティアの登録受付を行うものとする。

市は、恵那市社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑な災害ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導及び支援を行う。

また、ボランティアの登録状況について把握しておくものとする。なお、恵那市社会福祉協議会は、次項を参考に要領を定め、災害ボランティアの登録受付を行う。

対象者	① 18歳以上で災害ボランティア活動が可能なる者 ② 15歳以上18歳未満で次の条件を満たす者 ・グループ活動であること。 ・グループに20歳以上の指導者がいること。 ・原則として市内の活動に限ること。 ③ 災害救援活動を希望するグループ又は団体 ④ ボランティア保険の加入者
登録後の活動要請	次の場合に恵那市社会福祉協議会からボランティア活動を要請する。 ① 災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合 ② 災害が発生し、災害ボランティア活動が必要と認められる場合

配慮する事項	① ボランティア活動上の安全確保 ② 被災者ニーズ等の情報提供方策の整備
--------	---

エ ボランティア活動の推進

エ-1 ボランティアセンターの設置

恵那市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受け入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

市及び岐阜県社会福祉協議会は、ボランティアセンターの設置、運営について指導及び支援を行うものとする。

市はボランティアセンターの運営に積極的に参画するものとする。

エ-2 ボランティアコーディネーターの育成

市及び恵那市社会福祉協議会は、ボランティア関係団体と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者の調整役となるコーディネーターの育成、確保に努めるものとする。

【ボランティアコーディネーターの活動内容】

- ① ボランティアと要援護者との調整・連絡
- ② ボランティア活動に関する助言・相談
- ③ ボランティアの発掘・登録・斡旋等

オ NPO・ボランティア等のネットワーク化

市は、災害時に日本赤十字社奉仕団を始めNPO・ボランティア等間の連携ある行動がとれるよう、恵那市社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部及びNPO・ボランティア等と情報交換会を開催する等団体相互間のネットワーク化を図る。

カ ボランティア活動拠点の整備

市と恵那市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動の拠点となる施設の確保と必要な情報機器設備等の整備を図るものとする。

また、市は、災害応急対策におけるボランティアが効果的に活動できるよう、災害対策本部等にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備する。

キ 廃棄物等に係る連絡体制の構築

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第3項 行政機関の業務継続体制の整備

1 実施責任者

・市

2 実施内容

(1) 行政における業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(2) 行政機関における個人情報等の分散保存

市における業務継続のために重要な個人情報を含むデータ（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の分散保存の促進を図る。

市は、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

第4項 企業防災の促進

1 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・商工団体 ・各種企業 |
|--|

2 実施内容

(1) 企業における措置

企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐

震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（Business Continuity Management）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

ア 生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内にとどまったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 二次災害の防止

製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。

ウ 事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めて、継続的に事業継続の取り組みを実施する。

エ 地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を生かした活動が望まれる。また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。

(2) 市、商工団体等における措置

市、商工団体等は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになるBCP策定支援及びBCM構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ア 事業継続計画（BCP）の策定促進

ア-1 普及啓発活動

市、商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。

ア-2 情報の提供

企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

イ 相談体制の整備

市、商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第 2 節 防災業務施設・設備等の整備

1 気象等観測施設・設備等

気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供するものとする。

（注）気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）では、気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従って、気象庁長官の登録を受けた者が行う検定に合格した気象測器でなければ、使用してはならない。また、観測施設を設置した場合は、その旨を届け出なければならない。

2 消防施設・設備等

常備消防機関（消防本部、消防署、分署、救急分遣所）の効果的な配置、相互の通信指令ネットワーク（高機能消防指令センター、デジタル無線設備等）の充実を図るとともに、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設、コミュニティ防災拠点（コミュニティ消防センター等）、その他消防関連施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車等の特殊車両、化学消火薬剤等の資機材の整備を図るものとする。

3 防災施設・設備等

災害対策本部施設とは別に、災害応急活動の中核拠点となる消防防災センターを整備し、設備の充実を図るとともに、その防災学習及び展示機能を有効に活用する。また、地域の防災拠点（振興事務所施設等）として各町に 1 箇所程度の整備に努め、円滑な災害応急活動体制の確立を図る。

各防災拠点は有機的な連携を保つことが重要であり、そのため特に情報のネットワーク化を積極的に図るものとする。

そのほか、防災ヘリコプターの緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常にその実態の把握と、離着陸試験等を計画的に実施し、緊急離着陸場の機能の確保を図るものとする。

4 通信施設・設備等

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備し、その機能の充実と交信範囲の充実及び信頼性の向上に努めるとともに、万一これら施設に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図るものとする。

市は、県が整備を図る、各機関が入手した気象情報、河川情報、土砂災害情報、道路情報、

被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる情報システムを活用できるようにする。

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

5 水防施設・設備等

市は、重要水防区域、危険箇所等について把握し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄するものとする。

6 救助施設・設備等

市は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善及び点検するものとする。また、常備消防機関（消防本部、消防署、分署、救急分遣所）の効果的な配置により、救急体制の充実、救急車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の短縮が図られるよう努めるものとする。

7 災害対策本部施設・設備等

市は、災害対策活動の中核拠点として、迅速正確な災害情報の収集伝達及び迅速的確な指揮指令機能を有する災害対策本部機能の強化を推進するとともに、大規模な災害により庁舎が損壊し、災害対策活動が実施不可能になることを避けるため、災害対策本部機能をもった代替施設の整備を図るものとする。また、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。

災害情報を一元的に把握し、共有することのできる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

8 迅速な参集体制の整備

市は、災害発生時に速やかに応急対策体制を確保するには、職員の迅速な参集が不可欠であり、災害発生時の監視及び災害情報の迅速な収集・伝達体制等を確保するため、勤務時間外における宿日直体制の実施とともに、職員の徒歩等による参集時間参集ルート of 事前確認の実施など、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、より迅速な職員参集体制の整備を推進するものとする。

その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等についても整備を推進するものとする。

9 広域防災拠点施設の指定

大規模災害発生時に市内の迅速な災害対策活動のため、次の機能を有する広域防災拠点施設の指定を行うものとする。

ア 救助活動拠点

派遣される多数の警察、消防、自衛隊等の救助部隊を受け入れるための拠点

イ 地域内輸送拠点

県外から、又は市域を越えて届く多種・大量の支援物資を被災地に効率的に配分するための拠点

ウ ライフライン復旧活動拠点

電気、ガス、上下水道等のライフラインの寸断が広域になった場合、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保のための拠点

10 その他施設・設備等

災害発生時等における防災活動を実施するにあたり、災害復旧活動を行う拠点施設の役割を担う施設として、「道の駅」を有効的に活用するものとする。

市は、災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な資機材の調達方法を検討し、また、特に防災活動上必要な公共施設、避難所に指定されている施設等の防災点検を定期的に実施するとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を策定するものとする。

第3節 防災思想・防災知識の普及

1 方針

災害を最小限に食い止めるには、市や防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが、日頃から「自らの生命は自ら守る」、「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、平素から災害に対する備えを心掛けることが必要であり、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。また、防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関するさまざまな情報や各種データを分かりやすく発信するものとする。

また、「超」広域災害や、複数の災害が同時に発生するような災害が起こり得ることを周知し、それらの災害に対する備えの必要性を併せて啓発するものとする。

なお、その際には乳幼児、重篤な重病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 市民に対する普及

市、防災関係機関等は、市民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット、チラシ等の配布、恵那市防災センターの展示教育設備の利用、防災に関する講演会、展覧会、研修会等の開催、ラジオ、テレビ、新聞、広報紙等を通じた広報や災害図上訓練の普及推進等により、災害予防、応急措置等の知識の向上に努め、誰にでも起こりうる災害による被害を少しでも軽減するための備えを一層充実し、その実践を促進する。

また、防災知識の普及にあたっては、市民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等を克服し、自らの判断で避難行動をとること及び避難行動を取るべきタイミングを含め、早期避難の重要性を市民に周知し、市民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

(2) 児童生徒等に対する普及

市は、県教育委員会の指導のもと、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実及び消防団員や防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。また、学

校において、外部の専門家や地域の方、保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

学校（園）等は、災害の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法、早期避難の重要性等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、発達段階、地域コミュニティにおける多様な主体との関わりの中で地域の実情に即した防災教育を行い、消防機関及び自主防災組織等と協力した防災訓練を実施するものとする。

(3) 職員に対する防災教育

市、防災関係機関等は、防災上必要な専門的知識及び技能の向上を図るため、防災事務又は業務に従事する職員はもとより、一般職員等に対しても機会を得て防災関係法令、地域防災計画、非常配備の基準、各職域において処理すべき防災事務又は業務等に関する講習会、研究会、研修会等を実施し、その指導を行うものとする。

(4) 災害伝承

市、防災関係機関等は、市民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるとともに、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(5) 企業防災の推進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(6) 防災訓練への積極的参加

市、防災関係機関等は、防災知識の普及や災害時における防災対応行動力（共助の行動の実践）の向上を図るため、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、企業等に対して、防災訓練に積極的に参加するよう啓発に努め、共に充実した訓練となるよう取り組むものとする。

第4節 防災訓練

1 方針

災害発生時において、市計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から積極的かつ機能的に防災訓練を実施するものとし、年々その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応したより実効性のあるものとするように努める。

また訓練には、市及び市民はもちろんのこと、防災士、医療関係者など多様な人材とともに連携して訓練に取り組むものとする。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 防災関係機関

3 実施内容

(1) 訓練方法

市、防災関係機関等は、訓練の目的を具体的に設定した上で、水害、火災等それぞれの地域（施設）において発生が予想される災害の具体的な想定に基づいて、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、実地又は図上において、次の点に留意のうえ、それぞれの機関別あるいは合同して訓練を行うものとする。

ア 応急対策体制の確認、評価等

防災訓練を通じて、各関係機関の組織体制の確認、評価等を実施し、危機管理体制の実効性について検証するとともに、各関係機関相互協力の円滑化を図る。

イ 市民の防災意識の高揚

市民一人ひとりが防災訓練に際して、日常及び災害発生時に「自らが何をすべきか」を考え、危機（自然災害、事故等）に対して十分な準備を講じることができるよう実践的な訓練により防災意識の高揚と知識向上を図る。

ウ 要配慮者等の配慮

要配慮者に十分配慮し、地域で支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に立った配慮が十分行われるよう努める。

(2) 水防等の訓練

市は、その地域における水防活動等の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防等に関する訓練を実施するほか、必要に応じ近市町村等関係団体が合同して実施する。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前（梅雨期前）の最も訓練効果のある時期を選んで実施することが望ましいが、地域の実情に合わせて効果的な時期に実施する。

イ 実施地域

河川沿いの危険箇所等洪水その他による大災害の発生する恐れのある地域において実施する。

ウ 方法

実施又は図上において水防活動、仮道、仮橋の架設等について関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域内に位置し、この計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

(3) 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて大火災を想定し、他の市町村、県等と合同して実施する。実施に当たっては、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じて他の関連訓練と併せて実施するものとする。

(4) 避難等救助訓練

市、防災関係機関等は、関係計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防ぎょ活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

なお、学校、病院、社会福祉施設、事業所、商業施設等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難施設を整備し、訓練を実施するものとする。

また、社会福祉施設における訓練は、災害が発生したときの避難場所、避難（誘導）方法、その他細部にわたる計画を施設管理者が策定し、年2回以上（児童福祉施設においては月1回）の避難訓練を消防機関等の協力を得て行う。うち、入所型の社会福祉施設においては、夜間又は夜間を想定した避難訓練を1回以上実施するものとする。

(5) 地域における訓練

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、それぞれの地域特性に応じた訓練計画を定め、自主的な訓練を実施するとともに、市が計画する総合防災訓練等に関係組織として連携して総合的な訓練を実施する。

(6) 多様な訓練

市、防災関係機関等は、応急対策を実施するため必要な事項について関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて円滑な遂行を図るため、他の訓練と併せ又はそれぞれ単独で次の訓練等を実施するものとする。

- ア 災害警備
- イ 気象警報等の伝達
- ウ 災害応急対策活動従事者の動員
- エ 災害情報等収集及び伝達
- オ 道路交通対策及び緊急輸送対策
- カ 土砂災害対策
- キ 情報連絡員や応援職員等の受援又は派遣

ク その他

また、それぞれの機関（市、防災関係機関、地域、学校、病院、施設、事務所等）は、幅広く多様な方法を取り入れて訓練を実施するものとする。

ア 各種防災マップの活用

イ 災害図上訓練（DIG：Disaster Imagination Game）

ウ 命を守る訓練

エ その他

(7) 総合防災訓練

市は、上記各種の基礎訓練を効果的に組み合わせ、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、防災関係機関と合同で、同一想定に基づく総合的な訓練を実施するものとする。

ア 実施の時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施地域

災害の恐れのある地域、又は訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 方法

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、市民、事業所等が一体となって、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加に努める。さらに、NPO・ボランティア等に対しても、総合防災訓練への参加を求めるものとする。

(8) 広域災害を想定した防災訓練

市は、他の市町村や県等と、複数の県や市町村に及ぶ様々な災害を想定した机上訓練に参加し、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

(9) 防災関係機関等の実施する防災訓練の支援

市は、防災関係機関あるいは防災組織と連携し、関係機関が実施する防災訓練について積極的に協力、支援し、要配慮者や女性の参画を含めた多くの市民の参加を図っていくものとする。

(10) 訓練の検証

市、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）等は、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員、地域防災リーダー等の教育訓練を行い、訓練成果を取りまとめ、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第5節 防災対策に関する危険箇所調査

1 方針

災害による被害を最少限にとどめる対策を実施するため、危険箇所の調査を推進する。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・防災関係機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 災害危険地予察

市は、県及び関係機関の協力を得て、山崩れ、河川氾濫等の災害の予防と災害時の円滑な応急対策の実施を期するため、予想される単独で災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用される程度の大規模災害について自然的、人工的災害条件の予察を行う。

そして、市は関係機関と共同して、既往災害の経験等を参考にして災害の種類ごとに被害想定及び災害発生時における災害応急対策を具体的に検討し、その結果を市計画に反映するものとする。

(2) 計画の樹立

市は関係機関と共同して、危険地域調査結果の想定被害に対処するための平常時における予防対策及び災害時の応急対策を各想定被害別に樹立する。

(3) 風水害対策基礎調査

風水害による被害を最少限にとどめる対策を樹立するため、市は、県及び防災関係機関の協力を得て次の事項等について基礎的調査を推進するものとする。

- ア 恵那市における既往の風水害
- イ 降水量と山腹等の崩壊災害
- ウ 降水量と土石流、がけ崩れ等の土砂災害
- エ 降水量と河川災害
- オ 浸水想定区域図
- カ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

(4) 火災対策基礎調査

火災は、人為的災害の代名詞として災害の中核に位置しており、科学の進歩に伴って特殊火災の発生等消防活動のいかんによっては、大災害を引き起す素因を多くもっており、市は、県及び防災関係機関と相互協力して消防対策を図るため、調査研究を推進するものとする。

(5) 防災アセスメントの実施及び防災マップ等の整備

市においては、各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実情に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（自治会単位、地域（町）単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災マップの作成を積極的に推進するものとする。

(6) リスクの評価

市は治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

4 危険箇所等の状況

市内において災害時に被害の危険があると予想される地域、箇所、あるいは災害の予想される場合に特に重点を置いて、防護活動を行う必要がある箇所の状況は、次のとおりである。

災害種別	調 査 地 域
火 災	1 大井町及び長島町の市街地で家屋が密集している地域 2 その他の地域で、家屋が密集している地域
水 害	1 阿木川氾濫を想定して東野（向島）、長島町正家及び大井町の平坦部地域 2 横町川、永田川、田違川の氾濫を想定して大井町4区、5区の一部地域及び長島町中野の市街地の地域 3 中野方川氾濫を想定して中野方町（野瀬）及び笠置町河合（加須里）の地域 4 木曾川氾濫を想定して笠置町毛呂窪（栩杭）、笠置町姫栗（寺田）、笠置町河合及び長島町久須見（本郷）の地域 5 岩村川、一色川、富田川、吉田川、飯羽間川流域の全地域 6 小里川流域の全地域 7 明智川、吉田川、阿妻川、高波川流域の全地域 8 串原地区 河川の氾濫が予想される地域 9 上矢作川流域の全地域（飯田洞地区、漆原地区）
地 震	家屋が連なっている平坦地一帯（市街地） 崩壊する恐れのある山地等に接近している住家
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） 急傾斜地の崩壊 土石流 地すべり 市内の全地域において警戒区域の指定地が存在する

なお、危険箇所の詳細については資料編に記載

第6節 広域応援・受援体制の整備

1 方針

大規模災害発生時において、一地域の防災関係機関だけでは対応が不十分となることが考えられ、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受け、または支援をすることができるよう体制整備を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 広域応援体制の整備

市域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、災害発生時、周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整えるものとし、相互応援協定等に基づき、市内に派遣される応援部隊の受入れ態勢及び活動基盤となる施設等の整備を進めるものとする。

(2) 県域を越えた広域相互応援

ア 県外の市町村との相互応援協定の締結

迅速な応援・受援体制がとれるよう、県外の市町村又は友好市町村等との間の相互応援協定を締結するものとする。

イ 防災関係機関との協力体制

災害が発生した場合において応援を求める内容、連絡先等について、あらかじめ防災関係機関と確認しておくものとする。

(3) 県内相互応援

ア 県及び市災害時相互応援協定

市は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づく県及び市町村相互の応援が円滑に実施できるように努めるものとする。

イ 広域消防相互応援協定

岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるように努めるものとする。

(4) その他の応援体制

ア 緊急消防援助隊

大規模災害又は特殊災害の発生時に消防の広域応援等を行う緊急消防援助隊について、その要請及び活動等が円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

イ 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において行う広域航空消防応援について、円滑、迅速に実施できるように努めるものとする。

第7節 緊急輸送網の整備

1 方針

大規模災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 緊急輸送道路の管理者

3 実施内容

(1) 恵那市における緊急道路・主要市道の選定

県の緊急輸送道路ネットワーク計画と連携のもと、確保すべき市の骨格道路としての緊急道路・主要市道を選定する。

《県の緊急輸送道路ネットワーク計画》

県内の道路を災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から区分して緊急輸送道路に指定しネットワークを構築する。緊急輸送道路は、代替性を考慮したネットワークを構築するとともに、緊急用河川敷道路、広域農道等を含め、道路種別に関係なく有効なネットワークを指定する。

ア 第1次緊急輸送道路

県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路

イ 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路

ウ 第3次緊急輸送道路

第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

(2) 道路被害状況の迅速把握

災害発生後、早期に緊急輸送道路を確保するため、道路の被害状況を迅速に把握し、それに基づく応急復旧への早期着手及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

(3) ヘリコプター緊急離着陸場の利用

空路からの物資受入れ拠点として県の指定するヘリコプター緊急離着陸場を利用する。

(4) 緊急輸送道路ネットワークの確保

緊急輸送道路の管理者は、道路整備中期計画等に基づき、その整備を図るものとする。市の緊急道路・主要市道についても道路整備計画等を策定し、主要な集落と道路のアク

セス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面对策等の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、新規の電柱占用を原則認めないものとする。

(5) 地域内輸送拠点施設の設置

災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に市へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として、地域内輸送拠点施設を設置するものとする。市は、地域内輸送拠点施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

(6) 緊急通行車両の周知・普及

輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための申出があったときは、災害発生前においても、当該車両に対して緊急通行車両標章が交付されることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の申出を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

第 8 節 防災通信設備等の整備

1 方針

大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱は必至であり、情報の収集、伝達の遅れ等災害応急対策活動の遅れにつながる情報通信体制の整備拡充を図る。また被災者のニーズにあった対策を講ずる上からも、情報体制の確立が必要であり、迅速性を重視した情報の収集、伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）を整備する。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 市防災行政無線等の整備

市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設を備えているが、その機能の充実及び一層の信頼性の向上に努める。

また、平常時から定期的及び随時に保守点検を実施するとともに、運用の習熟に努める。さらに、災害時における市と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線の整備拡充に努めるとともに、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

ア 同報系防災行政無線システム（デジタル方式）

ア-1 親局設備等

放送操作卓としての親局を恵那市役所に設置し、消防本部の指令台と連動させ自動放送が行える機能を有し、各中継局等を介し市内全域に一斉に放送を行う。

ア-2 屋外拡声子局

市内の各所に設置され、操作卓・遠隔制御装置からの放送を拡声放送するための設備。

ア-3 防災行政無線と連動放送が可能な音声告知器

恵那市ケーブルテレビ事業による通信網（CATV）を利用した市内全戸を対象に整備した宅内放送設備。防災行政無線の放送と連動しており、この音声告知器で防災行政無線のからの放送を宅内で聴取することができる。

ア-4 戸別受信機

ケーブルテレビ通信網（CATV）を利用した音声告知器から防災行政無線の放送を聴取することは可能であるが、災害時等でケーブル断線等により通信が断絶した場合に備え、避難施設、公共施設等の防災拠点施設に設置する直接受信可能な装置。

イ 移動系防災行政無線システム

市町村合併（平成16年10月）前から存続する地域別のアナログ方式のシステムを暫定的に継続運用し、防災拠点施設との通信確保のための有効配備に努め、各地域や災害現場との通信を確保する。

今後は、市内全域の統一した通信が可能となるよう、市の状況に即したデジタル方式の無線システムを整備することを検討する。

ウ 消防・救急移動通信システム

消防業務、救急業務等における情報の収集、伝達を行う通信の確保を図るため、無線通信施設の運用を行うものとする。

なお、通信方式の向上を図るため無線通信施設のデジタル化の基本方針のもと、市の実情に即した新たなシステム構築を行い、整備するものとする。

(2) 県防災行政無線等の活用

市と県等を結ぶ、岐阜県防災行政無線設備を相互の連絡用に積極的に活用し、運用の習熟に努めるものとする。

また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。

(3) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害現場において、相互の連絡を密にし、災害応急対策を緊急かつ円滑に推進するため、防災相互通信用無線の整備に努めるものとする。

市は、消防機関相互間の連絡を密にするため消防無線の共通波を備えた無線局を整備するよう努めるものとする。

(4) 非常時の通信体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時に、加入電話や自己の所有する無線通信施設等が利用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、東海地方非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の総点検、非常通信の円滑な運用に努めるものとする。

※非常通信（電波法第52条）

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する恐れがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

(5) その他通信網

市は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。

ア 移動体通信（衛星携帯電話等）

移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。

イ アマチュア無線

恵那地区アマチュア無線防災協議会と市との災害時応援協定により、アマチュア無線の協力を得て情報の収集、伝達体制を整備する。

ウ インターネット等

市内外へ被災地情報、支援情報、安否情報、生活情報等を提供するため、インターネットを利用して行うシステムにより、市民等に情報の提供を行い、より有効な災害時通信体制及び情報提供体制の整備を図る。

エ タクシー無線

機動的な災害時緊急情報を収集するため、関係機関と協議し、タクシー無線の活用を

検討する。

オ 恵那市メール配信サービス

携帯電話等のメール配信機能を活用し、市民等への情報の提供体制の充実に努める。

(6) その他通信システムを作動させるための人的・物的備え

市及び防災関係機関は、非常電源設備及び要員の緊急体制等を多重的に整備するものとする。

(7) 情報の収集、伝達方法の多様化

ア ヘリコプターによる情報収集

災害が発生した場合、必要に応じ上空から情報収集活動を行う防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターから情報収集を行う。

イ 災害現場からの情報収集

あらかじめ、災害現場に赴き情報収集に当たる職員を指定するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、無人航空機（ドローン）等の機材を整備するなど、災害現場情報等の収集に努めるものとする。

(8) 情報システムの高度化等

市及び県は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等、情報収集や連絡のシステムの整備に努めるものとする。また、迅速な緊急地震速報の伝達のためその伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるものとする。

市及び県は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第9節 火災予防体制

1 方針

大規模災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性があり、消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる体制を整備する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 火災予防の指導強化

ア 市民に対する指導

自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防隊等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、市民に対し、災害時における火災防止思想普及を図るため次の指導を行うものとする。

ア-1 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

ア-2 初期消火の重要性の啓発、各家庭、事業所等での消火器、消火用水の準備とその使用方法

ア-3 火災予防条例の周知・徹底

イ 防火対象物の管理者等に対する指導

防火対象物の管理者に対し、次の指導等を行う。

イ-1 消防法に規定する防火対象物に対する防火管理者・防災管理者の選任、自衛消防組織の設置、消防計画の作成（消防法に規定のない事業所についても、消防計画に準じた計画作成を指導）

イ-2 火気使用器具の使用方法、周囲の整理整頓

イ-3 消防用設備の設置、整備点検とその使用方法

イ-4 防火対象物の予防査察の計画的な実施、火災発生危険の排除、火災予防対策の万全な指導

イ-5 消防法の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用による建築あるいは増築の段階での火災予防の徹底

ウ 初期消火体制の確立

各家庭等で消火し切れない火災について、自主防災組織等で初期消火活動を行えるよう、次のとおり整備、指導するよう努める。

ウ-1 消火器の各家庭への設置とその使用方法

ウ-2 消火栓ボックスの設置とその使用方法及び組織的消火活動

(2) 消防力の整備強化

ア 消防力の強化

消防力の整備指針に定める水準を目標として消防組織の充実強化及び消防施設の整備

増強を図ることはもとより、災害が発生した場合の道路交通の阻害、同時多発災害の発生等に対応できる消防力の整備に努めるものとする。

- ア-1 市消防施設整備計画に基づく消防施設の整備拡充と、消防職員、消防団員の確保
- ア-2 大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進
- ア-3 必要な資機材等の整備
- ア-4 救出活動を阻害する障害物除去のための大型建設機械の要請に関する関係者団体との協力体制の確保
- ア-5 消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進かつその育成
- ア-6 同時多発災害時に備えた、自主防災組織等の育成強化

イ 消防水利等の確保

消防水利の基準に適合するよう適正配置と同時多発災害、消火栓使用不能事態等に備えた水利の多様化を図るものとする。

- イ-1 防火水槽の整備
- イ-2 消防水利の不足した場所においても、有効な消火活動が行えるよう水槽車の配備
- イ-3 緊急水利として利用できる河川、池、プール、井戸等の把握による水利の多様化
- イ-4 水を輸送できる民間車両（散水車、ミキサー車等）の利用についての関係団体との協議

(3) 消防団組織の重要性

地域消防の要である消防団は、市民に対する火災予防指導、消防力の有効活用と緊急時対応力の強化に努めるものとする。

第10節 水害予防体制

1 方針

洪水等による水害を防止するための必要な水防組織、施設の整備等は、別に定める「恵那市水防計画」によるものとするが、水害と関連のある貯木対策、道路施設対策、避難に関する情報等については次に定めるところによる。

2 実施責任者

- ・市
- ・その他の道路管理者
- ・製材業者
- ・防災関係機関
- ・施設等管理者
- ・河川管理者

3 実施内容

(1) 道路施設対策

ア 市及びその他の道路管理者は、道路施設について、防災点検等により状況把握を行う。防災対策を必要とする施設については、社会資本整備重点計画等に基づき緊急を要するもの等から逐次防災対策を進めるとともに、道路の冠水による事故を未然に防止するため、監視施設等の整備を図り、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

イ 市及びその他の道路管理者は、洪水時における道路及び橋梁保全を図るため、次により維持補修に努めるものとする。

イ-1 毎年取水期前に計画を立てて次の事業を実施する。

- ① 山側、側溝の掘削整備
- ② 水抜、暗きょ等の呑口の埋没を防ぐ掘削及び流木の防止措置
- ③ 橋梁、塵除杭の補修及び塵の取除き
- ④ 橋台石積の洗掘した個所の補強（根個工を施す。）
- ⑤ 河川と関係する路側石積の基礎の洗掘防止（根個又は水利工を施す。）

イ-2 出水期に流出又は、埋没の恐れがある橋梁、暗きょに対し市民に警戒並びに情報の伝達を依頼するとともに、必要な注意標識を設置する。

イ-3 危険道路に補助版を設け「路肩弱し」「落石注意」「冠水区間」等を表示する。

イ-4 水防資器材は、一定の個所に保管し、常に員数を明確に表示するものとする。

(2) 貯木対策

製材業者等貯木をする者は、例え一時的なものであっても、災害発生時における貯木に伴う被害を軽減するため、次の事項について万全を期するものとする。

なお、各関係機関はその指導に当たるものとし、特に洪水が予想される時期においては、その徹底に努めるものとする。

ア 河川敷へは、貯木をしてはならないこと。

イ 貯木は、流木化する恐れのある地域はできるだけ避けるとともに、出水等により流失のおそれがある時は、ロープによる緊結等流出の防止に努めなければならないこと。

ウ 平常時より流出防止柵を設ける等その施設を整備しておくこと。

(3) 水害リスクの開示

市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

このため県は、県管理課河川において、水害の危険性が高い地区の情報（洪水浸水想定区域図等）の提供や、危機管理型水位計や河川監視カメラを設置し、避難判断の参考となる水位の設定等を行い、市は、これらの情報を活用し、水害の発生に備えたタイムライン及び想定される最大規模の降雨を対象としたハザードマップを作成するものとする。

なお、タイムライン策定に当たっては、避難所開設における感染症対策に要する時間を考慮するものとする。

(4) 防災知識の普及

市、防災関係機関等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

市は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味やとるべき行動を直感的に理解できるような取組を推進する。

市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

市は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- ・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、市民等に配布するものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域、家屋の倒壊等が想定される区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。加えて、中小河川や雨水出水による浸水

に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクを正しく理解し、住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として自宅の安全な場所や親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

(5) 体制整備

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

(6) 要配慮者利用施設における防災体制の整備

第2章第19節「要配慮者・避難行動要支援者対策」を準用する。

第11節 渇水等予防体制

1 方針

飲料水の枯渇又は災害により断水等の恐れのある水道施設（以下この節において、「施設」という。）について、安定した給水等を行うため、施設の改善整備、協力体制の整備等を行う。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 市民 ・ 施設の設置者 |
|---|

3 実施内容

(1) 現状の把握と施設対策

市及び施設の設置者等は、飲料水の利用と施設の状況を把握し、緊急時における給水拠点の設定等給水計画を策定するとともに、常に安定した水源を確保し、市民の日常生活を混乱させることのないよう、その対策に努めるものとする。

(2) 水道等の普及

市は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、水道事業の整備と普及に努めるものとする。

(3) 渇水期及び災害時の広報と給水

市及び施設の管理者等は、水源が長期にわたり枯渇し、飲料水等を得ることができない場合及び災害により断水発生時における広報及び給水については、次によるものとし、その体制の整備に努めるものとする。

ア 広報

ア-1 テレビ、ラジオ、新聞等の利用

ア-2 防災行政無線、音声告知放送、恵那市メール配信サービス、広報車、掲示板等の活用

ア-3 自治会、大口利用者等への節水協力の要請

イ 給水の方法

あらかじめ災害時における給水計画を定め、給水計画は、主として次の事項について定めるものとする。

イ-1 給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）

イ-2 避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法

イ-3 必要となる資機材の確保の方法

イ-4 関係職員への対応、役割分担等

イ-5 水道工事事業者等との協力体制の確保

(4) 給水資機材の確保等

市及び施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

(5) 飲料水の緊急給水等

市及び施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

(6) 市民による飲料水の確保体制

市民は、次のとおり災害が発生した場合、応急飲料水の確保に努める。

<p>家庭における貯水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標に貯水する。 ・貯水する水は、水道水や市販の飲料水等の衛生的な水を用いる。 ・トイレ用水には風呂水や再水を用いる。
<p>自主防災組織を中心とする飲料水の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給水班を編成する。 ・地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保。
<p>応急給水用資機材の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安全性が高く、破損しないものとする。 （20リットル程度のポリタンク） ・簡易なペットボトルや給水可能なポリ袋。 ・給水するためのポンプ。

第12節 観光施設等予防体制

1 方針

恵那市には、宿泊休養施設（ホテル、旅館、国民宿舎等）、運動施設（スケート場、山小屋、キャンプ場等）及びその他集客施設等（以下「観光施設」という。）が多数存在しており、その利用者の安全を図るため、災害発生時に備えた体制の整備に努める。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 観光施設の経営者、管理者 |
|---|

3 実施内容

(1) 責任体制の整備

観光施設の経営者、管理者は、各施設ごとに防災責任者を定め、平常時から危険箇所の点検を行うとともに、救助その他の組織を整備しておく。また、可能な限り滞留旅客の把握及びその情報の保全に努め、災害発生時に備えるものとする。なお、施設被害を想定し、緊急時における避難予定先、経路、誘導の方法を徹底しておくものとする。

(2) 気象予警報等の把握と避難

観光施設の経営者、管理者は、テレビ、ラジオ等の放送で災害に関する気象の把握に努め、観光施設の利用者に周知徹底を図るとともに、市及び警察機関と緊密な連携のもとに、緊急時における避難誘導方法等を定め、さらに「避難の心得」、「避難順路」等を標示して、利用者の早期避難に努めるものとする。

(3) 市との連絡体制

観光施設の経営者、管理者は、観光施設に危険が予想されるときは、市との連絡体制を整えるとともに、市長が適切な避難の指示若しくは勧告が行えるようにしておくものとする。

また、市が、気象予警報等の情報を覚知したときは、できるだけその情報を管理者に伝達するように努めるものとする。

(4) 周知徹底

市は、利用者の安全を図るため、観光施設の経営者、管理者に対して、(1)から(3)までの対策を講じるよう指導するものとする。

第13節 地域の孤立防止

1 方針

恵那市は山林に囲まれた中山間地域であり、市域の北部に木曾川、南端には矢作川が流れている。また、中山間地特有の小集落が点在しており、こうした地勢は、災害時に孤立地域の発生を余儀なくさせることから通信手段の確保、道路網の整備等の防止対策を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 通信手段の確保

通信手段については、「防災通信設備等の整備」に定めるところによる。

災害時の孤立地域を予測し、市民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努めるものとする。

(2) 孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保

市は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。

(3) 孤立予想地域の実態把握

災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。

(4) 避難所の確保

孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

(5) 備蓄

備蓄については、「必需物資の確保体制」に定めるところによる。孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄に努めるものとする。また、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。

(6) その他

県及び市は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第14節 避難所等と避難体制

1 方針

災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の市民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全、迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難所を確保しておくことが必要であるため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

また、市民は安全かつ迅速に避難を行うことに心がけ、危険を感じたら自主的に避難行動を開始できるよう常に意識することが大切である。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 防災上重要な施設の管理者

3 実施内容

(1) 避難計画の策定

市は、避難情報の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、計画に沿った避難支援を行うものとする。また、防災訓練の実施や各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成・配布等により、その内容の市民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をするとともに、市民が防災訓練等において直接活用できるように配慮することにより、災害からの避難に対する市民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

また、市は、市民等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、避難のタイミングや避難場所、確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」などの作成の促進に努めるものとする。なお、「災害・避難カード」は、紙媒体のほか、デジタル版も活用し、その普及に努めるものとする。

学校、病院、工場、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するとともに、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設

利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告するものとする。

また、報告を受けた市は当該施設の所有者又管理に対して必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等行うものとする。

《計画の内容例》

- (1) 避難の指示を行う基準
- (2) 避難の指示の伝達方法
- (3) 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (4) 避難方法、避難所等への経路、誘導方法、誘導責任者等
- (5) 避難所等の整備に関する事項
 - ア 収容施設
 - イ 給水施設
 - ウ 情報伝達施設
- (6) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(2) 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。

さらに、市は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(3) 避難所

ア 避難所の指定（指定避難所）

市は、住家の倒壊等により生活の本拠を失ったとき又は避難が長時間に及び宿泊を要するときの施設としてあらかじめ避難所を確保、指定し、市民に周知する。避難所の選定にあたっては、地理的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等について地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がなく、かつ、たん水、強風等に耐える建造物とするとともに、災害発生時に迅速に開放を行うことが可能な管理体制であり、適切な規模、設備等を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居

室が可能な限り確保されているものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。併せて、指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。

また、市は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図るとともに、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

さらに、指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。

イ 福祉避難所

市は避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者や医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に配慮して、社会福祉施設等を避難所として指定するなど福祉避難所の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

ウ その他避難施設

地域において避難計画を考える上で、近隣の民間施設、又は宿泊施設を避難所として一時的に借り上げるなど、多様な避難所の確保について検討しておくものとする。

《避難所の設定基準》

- (1) 被災者が避難生活し易い（物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性）公共の施設。
- (2) 耐震耐火構造であること、地震等により建物が使用できなくなることも考慮し、隣接して空き地があることが望ましい。
- (3) 市が管理する以外の施設にあつては、利用についての協定等を締結する。
- (4) 選定の順序はおおむね次のとおりとする。

ア 公立小中学校

イ 公民館・集会施設

ウ その他の公立学校

エ その他の公共的施設

（学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。）

《避難所が備えるべき設備の整備》

(1) 避難所に必要な施設設備

水の確保（貯水槽、井戸等）、仮設トイレ、毛布、通信機器、テレビ、ラジオ、非常用電源及び燃料等

(2) 避難所生活の環境を良好に保つための設備

照明、暖房、換気等

男女のニーズの違いを考慮した設備

(3) 要配慮者への配慮

スロープ等のバリアフリー化、多目的用トイレ等

《避難所における生活物資の確保》

(1) 避難所又はその近くで避難生活に必要な物資等の備蓄

(2) 避難所への生活物資の供給体制の構築

エ 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。

また、福祉避難所運営マニュアルについては、社会福祉施設等の施設管理者と連携して策定するよう努める。

防災訓練時において「避難所開設訓練」を取り入れる等、平素から熟読して災害時において、十分な活用を図るものとする。

市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

オ 避難所開設状況の伝達

市は、避難所が開設されていることを市民に伝達する手法について、あらかじめ定めておくものとする。

(4) 避難場所

災害から人命の安全を守るため避難集合する場所として避難場所をあらかじめ確保、指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民に周知するものとする。また、災害時における指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知について、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

避難場所の選定にあたっては、地理的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コ

コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、洪水、山津波、地すべり、がけ崩れ等について地形的に安全な場所で、付近に危険物施設等がない場所とする。

ア 一時避難場所（いっときひなんばしょ）の選定等

市と地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、組織的避難が円滑に行えるよう自主防災組織、自治会ごとに一時的に集合して待機する場所として、一時避難場所をあらかじめ定めるよう指導する。

《一時避難場所の選定の目安》

- (1) 自主防災組織、自治会等の居住者等を収容できる程度の広さを有する公園、グラウンド等の空き地とする。
- (2) 付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (3) 居住者等が集合しやすく、移動しやすい狭い路地等で囲まれていない所とする。

イ 指定緊急避難場所

市は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全である学校や公民館などの施設や公園、広場などの場所を対象とし、指定緊急避難場所として指定し市民に周知するものとする。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けるものとする。

ウ 広域避難場所

市は、火災が延焼拡大した場合の避難場所として、あらかじめ広域避難場所を確保・指定し市民に周知するものとする。

また、広域避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

- ウ-1 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。
- ウ-2 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。
- ウ-3 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう、救護所となり得る建築物の確保を図る。

《広域避難場所の選定基準》

- (1) 広域避難場所の面積は、おおむね10,000㎡の空き地とする。
- (2) 広域避難場所における避難民一人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (3) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (4) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険がないところとする。
- (5) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地で200m以上、耐火建築物から50m以上離れているところとする。

(5) 避難路の指定

避難路は、住宅や事業所等から避難所、避難場所等（恵那市地域防災計画資料編に掲げる避難所及び避難場所、福祉避難所若しくは一時的な避難所又は自治会ごとに一時的に集合して待機する場所である一時避難場所のことをいう。）へ至る私道を除く経路とし、市は、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）とともに、図上等を用いた地域の状況や避難路の検討及び確認等を行い避難路の指定を行うとともに、市民に周知しなければならない。

《避難路の選定の目安》

- (1) おおむね8メートル以上の幅員が望ましい。
- (2) 相互に交差しないものが望ましい。
- (3) 道路沿いには、火災、爆発等の危険の大きな工場等がないよう配慮する。
- (4) アーケードのない道路とし、窓ガラス、看板等の落下物も考慮する。
- (5) 軟弱地盤ではなく、浸水等の危険のない道路が望ましい。
- (6) 自動車の交通量がなるべく少ないことが望ましい。
- (7) 複数の通路を選定するなど周辺地域の状況を勘案して行うよう配慮する。
- (8) 土砂災害特別警戒区域及び警戒区域を除くよう極力配慮する。

(6) 高齢者等避難、避難指示等の基準の策定

市は、高齢者等避難、避難指示等について、国、県、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、市民への周知徹底に努めるものとする。また、マニュアル等に基づき、高齢者等避難の発令による高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するものとする。

躊躇なく、避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

また、市長不在時における避難情報の発令について、その判断に遅れを生じることがないように代理規定等を定める。具体的な基準は資料編によるものとする。

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警戒等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、水位情報、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

(7) 浸水想定区域における避難確保のための措置

市は、洪水予報河川または水位情報周知河川において、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに市民への周知を図るものとする。

また、市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から

必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者、その他の者へ周知するものとする。

市は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等に加え、当該排水施設の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の雨水出水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の雨水出水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市長が当該周辺地域における雨水出水の発生のおそれに関する雨量、当該排水施設の水位その他の情報を入手することができる排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項、その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

イ 浸水想定区域内に主として高齢者、障がい者、乳 幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地

ウ 上記イに該当する施設について、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(8) 土砂災害等に対する市民の警戒避難体制

市は、土砂災害等に対する市民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、市内を面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

(9) 要配慮者の避難誘導體制の整備

市は、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、消防団等の防災関係機関、社会福祉協議会、民生委員、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(10) 避難に関する広報

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所、避難場所、災害危険地域等を明示した防災マップや各種災害におけるハザードマップ、広報紙、PR紙等を活用して広報活動を実施するものとする。併せて、デジタル技術等を活用した災害リスクの可視化や災害の疑似体験等、リアリティ、切迫感のある広報・啓発に努めるものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適

した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害の場合、当該施設に避難することが不適當であることを日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

また、避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると市民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることについて、市は、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、住民への周知にあたっては、災害が発生・切迫し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまった場合、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等するよう促す「緊急安全確保」が発令されることがあるが、これは避難し遅れた住民がとるべき次善の行動であり、必ずしも身の安全を確保できるとは限らないことから、そのような状況に至る前の警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令されたタイミングで避難すべきことを強調しておくものとする。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとし、市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(11) 避難に関する防災対策

安全な避難及び避難所生活を送るために、避難所（場所）付近で洪水や土砂災害等が発生しないよう防災対策を推進するものとする。

(12) 行政区域を越えた広域避難の調整

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害時の具体的な避難・受け入れ方法を含めた手順等を定めるようにする。また、被災者の所在地等の情報を、市と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

(13) 感染症の自宅療養者等の避難

市は県とともに、自宅療養者等の避難に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難についての情報を提供するよう努めるものとする。

第 15 節 必需物資の確保体制

1 方針

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賅えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域応援が必要であり、また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 市民
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 事業者

3 実施内容

(1) 備蓄の基本的事項

大規模災害が発生した直後の市民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄、並びに調達体制の整備についての基本的事項は次のとおりとする。

ア 個人備蓄

大規模災害の発生初期の飲料水や食料、生活物資の確保は、個人の備蓄を中心に対応するものとし、災害発生直後の生活に必要な水、食料、物品等は原則として個人が備蓄するものとする。

また、自主防災組織において共同備蓄を進めることとする。

イ 市の備蓄

市は、大規模災害の発生時の飲料水や食料、生活物資等災害発生後直ちに必要な物資と、避難生活を行う上での物資、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資など多様な品目の備蓄に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとし、例えば、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

ウ 地域及び事業者の備蓄

地域の取り組みとして、自主防災組織において共同備蓄を進めることも有効な手段で

ある。

また、病院、社会福祉施設、企業、事業所等は利用者、入所者等の特性に応じた物資の備蓄に心掛ける。なお、市は、それらの啓発に努めるものとする。

《主な備蓄品目》

- 飲料水
- 食料
- 日常生活品
- 炊飯装置
- 暖房装置
- 情報通信機器
- 医薬品
- 防災活動上の資機材
- 飲料水供給装置
- 衛生施設用品

(2) 市の備蓄方法

ア 集中備蓄

大型で数量が少なく、必ずしも災害発生直後に必要を有しないものとし、防災拠点を中心とした防災倉庫を整備する。

イ 分散備蓄

災害発生直後に必要となり、分散配置が有効なものとし、避難所等に設置する防災倉庫を計画的に整備する。

ウ 流通備蓄

備蓄経費の節減を図るため、市で備蓄するもの以外は流通在庫により、食料、日常生活品等の確保を図る。

(3) 市の物資の調達及び供給対策

ア 市は災害が発生した場合、必要とする食料及び日常生活品を確保・調達するため、予め次の措置を講ずる。

ア-1 市の備蓄品を毎年度計画的に充実し、管理体制を整える。

ア-2 流通備蓄のための物流機関、小売業者等との生活物資確保等の調達に関する協定を締結し、その品目内容や、調達体制について定期的に協議するものとする。

ア-3 緊急物資調達に関する市町村間の相互応援協定を締結し、連携を強化する。

ア-4 炊き出しを行う場合の施設として、学校給食センター、公共施設調理室、炊飯業者及び外食事業者等の調理施設が考えられ、必要に応じて炊き出しに関する協定等を締結する。

イ 市はその必要とする食料及び日常生活品の供給体制について、あらかじめ次の措置を講ずる。

イ-1 市の備蓄品の緊急輸送体制（輸送方法、輸送路等）を整える。

イ-2 物資等の配分計画を立案する。

イ-3 流通備蓄の調達に関し、その供給・輸送体制を立案する。

イ-4 供給体制に適した緊急物資の集積場所を選定する。

イ-5 支援物資等を調達・供給に関して民間事業者のノウハウを活用するなど、関係機関との連携を強化して取り組む。

(4) 防災資機材の充実強化

- ア 応急対策活動に必要となる防災資機材は、備蓄及び民間借上げ等により確保を図り、迅速な応急活動が実施できるように努める。
- イ 建設業の組合等と、重機及び要員の借上げ等に関する協定を締結する。
- ウ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(5) 飲料水の確保

災害時における給水計画として、給水拠点、給水拠点における水の確保の方法（給水拠点での給水が給水車、給水タンク等による場合は、水源、運搬方法を定め、給水拠点が飲用井戸等である場合は、飲用に適することの確認の方法、非常時用ポンプ及び電源の確保について考慮）、避難施設、医療機関、福祉施設等における水の確保の方法、必要となる資機材の確保の方法、関係職員の対応と役割分担、水道工事業業者等との協力体制の確保についてあらかじめ講ずる。

(6) 給水資機材の確保等

市及び施設の設置者等は、緊急時における飲料水の供給が不能となった場合の応急用資機材として、給水計画に基づく給水に必要な給水車、給水タンク（とう載用）、ポリ容器、ろ水器、非常用電源、非常用ポンプ等の確保又は備蓄に努めるものとする。

(7) 飲料水の緊急給水等

市及び施設の設置者等は、緊急時における飲料水の確保が当該施設の範囲で困難な場合は、他の施設の設置者等に対し応援を求めるものとし、水道事業にあつては、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき他の市町村等に対し応援等を要請する。

(8) 市民による飲料水の確保体制

市民は、災害が発生した場合、次のとおり応急飲料水の確保に努める。

(9) 物資支援の事前準備

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

(10) 支援物資の輸送体制の整備

市は、国、県、物流機関、小売業者等と連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図ると共に、関係機関との訓練を実施するものとする。

<p>家庭における貯水</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一日 3 リットルを基準とし、世帯人数の 3 日分を目標に貯水する。 ・貯水する水は、水道水や市販の飲料水等の衛生的な水を用いる。 ・トイレ用水には風呂水や再水を用いる。
<p>自主防災組織を中心とする飲料水の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・給水班を編成する。 ・地域の井戸、泉、河川、貯水槽等の水質検査等による飲料水の確保。
<p>応急給水用資機材の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安全性が高く、破損しないものとする。 （20リットル程度のポリタンク） ・簡易なペットボトルや給水可能なポリ袋。 ・給水するためのポンプ。

第16節 要配慮者・避難行動要支援者支援

1 方針

近年の災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者は益々増加することが予想される。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）、関係団体、市民等とともに、要配慮者支援体制を確立するとともに、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 施設等管理者
- ・ 防災関係機関
- ・ 市民

3 実施内容

(1) 地域ぐるみの支援体制づくり

ア 市

市は、災害発生時に、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自助・共助の考え方を尊重し自主防災組織、民生・児童委員、市民等からなる地域の取り組む見守り組織との連携のもと、避難行動要支援者名簿の整備及び名簿情報の提供を行い、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用には支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 地域の組織

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、現在それぞれの地域が独自に取り組んでいる見守り組織の活動をさらに充実させ、災害時における迅速・的確な情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを進めるものとする。

ウ 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、市民や民生委員、福祉委員等による地域ぐるみの日常的な要配慮

者の見守りネットワーク活動や助け合い活動、ふれあいサロン活動や要配慮者マップづくり、市民向け講習会、地域座談会などを通じて、要配慮者の把握や災害時に備えた体制づくりに市と連携して努めるものとする。

エ 施設等管理者

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。また、市との連携のもとに、近隣施設間、市民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努めるものとする。

オ 市民

市民は、自主防災組織に要配慮者班を設けることや、地域の見守り活動の重要性を認識し、要配慮者を支援できる地域の体制づくりに努めるものとする。

カ 個別避難計画

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得た上、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

市は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化や、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画内の情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施

ア 市

市は、地域における要配慮者の支援に向けて、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、市民、要配慮者等を対象に防災知識の普及、啓発を行うとともに、地域、社会福祉施設等において適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導するものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施を支援する。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、職員、入所者等に対し、要配慮者を災害から守るため、また、要配慮者が自らの災害対応能力を高められるよう、防災訓練、防災教育等を行うものとする。

この計画に名称及び所在地を定められている要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時又は土砂災害に係る避難確保計画を作成するほか、洪水時に係る避難確保計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(3) 施設、設備等の整備

ア 市

市は、要配慮者自身の災害対応能力に配慮した緊急通報システム、要配慮者の所在等を把握した防災マップ及び要配慮者への情報提供設備の導入及び普及を図る。また、要配慮者に配慮した避難場所、避難路等の防災施設の整備を図り、地域ぐるみの避難誘導体制の確立を図るものとする。

また、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害発生時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

市は、障害の種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ 施設等管理者

施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。また、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。

(4) 人材の確保とボランティア活用

ア 市

市は、要配慮者の支援にあたり、避難所等での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

また、ボランティアの活用を図るため、その活動の支援に努めるものとする。

イ 施設等管理者

施設等管理者においては、平常時よりボランティア受入れ等に積極的に取り組み、災害時のマンパワー確保に努めるものとする。

(5) 外国人等に対する防災対策

市及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。

- ア 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進
- イ 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備
- ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進
- エ 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及
- オ 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布
- カ インターネット、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供

第17節 医療救護体制の整備

1 方針

大規模災害の発生時には多数の負傷者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱も予想されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るための必要な医療（助産）体制の整備拡充を図る。

2 実施責任者

- ・市
- ・医療機関

3 実施内容

(1) 地震災害等医療救護計画の策定

市は、地域の医療機関等の協力の下に医療救護体制を確立するため、医療救護班等の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班等の活動支援などについて、自主救護体制を確立するための計画を定めておくものとする。

《計画の内容例》

恵那市医療（助産）救護計画（実施マニュアル）

- (1) 医療救護施設（救護所、救護病院）設置
- (2) (1)以外の医療機関への対応
- (3) 搬送体制
- (4) 医療ボランティア受入れ体制整備

(2) 災害時に拠点として機能する病院等の整備

市は、災害時において困難な重症患者の処置及び収容、医療救護班の派遣等を行う拠点施設となる病院として市立恵那病院の再整備を進め、継続的医療供給体制の整備を行う。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）との連携

県が指定する、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う岐阜DMAT指定病院と連携して、医療活動が実施できるよう体制を整える。

(4) 救護所、救護病院の整備

市は、傷病者を処置、収容等を行う施設として、救護所及び市立恵那病院を中心とした救護病院をあらかじめ指定しておくとともに、市民への周知を図っておくものとする。また、市は一般社団法人恵那医師会との間で締結されている「災害時における医療救

護活動に関する協定」に基づく医療班の編成体制を確立しておく。

(5) 効率的な医療を確保するための研修

医療機関は、効率的な医療を確保するため、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研修を実施するものとする。

※トリアージ選別：患者の重傷度と治療優先度を定めること

《トリアージの基準例》

優先度	処置	色別	傷病状況	診 断
1	最優先	赤	生命、四肢の危機的状況で直ちに処置が必要なもの	気道閉塞又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
2	待機	黄	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のももの	熱傷、多発又は大骨折、脊椎損傷、合併症のない頭部外傷
3	保留	緑	軽度外傷、通院加療が可能な程度のももの	小骨折、外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
4	死亡	黒	生命兆候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

(6) 医療品等の確保体制の確立

市は、次のとおり医療品等の確保体制の確立に努めるものとする。

- ア 救急医療品、医療用資機材の備蓄、調達体制の整備、在庫量の把握
- イ 輸送体制の確保、献血促進

第18節 防疫体制

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が增大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を確立する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 防疫体制の確立

災害時における防疫体制の確立を図るものとする。

(2) 防疫用薬剤等の備蓄

防疫用薬剤及び資機材について備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図るものとする。

(3) 感染症患者に対する医療提供体制の確立

感染症患者又は保菌者の発生に備え、市及び県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

第 19 節 河川の防災力向上

1 方針

治水対策の緊急性に照らして、河川流域の市街化の著しい進展あるいは集中豪雨による洪水等に対処するため流域のあらゆる関係者が協働して流域治水を促進する。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 河川管理者 |
|--|

3 河川の現状

恵那市の河川は、大別して木曾川本流とこれに合流する阿木川及び岩村川、和田川及び中野方川等の支流と、土岐川に合流する洞川、藤川及び佐々良木川、小里川等の支流と、矢作川に合流する明智川及び上村川等の支流に区別される。

- (1) 木曾川本流は、市のほぼ中央部を東西に貫流し、豊富な水量を利用し、発電所が建設され、その水の恩恵を得ている。過去における災害は、支流河川の洪水による被害が大きかったが、昭和 58 年の 9・28 災害において木曾川流域も多大な被害を受けている。その後、市街地中心部を流れる木曾川支流の阿木川は、阿木川ダムが完成したことにより災害特性に変化がみられる。
- (2) 土岐川本流は、市の西から南下流している河川で、三郷町野井地内に源を発している。森林面積は少ないが近年土地の高度利用が進み、このため降雨毎に土砂礫を流入し河床を高めている。
- (3) 矢作川は、長野県の大川入山（標高 1,908m）に源を発し、市の南端を流れ、三河湾に注ぐ中規模の一級河川で、その幹線流路延長は 118km、流域面積は約 1,830km² である。平成 12 年には恵南豪雨により多大な被害を受けている。

4 実施内容

恵那市においては、これまでも水資源の確保や洪水から市民の安全を確保するために、未改修河川等の整備を進め、危険箇所の解消を推進してきた。また、市街地部の雨水排水路については、下水道計画より整備を進めている。

災害対策にさらに万全を期するため、道路、橋梁等の被害防止、又は被害の誘引となるものの排除等の維持補修に努めるものとする。

また、森林や里山の保全を図るとともに、雨水の地下浸透など水の循環を考慮した事業を推進し、河川水量の確保を図る。

(1) 直轄河川改修

矢作川の国土交通省中部地方整備局直轄区域では、氾濫の危険のある地区などで、河道掘削やしゅんせつなどを実施するものとする。

(2) 直轄ダム等事業

洪水調整を含む多目的ダム等として、阿木川ダム（阿木川）、小里川ダム（小里川）が完成しており、中部地方整備局は、新丸山ダム（木曾川）の建設を促進するものとする。

(3) 補助河川改修

市内には木曾川水系、矢作川水系の一級河川があり、市内を流下している。近年、土地の高度利用化が進み、流域内の人口や資産が増大してきており、これらを水害から守るため、河川管理者である県は、総合的な治水対策の一環として河川改修事業等により改修工事を推進するものとする。

(4) 県単河川改修

河川管理者である県は、局部改良事業等で緊急順位の高い河川から、順次改良工事を実施していく。

(5) 補助ダム等工事

多目的ダムとして、岩村ダム（富田川）及び中野方ダム（中野方川）が完成し、今後、多目的ダムなど必要なダムの建設を県と協議し進めるものとする。

(6) 川の防災情報

市や河川管理者は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダム情報、河川の映像情報等を市民に提供し、同時にその情報の活用方法を普及啓発することによって、適切な避難行動及び水防活動に役立てるようにする。

また、河川管理者は、県内全域を放送対象とする放送局等を通して、河川情報など、避難行動につながる情報を市民に積極的に提供していく。

第 20 節 土砂災害等の防止

1 方針

荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者関連施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

また、林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、積極的に治山事業実施を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 砂防対策

ア 砂防事業の推進

山腹崩壊等により土石流が発生した際の下流周辺人家への被害軽減及び溪床の安定を図るため、砂防法（明治 33 年法律第 29 号）に基づき県は砂防指定地を指定し、県は市と協議して砂防施設（砂防堰堤、護岸工事）の整備を実施するものとする。砂防施設の整備にあたっては、土砂とともに流出する流木への対策を合わせて実施するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い箇所において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

イ 地すべり対策事業の推進

地すべり崩壊による被害を除却、又は軽減するため、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域を県は指定し、当該地すべり防止区域に係る地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、県は市と協議して都市周辺地区、人家密集区域及び下流地域への影響の大きい地区を重点に、地すべりを助長又は誘発する原因、構造及び規模に応じ、対策工事を実施するものとする。

ウ 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地（傾斜角 30 度以上、がけ高 5m 以上）の崩壊による被害を軽減するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域を県は指定し、一定行為の制限を行うとともに、県は市と協議して必要な箇所については対策工事を実施するものとする。

(2) 土砂流出防止対策

ア 措置命令、停止命令等

市は、土、岩石等の採取及び宅地造成等の事業場において、異常気象等により土砂の流出、崩壊等災害の発生の恐れがあるときは、直ちに必要な措置命令、停止命令等を発し、災害を未然に防止する。

イ 土採取規制条例施行の徹底

条例指定地域内の土採取については、県が条例所定の届出を徹底させるとともに土砂

の流出、林地崩壊等の防止措置を講じさせる。

ウ 岩石採取に伴う土砂流出防止

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）に基づく岩石採取に伴い、県は、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ岩石採取について災害の防止を図るものとする。

エ 宅地造成工事の規制

宅地造成に伴い、県は、がけ崩れ、土砂流出の恐れが著しい市街地又は市街地になることが予想される区域について、市と連絡の上、必要に応じ区域を指定して宅地造成に関する工事について災害の防止を図る。

(3) 土砂災害防止対策

土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）から市民の生命を守るため、県は土砂災害の恐れのある区域について土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、県は市と連携して危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

土砂災害警戒区域等指定後の具体的な土砂災害予防対策は、次によるものとする。

ア 土砂災害警戒区域での施策

ア-1 危険区域の周知

市は、土砂災害警戒区域等の関係図書を市役所等において一般に縦覧するとともに、土砂災害ハザードマップ等の配布や説明会を開催することにより警戒避難に関する事項の周知を行うものとする。

県は、土砂災害警戒区域を表示する看板を設置するとともに、市の土砂災害ハザードマップ作成の支援を行うものとする。

ア-2 警戒避難体制の整備

市は、市計画において警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定め、減災を図るものとする。

大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、市長が防災活動の実施や市民等への避難情報の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報は岐阜地方気象台及び県が作成・発表し、市長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

なお、土砂災害避難情報発令基準は資料編によるものとする。

イ 土砂災害特別警戒区域での施策

イ-1 住宅等の新規立地の抑制

住宅宅地分譲や社会福祉施設等の特定の開発行為について許可審査、検査及び監督処分を県が実施するとともに、居室を有する建築物の新築、改築に対して建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき土砂災害に対し安全であるかどうかの建築確認を実施する。

イ-2 既存住宅の移転促進等

土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対して、県は、移転等の勧告をす

ることができる。また、移転勧告による移転者への融資、資金の確保に努める。

(4) 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

ア 保全事業の推進

要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、県は、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

イ 情報の提供

市は、施設の名称、場所等を県及び市計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図るものとする。

土砂災害の危険箇所等に所在する要配慮者関連施設の調査結果に基づき、県は、土砂災害の危険区域に所在する施設の管理者、防災責任者に対し、市と協力してその旨を周知する。

ウ 防災知識の普及

市は、施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るものとする。

エ 要配慮者関連施設における防災体制の整備

エ-1 施設等における対策

「要配慮者・避難行動要支援者支援」による。

エ-2 市と施設との連絡体制の確立

市は、施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努めるものとする。

(5) 治山対策

山地災害を防止するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や森林整備などを行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備の実施を推進する。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

第 21 節 農地等の防災力向上

1 方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) ため池整備事業

市は、農業用ため池（災害防止用のダムを含む。）等が、築造後の自然的・社会的状況の変化による機能低下や老朽化、流木の流下等による決壊漏水等に伴う農用地及び農業用施設等に発生する災害を未然に防止するため、県と協議してそれぞれの施設整備所管に基づき、ため池堤体及びその他施設の新設、改修を緊急度の高いものから順次実施するものとする。

市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池について、ハザードマップの作成・周知を図るものとする。

(2) その他防災事業

市は、風水害等によって土砂崩壊の危険を生じた箇所においては、県と協議してそれぞれの施設整備所管に基づき、農用地及び農業用施設の災害を防止するために土砂崩壊防止工事を、急傾斜地で耕土の流失による被害を受ける恐れのあるところには農地保全事業を、地すべり地帯においては地すべり防止事業を実施するものとする。

第 22 節 開発に伴う災害防止

1 方針

分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う土地開発及び土採取事業等（以下「土地開発」という。）に伴う乱開発を未然に防止し、災害予防を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 災害の未然防止

土地開発による乱開発を未然に防止し災害を予防するため、その権限を有する県がその事業者に対し、事業の実施について適切な指導に努める。

市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法など各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

(2) 施行上の管理

市は、土地開発事業の施行に伴い、土砂の流出、崩壊などによる災害が発生する恐れがあるときは、土地開発業者に対し、必要な措置をとることを指示し、災害を未然に防止するよう努めるものとする。

土地開発事業の適正な施行を確保するため、県は、必要があると認めたときは、土地開発業者に対し、施行上における必要な防災措置について助言又は勧告をする。

第 23 節 都市の防災力向上

第 1 項 都市計画

1 方針

都市地域においては、土地区画整理事業等地域の特性に合った面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 土地区画整理

都市地域の未整理地域において、土地区画整理事業等地域の特性に合った手法を用い、道路、公園、上下水道等を整理して、計画的な市街化を図るものとする。

(2) 街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時には緊急輸送道路及び避難路としての機能を確保するものとする。

(3) 公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、その整備手法に基づき公園緑地の拡充整備を図る。また施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処するものとする。

(4) 防火地域等の指定

都市の家屋密集地帯で災害の危険性のある区域について、防火地域及び準防火地域の指定・拡大を図り、地域内の建築基準法による建築物の防災性能を強化するものとする。

(5) 建築基準法第 22 条の区域指定

防火地域及び準防火地域以外の地域で災害の危険性のある地域について、県は市と協議し、建築物の屋根を不燃材料で作成又は葺くように建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき、区域の指定を行い、建築物の防災化に努める。

(6) 不良住宅地区の改良

都市の中心となる地帯にある不良住宅地の改良促進を図るため、住宅地区改良事業を促進し、住宅の不燃環境の整備に努めるものとする。

(7) 公営住宅の不燃化

都市に建設する公営住宅について、原則として不燃構造とするよう努めるものとする。

第2項 都市排水整備

1 方針

市街地の浸水解除を重点とした生活環境の整備を図り、快適な都市生活を確保するため、都市下水路事業及び公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行うものとする。

(2) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。また、必要に応じて調整池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行うものとする。

第 24 節 建築物災害の防止

1 方針

災害による建築物に関連した被害の防止あるいは被害の拡大を防止するため、平常時から建築物の予防対策に取り組む。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 建築物の設置者、管理者

3 実施内容

(1) 建築物防災知識の普及

ア 実施の方法

市は、建築物防災知識の教養普及を関係機関の協力を得て、あらゆる機会をとらえ、写真、ポスターの掲示、ラジオ、テレビ、新聞等の報道、県機関誌、インターネットの活用、講演会、説明会等によって行うものとする。

イ 教養普及事項

- イ-1 既存建物の保全対策
- イ-2 建築基準法等の普及
- イ-3 政府施策住宅制度の導入
- イ-4 中高層融資制度の活用

(2) 特殊建築物の災害予防

劇場、公会堂、学校、病院、社会福祉施設、共同住宅等特殊建築物に関する平常時の災害予防は、「火災予防体制」に定めるほか、次によるものとする。

ア 管理者の保全義務

特殊建築物の管理者は、建物の不燃堅牢化に努めるとともに、防災上必要な出入口、非常口、避難設備等の施設の整備保全に努めるものとする。

イ 防災診断の実施

関係機関と協議することにより県は、既存の特殊建築物で一定規模以上のものを指定して、一定時期ごとに建築士に防災診断をさせ、その結果に基づき必要な指示、指導をする。

ウ 確認検査の徹底

特殊建築物の建築に当たって、県は、現場検査を強化し、確認検査を重点的にを行い、関係法令の履行徹底を期する。

エ 防火・防災管理者の選任

消防法の規定に基づき防火管理者・防災管理者を置かなければならない施設にあっては、適法な防火管理者・防災管理者を選任し、その任務を明確にしておくものとする。

オ 自衛消防組織の選任

消防法の規定に基づき自衛消防組織を設置しなければならない施設にあつては、適法な自衛消防組織を設置し、その任務を明確にしておくものとする。

カ 消防計画の策定

特殊建築物の管理者は、気象警報等の情報の把握あるいは初期消火等災害の防除活動と収容者避難誘導等の組織及び方法等防火に関する計画を策定し、災害時の万全を期する。

(3) 公共的建築物の防災体制等

公共的建築物は、防災上、避難、救護等における重要な施設であるが、社会的諸情勢の変化に伴い、一部施設において、すでに無人化が進められている。設置者及び管理者は、これらの施設の重要性にかんがみ、防災対策の万全を期するとともに、防災設備の整備に努めるものとする。

(4) 空家等の状況の確認

市は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

第 25 節 農業被害の防止

1 方針

災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農に関する指導その他の対策を行う。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・市・農業団体 |
|--|

3 実施内容

(1) 指導等の実施

ア 指導事項等

市及び農業団体は、あらゆる機会を利用し、農業災害の予防、応急措置あるいは災害復旧の実施に当たって必要な知識と技術を徹底するものとし、特に防災業務従事職員に対しては、災害の原因あるいは実施する対策の科学的、専門的な事項の教育を、また一般農業者に対しては、予想される災害に対しての必要な基本的知識、技術の普及を重点に行うものとする。

イ 指導等の方法

市及び農業団体は、講習会、研究会、印刷物の発行や配布、ラジオ、テレビ等による普及、現地指導等によって行うものとする。

(2) 病虫害防除器具の整備

農業団体は、各種災害により併発が予想される病虫害防除に万全を期するため、病虫害防除器具の保全整備に努めるものとする。

第26節 ライフライン施設の被害軽減

1 方針

ライフライン施設は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであることから、災害発生時における各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・ライフライン事業者 |
|--|

3 実施内容

(1) 水道施設

市（水道事業者）は、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備等を行うものとする。

- ア 水道水源の多元化による災害時の水道水の安定確保
- イ 浄水場施設等の安全性の確保
- ウ 管路施設の整備
- エ 電力設備の確保
- オ 緊急時給水拠点の設定
- カ 資機材の備蓄等
- キ 広域的相互応援体制の整備
 - キ-1 水道施設の安全性の確保
 - キ-2 緊急時給水拠点の設定
 - キ-3 水道施設整備への財政支援

(2) 下水道施設

市（下水道管理者）は、災害発生時の下水道施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- ア 下水道施設点検の定期的実施による危険箇所の把握
- イ 下水道施設設備の安全性の確保
- ウ 下水道施設が損傷した場合においても、最低限の処理機能が確保されるよう施設の弾力的運用（雨水貯留池の沈殿池への転用）
- エ 下水道施設が損傷した場合においてもその機能を代替できるよう、管きよ、ポンプ場、処理場のネットワーク化について検討
- オ 下水道台帳の整備
- カ 中部ブロック災害応援体制の整備

(3) 電気施設

電気事業者は、災害発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が

発生した場合の各施設の機能を維持するため、次の対策を行うものとする。

- ア 電力供給施設の安全性の確保
- イ 防災資機材及び緊急資機材の整備
- ウ 要員の確保
- エ 被害状況収集体制の整備
- オ 広域的相互応援体制の整備

(4) ガス設備

ガス事業者は、災害発生時のガス設備の災害及び二次災害を未然に防止するとともに、被害拡大防止のため次の対策を行うものとする。

- ア ガス設備の安全性の確保
- イ 要員の確保
- ウ 緊急時供給体制の整備
- エ 資機材の整備
- オ 広域的相互応援体制の整備

(5) 鉄道施設

鉄道事業者は、災害発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の対策を行うものとする。

- ア 鉄道施設の安全性の確保
- イ 防災資機材の整備点検
- ウ 要員の確保

(6) 電話（通信）施設

電気通信事業者は、災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の対策を行うものとする。

- ア 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の安全性の確保
- イ 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保
- ウ 応急復旧機材の配備
- エ 通信輻輳対策の推進
- オ 重要通信の確保
- カ 要員の確保

(7) 放送施設

放送事業者は、災害発生時における住民への情報伝達手段としての放送の有効性を認識し、大規模災害発生時の機能を確保するため、次の対策を行うものとする。

- ア 送信所、放送所の建物、構築物の安全性の強化
- イ 放送設備、特に放送主系統設備、受配電設備、非常用発電設備等の安全性対策
- ウ 放送設備等重要な設備について、代替又は予備の設備の設置
- エ 二次災害の発生防止のための防止設備等の設置
- オ 建物、構築物、放送設備等の安全性等についての定期的自主点検

(8) 電線類

道路管理者は、電線類の地中化を推進するものとする。

また、市は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。

(9) ライフラインの代替機能の確保

市は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

- ア 避難所その他公共施設での代替飲料用の設備
- イ 飲料水の貯留が可能な貯水槽の設置
- ウ 避難所その他公共施設への自家発電装置の設置
- エ 避難所へのプロパンガス及びその設備の備え付け
- オ 仮設トイレ、バキュームカーの配備（業者との協定）
- カ 各種通信メディアの活用…アマチュア無線、タクシー無線、インターネット
- キ 新エネルギーシステムの導入

第 27 節 文教関係の安全確保

第 1 項 文教関係

1 方針

学校、その他の文教、研究機関等（以下「学校等」という。）の土地、建物、その他の工作物及び設備（以下「文教施設」という。）を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講ずる。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 学校等の経営者、管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 文教施設の不燃化構造の促進

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の建設に当たっては、適切な構造物による建築に努める。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずるものとする。

(2) 文教施設の予防対策

学校等の経営者又は管理者は、文教施設の保全管理に努め、特に次の事項には十分留意して災害の予防に当たるものとする。

ア 組織の整備

文教施設の補強、補修等(台風時における準備作業等)が迅速的確に実施できるよう、職員任務の分担あるいは作業員の配置等、平常時からその組織を整備しておく。

イ 補修、補強等

平常時から文教施設の点検、調査を実施し、危険箇所あるいは不備施設の早期発見に努めるとともに、これの補修、補強あるいは整備に当たる。

ウ 資材等の整備

災害時の文教施設の補修、補強に必要な資材、器具等を整備しておく。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱いあるいは保管する学校等は、関係法令の定めに従って厳重に保管管理するとともに、適切な取り扱いに努めなければならないが、特に災害発生時における安全の確保について適切な予防措置を講じておくものとする。

(4) 防災教養

市又は学校等の管理者は、学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行うものとする。

ア 児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の安全と家庭や地域への防災知識の普及を図るため、学校（幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な安全教育を行う。防災知識の普及は、教育課程に位置づけて実施し、とりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。

イ 関係職員の専門的知識の養育及び技術の向上

関係職員に対して防災指導資料を作成配布し、あるいは講習会、研究会等を開催して防災に関する知識の養育及び技術の向上に努める。

(5) 登下校の安全確保

学校等の管理者は、児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図るものとする。

なお、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

(6) 避難その他の訓練

学校等の管理者は、児童生徒等及び職員の防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう防災上必要な計画を樹立するとともに、訓練を実施する。なお、訓練計画の策定及び訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 計画及び訓練は、学校種別、学校規模、施設設備の状況、児童生徒等の発達段階等それぞれの実情に応じた具体的かつ適切なものとする。

イ 児童生徒が消火作業や搬出作業等の救援活動に従事する場合は、まず身体生命の安全を確保した上で考える。この場合学校の施設、設備の状況や、作業活動の組織等について十分検討を加え、無理な活動を要求しないよう慎重を期する。

ウ 訓練は、学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と、児童生徒等の自主的活動により十分な効果を収めるように努める。

エ 火災、風水害等それぞれの場合における計画を策定し、訓練を実施する。なお、この場合それぞれの災害の特色や災害状況の相違等を検討し、形式的なものにならないよう注意する。

オ 訓練は每学期1回程度実施する。

カ 訓練の実施に当たっては、事前に施設設備の状況、器具、用具等について点検し、常に十分活用できるよう充足するとともに訓練による事故防止に努める。

キ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び児童生徒等の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておく。

ク 計画の策定及び訓練の実施に当たっては、関係機関と事前に連絡を密にし、専門的な立場から助言、指導を受ける。

ケ 訓練実施後は、十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図る。

第2項 文化財保護

1 方針

文化財の保護のため市民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

2 実施責任者

- ・市
- ・指定文化財等の所有者又は管理者

3 実施内容

(1) 防災思想の普及

指定文化財等の所有者又は管理者は、文化財に対する市民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図るものとする。

(2) 文化財施設の予防対策

ア 指定文化財等の所有者、管理者

指定文化財等の所有者又は管理者は、施設を災害から保護するため、不燃化建築による保存庫、収蔵庫等の設置を行い、文化財の保存に努める。また、建造物等には消火栓、消火器等を設置し防災に努めるとともに、指定文化財等での火気の使用制限、施設内の巡視等を行い、災害予防に努めるものとする。

イ 市

イ-1 国指定、県指定文化財の所有者ごとに文化財防災台帳を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。

イ-2 所有者及び管理者に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導助言をする。

イ-3 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

イ-4 文化財保護指導員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施する。

(3) 防災教養

指定文化財等の所有者及び管理者は、毎年防火管理、防火知識の普及を図るため、施設職員に対して講習会等を開催して、火災予防の徹底を期するものとする。

(4) 避難その他の訓練

指定文化財等の所有者及び管理者は、文化財防火訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 応急協力体制

指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合に備え、消防関係機関等との連絡・協力体制を確立するものとする。

第28節 緊急離着陸場の整備

1 方針

災害情報の収集・人命救助・救援物資の輸送等迅速な災害救助を行うため、市に緊急離着陸場を設定するとともに、防災関係機関の協力を得て、常に緊急離着陸場の機能を有するようその実態の把握と離着陸試験等を計画的に実施し整備を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 緊急離着陸場の選定

道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、あるいはヘリコプターによる救急・救助・林野火災の空中消火の基地としてヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場を設ける。

(2) 緊急離着陸場等の整備

ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、公共建築物や病院の屋上ヘリポート、高層建築物の屋上救助用スペースの設置について指導を図り、また緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないように維持管理に努める。

第 29 節 航空災害予防体制

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対応するため、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 ・ 道路管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡関係

ア 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県及び防災関係機関及び機関相互間において、航空災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

イ 通信手段の確保

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ 防災関係機関相互の連携体制

市は、県及び防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

(3) 救急・救助、医療及び消火活動関係

ア 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、化学消火薬剤等の備蓄及び消火ポンプ自動車、化学消防車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

イ 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医療品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

ウ 消火活動関係

市等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

エ 搜索活動支援関係

市は、迅速かつ効率的な搜索支援活動を実施するため、ヘリポートの整備等支援基盤の確保に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動関係

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、航空事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

市は、被害者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、県及び防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第30節 鉄道災害予防体制

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対応するため、安全情報の充実、安全な運行の確保、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・防災関係機関 ・鉄軌道事業者 ・道路管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するため、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ等の配布等を行い、事故防止に関する知識を広く一般に普及するものとする。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

ア 列車防護措置、運行管理体制の充実

鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による路線又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防災無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

イ 線路防護施設の点検等

鉄軌道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずる恐れのあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努める。また、鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

ア-1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、鉄軌道事業者及び防災関係機関及び機関相互間において、鉄道災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

ア-2 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

イ-1 職員の体制

市、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ-2 防災関係機関相互の連携体制

市、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

ウ-1 救急・救助活動関係

鉄軌道事業者は、鉄道災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

ウ-2 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材の備蓄に努めるものとする。

市は、あらかじめ、鉄軌道事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ-3 消火活動関係

市等は、平常時より関係機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄軌道事業者は、火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、市との連携の強化に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

鉄軌道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、鉄道災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

オ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、鉄道事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

カ 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、鉄軌道事業者及び防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

キ 災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

(5) 鉄軌道交通環境の整備

鉄軌道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備の促進に努める。また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備充実に努めるものとする。

市、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第31節 道路災害予防体制

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対応するため、安全情報の充実、道路施設等の整備、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・防災関係機関 ・道路管理者 |
|---|

3 実施内容

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

市は、気象庁による気象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生する恐れがある場合には、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

(2) 道路施設等の整備

ア 道路施設等の整備等

道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努め、必要な施設の整備を図る。また、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

イ 道路ネットワーク整備

道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に図るものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

ア-1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、道路管理者及び防災関係機関及び機関相互間において、道路災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

ア-2 通信手段の確保

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

イ-1 職員の体制

市、道路管理者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ-2 防災関係機関相互の連携体制

市、道路管理者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

ウ-1 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

ウ-2 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

市は、あらかじめ、道路管理者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ-3 消火活動関係

道路管理者、市等は、平常時より関係機関相互間の連携強化を図るものとする。

エ 緊急輸送活動関係

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ 危険物等の流出時における防災活動関係

市及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防災活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努めるものとする。

カ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、道路災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

キ 防災関係機関の防災訓練の実施

市は、道路管理者及び防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、道路災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

また、市は国及び県が実施する道路啓開訓練に参加し、災害時における実効性の向上に努めるものとする。

ク 施設、設備の応急復旧活動関係

道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。また、応急復旧を円滑に行うため、関係業界団体の保有する労働力、資機材等についてあらかじめ把握しておくものとする。

ケ 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第 32 節 危険物等保安体制

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害を防止し、あるいは災害発生時における危険物等の保安を確保するため、必要な措置を行う。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 危険物等の貯蔵・取扱事業者及び団体
- ・ 道路管理者

3 実施内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 危険時の通報

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、その施設において危険物等の流出、火災、その他の事故が発生したときは、災害を防止するための応急措置を講ずるとともに、直ちにその旨を市又は消防署及び警察署に通報するものとする。

イ 緊急措置

市は、災害の発生防止のため、緊急の必要があるときは、危険物等の使用を停止し、又は危険物等の取扱いを制限し、若しくは変更を命ずるものとする。

ウ 規制、立入検査等

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、市及び県は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

エ 教養、指導

市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者団体は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関連施設における保安体制の強化を図るものとする。

オ 安全性の向上

市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、必要な再発防止対策を講じることにより、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

カ 風水害への備え

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

(2) 危険物等の輸送対策（移送、移動も含む）

市は、危険物等の運搬等について、容器、積載の方法等についての基準の厳守を指導強化するとともに、イエローカード携行の普及を推進する。また、車両火災の予防などについて指導するものとする。

※イエローカードとは、緊急連絡カードとも言い、製品の輸送時における漏洩・火災・爆発等の事故時に運転手や消防・警察などの関係者が取るべき措置や緊急連絡先を記載した黄色い紙のこと。

(3) 高速道路上の危険物等事故対策

岐阜県内の高速道路における危険物等事故対策については、岐阜県高速道路における危険物運搬車両事故防止等対策協議会の定める高速道路における危険物運搬車両事故現場対応マニュアル等により対応するものとする。

(4) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

ア-1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関相互間において、危険物等災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

ア-2 通信手段の確保

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

イ-1 職員の体制

市、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ-2 防災関係機関相互の連携体制

市、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、危険物等の貯蔵・取扱事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の

整備を推進するものとする。

イ-3 ガス爆発防止対策連絡協議会の設置

高圧ガスについては、ガス事業者、電力会社、消防機関及び県警察等関係機関で市の必要に応じ、ガス爆発防止対策連絡協議会を設置し、高圧ガスによる爆発の防止あるいは緊急時の通報体制、初期出動体制及び避難体制等の整備を図り、保安の確立を推進するものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

ウ-1 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

ウ-2 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

市は、あらかじめ、危険物等の貯蔵・取扱事業者と医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ-3 消火活動関係

市は、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備を努めるものとする。

オ 危険物等の流出時における防除活動関係

市は、危険物等が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。また、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体等は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

カ 避難収容活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

キ 施設、設備の応急復旧活動関係

危険物等の貯蔵・取扱事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

ク 防災業務関係者の安全確保関係

市は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

ケ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、危険物等災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

コ 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、危険物等の貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、危険物等災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

サ 災害復旧への備え

市及び危険物等の貯蔵・取扱事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

(5) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

市は、危険物安全週間、防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図るものとする。

市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、市民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第 33 節 林野火災予防体制

1 方針

恵那市における林野面積は、市域の 80%を占めており、林野の保全、特に林野火災に対する予防対策は急を要するところであり、火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対応するため、林野火災に強い地域づくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 林野の所有者、管理者
- ・ 道路管理者

3 実施内容

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災対策の推進

林野火災の発生の高い地域においては、林野火災対策の総合的な事業計画を作成し、消防施設設備の整備等の事業を推進する。

イ 防火林道、防火森林の整備

市は、必要な地域に防火林道、防火森林の整備等を実施するものとする。

ウ 火の使用制限

市は、火災警報発令時の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発危険期等における巡視及び監視等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。なお、火災警報が発令された場合、市及び林野の所有(管理)者は、市火災予防条例の定めるところにより火の使用制限を行うものとする。

エ 森林保全管理活動の促進

林野の所有(管理)者、地域の森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努めるものとする。

(2) 林野の所有(管理)者の管理上の指導

市は、林野火災に関し、林野の所有(管理)者に対し必要な施業を行うよう指導するものとする。

(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

ア-1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県及び防災関係機関相互間において、林野火災に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

ア-2 情報の整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。

ア-3 通信手段の確保

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努める。なお、その際、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備に配慮するものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

イ-1 職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ-2 防災関係機関相互の連携体制

市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

ウ-1 救急・救助活動関係

市は、消防車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

ウ-2 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ-3 消火活動関係

市は、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進する。なお、平常時から消防本部、消防団及び自主消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

市及び林野の所有（管理）者は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の

消防用機械・資機材の整備促進に努める。

エ 緊急輸送活動関係

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の管理体制の整備をするものとする。

オ 避難収容活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

市は、それぞれの所管する公共施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、林野火災に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(4) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

市は、山火事予防期間、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する防火意識の高揚を図るとともに、林業従事者、林野周辺市民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施する。なお、市民等への啓発は、多発危険期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意する。また、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や防火水槽を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとする。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、DVD等訴求効果の高いものを活用するものとする。

イ 保健休養林等の保全

市は、レクリエーション等市民の保健と、休養の場となっている「東海自然歩道」、「生活環境保全林」、「緑地環境保全地域」等については、特に自然環境を保持するため、森林愛護及び防火思想の普及に努めるものとする。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

エ 市民の防災活動の環境整備

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設装備の充

実、青年層や女性の団員への参加促進等消防団の活性化を促進し、その育成を図るものとする。

また、林野火災の予防活動について、市民や林業従事者等の協力が不可欠であり、市民や事業所等の自主防災活動を育成、助長するものとする。

第34節 大規模な火事災害予防体制

1 方針

多数の死傷者等の発生を伴う大規模な火事災害（林野火災を除く。）に対応するため、災害に強いまちづくり、必要な情報の収集・連絡体制、応急体制の整備、応急対策資機材の確保、防災訓練等を行う。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・防災関係機関 ・道路管理者 ・事業者 |
|---|

3 実施内容

(1) 災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

ア-1 市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

ア-2 市、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

イ 火災に対する建築物の安全化

イ-1 消防用設備等の整備、維持管理

市、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

イ-2 建築物の防火管理体制

市、事業者等は、多数の人が出入りする事務所等の高層建築物等について、

防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

ウ-1 市は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

ウ-2 市、事業者等は、高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

ア 情報の収集・連絡関係

ア-1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県及び防災関係機関相互間において、大規模な火事災害に対する情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

市は、機動的な情報収集活動を行うため、県の協力を得て、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、デジタルカメラ、携帯電話等を利用した画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

ア-2 通信手段の確保

市は、県及び防災関係機関と協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、東海地方非常通信協議会との連携にも十分配慮する。また、災害発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるものとする。

電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性から、災害時の通信手段の確保のため、通信ケーブル、CATVケーブルの地中化の促進を図るものとする。

イ 災害応急体制の整備関係

イ-1 職員の体制

市及び防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

イ-2 防災関係機関相互の連携体制

市及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

ウ 救急・救助、医療及び消火活動関係

ウ-1 救急・救助活動関係

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救

急救用資機材の整備に努めるものとする。

ウ-2 医療活動関係

市は、医療関係機関と協力して、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。

市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

ウ-3 消火活動関係

市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

エ 緊急輸送活動関係

市及び道路管理者等は、それぞれの管理する信号機、情報板等の道路交通関係施設について災害時の管理体制の整備に努めるものとする。

オ 避難収容活動関係

市は、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、災害発生時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。

カ 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

キ 関係者等への的確な情報伝達活動関係

市は、大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

ク 防災関係機関等の防災訓練の実施

市は、事業者及び防災関係機関等と連携した訓練を実施し、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等さまざまな条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。なお、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練

ア 防災知識の普及

市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じて、市民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓蒙を図る。また、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、市民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、

災害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

なお、防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、類似体験装置等訴求効果の高いものを活用する。

イ 防災関連設備等の普及

市は、市民等に対して消火器、避難用補助器具等の普及に努める。

ウ 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第 35 節 放射性物質及び原子力災害対策

平成 23 年 3 月の福島第一原子力発電所の事故により、平成 24 年 9 月、原子力災害対策特別措置法が改正され、また同年 10 月、国の原子力規制委員会は原子力災害対策指針を策定し、「緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）」の概ね 30 km に位置する都道府県及び市町村の防災計画（原子力災害対策）の案が示された。

しかし、UPZ の区域外にある市町村に対する原子力災害対策を示す防災計画（原子力災害対策）の案は示されていない。

このため、以下に示す対策は、従前の対策のままであるが、今後、案が示された後に改めて見直しを行うものとする。なお、対策の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるものとする。

第 1 項 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質（次項に記載する「核燃料物質等」を除く。以下、本項において同じ）の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づき、必要な予防対策を進める。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 ・ 放射性物質を取り扱う事業者 |
|--|

3 実施内容

(1) 施設等の防災対策

放射性物質を取り扱う事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。

- ア 施設の不燃化等の推進
- イ 放射線による被ばくの予防対策の推進
- ウ 施設等における放射線量の把握
- エ 自衛消防体制の充実
- オ 通報体制の整備
- カ 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- キ 防災訓練等の実施

(2) 防護資機材の整備

予防対策を実施する各機関は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等の整備を図るものとする。

(3) 防災対策資料の整備

市は県と協力して、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の把握に努めるものとする。

(4) 放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保

放射性物質を取り扱う事業者は、放射線被ばく者の措置について放射線に関する専門医の診断が必要とされるので、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努めるものとする。

(5) 災害に対する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質や放射線に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害発生時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

第2項 原子力災害予防対策

1 方針

災対法及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、本市における核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害対策、市外にある近隣の原子力事業所の原子力災害の発生に伴う対策、この2項目について必要な措置を定め、安心、安全な市民生活の確保を図る。なお、この原子力災害については極めて専門性が高い事案であるため県と密接に連携して取り組むこととする。

(1) 事業所外運搬事故災害

原子力安全委員会の定める防災指針の附属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において、想定事象に対する評価結果として「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、国の防災基本計画(中央防災会議)に基づき、市として必要な対策を進める。

(2) 原子力災害

原子力安全の防災指針にある「緊急時防護措置準備区域（UPZ : Urgent Protective action Planning Zone）」は概ね30kmで、恵那市においては、福井県にある日本原子力発電株式会社の敦賀発電所から約150km、静岡県にある中部電力株式会社の浜岡原子力発電所から約100kmの位置であり、この対策の強化地域ではない。

しかし、岐阜県揖斐川町が25kmにあり、岐阜県としては強化地域の対策を講じている。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 医療関係機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 災害応急対策への備え

ア 平常時からの防災関係機関等との連携体制の整備

ア-1 職員の派遣要請の手続確認

市は、核燃料物質等の事業所外運搬中において原子力事業者から特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のため、専門的知識を有する職員の派遣要請を行うための手続をあらかじめ確認しておくものとする。

ア-2 専門家による支援体制の整備

市は県と連携して、平常時から市の原子力防災対策に関する技術的助言を受けられることができるよう、また、緊急時の初動段階における迅速な対応のための技術的助言を受けられることができるよう、専門家による支援体制をあらかじめ整備するものとする。

ア-3 原子力事業者との通報・連絡体制

市は、県が行う近県（福井県、石川県及び静岡県をいう。）に原子力事業所を設置する原子力事業者との通報・連絡体制（平常時における原子力事業所の運転状況、安全対策に関する情報交換）により、連携して原子力事業所における安全対策の実施状況を把握するものとする。

ア-4 協力体制の整備

市は、県、国、関係原子力事業者、隣接関係県等と緊密な連携を図り協力体制を整備する。

イ 緊急モニタリング活動体制の整備

イ-1 平常時における環境放射線モニタリングの実施

市は県と連携して、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、緊急時における対策のための基礎データとする。また、県のモニタリングポスト測定データが県のホームページ等に掲載され、情報の公開が行われるものである。

イ-2 モニタリング体制の確立と機器等の整備維持

市は県と連携して、平常時又は緊急時における環境に対する放射性物質若しくは、放射線の影響を把握するため体制の整備を図るとともに、放射線測定器の整備維持と操作の習熟に努めるものとする。

ウ 救急・救護活動体制の整備

ウ-1 活動準備

消防機関は、防災資機材の整備、職員の研修及び訓練の実施、事業所の把握に努める。

ウ-2 緊急時医療体制の整備

市は、県及び医療関係機関と連携して関係職員に対し、研修への参加等により放射線障害、被ばく患者の取扱い等の知識、技術の取得に努めるものとする。

市は県と連携して、原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはその恐れのある者を覚知したときに搬送する、緊急被ばく医療機関をあらかじめ把握しておく等受け入れ体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力に関する知識の普及啓発と研修

ア 市民に対する知識の普及と啓発

市は、県、国、原子力事業者及び防災関係機関等と連携を図り、市民に対し原子力に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。

イ 防災対策要員の研修

市は県と連携して、原子力災害の対策業務に携わる者に対して、専門家招聘による講習会及び関係機関が行う研修等の活用により研修を実施するものとする。

(3) 防災訓練の実施

市は県と連携して、災害応急体制の設置運営訓練、緊急時情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練等を実施するものとする。

第 36 節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 県 ・ 市 ・ 防災関係機関 ・ 事業者 |
|---|

3 実施内容

(1) 連携の強化

市は、防災関係機関又は電気事業者等と停電の早期復旧に向けた体制を整備するため、連携の強化を図るものとする。

(2) 事前防止対策

県、市及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊に伴う断線や道路の不通箇所の発生等により停電が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

(3) 代替電源の確保

県、市及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

県及び市は、重要施設等の停電時に優先的に電源車や電気自動車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制

第1項 災害対策本部運用計画

1 計画の方針

災害が発生する恐れのある場合、又は発生した場合、市本部の運用計画は次によるものとし、その活動体制を確立し、被害の拡大を防止する。

2 体制等

気象警報、土砂災害警戒情報等が発表されたとき、あるいは災害が発生した場合の体制及び市本部の設置基準は次のとおりとする。

体制	本部の設置	設置基準
準備体制	なし	・次の注意報のうち、いずれかが発表されたとき。 大雨注意報、洪水注意報
警戒体制	なし	・次の警報のうちいずれかが発表されたとき。 大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報 ・竜巻注意情報や積雪が20cm以上など、市本部長がこの体制を必要と認めたとき。
第1次非常体制	災害対策本部	・次の警報が全て発表されたとき。 大雨警報、洪水警報、暴風警報 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・阿木川大門観測所の水位が2.60mの避難判断水位に達したとき。 （他の河川は雨量を総合的に判断する） ・高齢者等避難を発令したとき。 ・突発的な災害の発生や広範囲の長期停電など、市本部長がこの体制を必要と認めたとき。
第2次非常体制	災害対策本部	・特別警報が発表されたとき。 ・災害が発生し大規模な被害が予想されるとき。 ・阿木川大門観測所の水位が3.10mの特別警戒水位に達したとき。 （他の河川は雨量を総合的に判断する） ・避難指示を発令したとき。 ・市本部長がこの体制を必要と認めたとき。

上記の体制による各配備基準（人員）は、恵那市災害対策本部配備基準表（資料編）のとおりとする。

3 指揮命令の系統について

順位を次のとおり定め、市本部長（市長）不在時等には次の順の者が代行する。

第1順位 市長（本部長）

第2順位 副市長（副本部長）

第3順位 教育長（副本部長）

第4順位 総務部長

4 体制等の伝達

市本部の設置、あるいは解散を決定した場合は、すぐに伝達できるよう伝達方法を定めておくものとする。

5 市本部の開設場所

市本部の設置場所は次による。

(1) 準備体制

市本部は設置されない。それぞれの部等において活動するものとする。

(2) 警戒体制

市本部は設置されない。それぞれの部等において活動するものとする。

(3) 非常体制（第1次、第2次）

市本部を設置する。設置場所は次のとおりの順位とする。

第1順位：西庁舎3階災害対策室

第2順位：恵那市消防防災センター

第3順位：被災を免れた他公共施設、その他本部長の指示する場所
（岩村振興事務所等）

6 災害対策本部の組織及び業務分担

災害対策本部の組織及び業務分担は、恵那市災害対策本部条例及び恵那市災害対策本部条例施行規則に定めるところにより、市の各部課等は、それぞれ対策本部の部、班を編成し、災害対策の対応に当たる。

なお、市本部要員の活動内容は次のとおりとする。

要員	活動内容
本部連絡員	本部長等の命令、指示等の伝達 本部及び関係部班間の情報の伝達 その他必要な連絡事項
緊急初動特別班員 （現地緊急初動特別班員）	市本部（現地本部）に直ちに参集し速やかに市本部 （現地本部）を立ち上げる 情報の収集等の初動体制をとる

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

7 災害対策本部会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ災害対策本部会議を

招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。なお、協議事項はおおむね次のとおりとする。

- (1) 市内の被害状況及び災害応急対策の実施状況に関する事項
- (2) 市本部の災害応急対策等の実施に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項
- (3) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事項
- (4) その他災害対策上重要な事項

8 現地災害対策本部

市本部の体制及び設置基準に基づき、現地の状況をいち早く収集し、連絡体制を確立するため設置するものとする。

設置（開設）の場所

第1順位：各振興事務所

第2順位：被災を免れた他公共施設、その他本部長の指示する場所

9 警戒体制及び非常体制時の宿日直

警戒体制及び非常体制時の宿日直は、体制状況に応じて次のように強化を図るものとする。

- (1) 市役所の宿日直は、総務部長の判断により職員を増員する。
- (2) 振興事務所にあっては所長の判断により所属職員を勤務させる。
また、必要に応じて他からの職員の増員を行う。

第2項 職員動員計画

1 職員の心得

市職員は、常に気象状況あるいは河川情報等に注意し、災害の発生を承知したとき、又は発生の恐れがあるときは、速やかにそれぞれ所定の部所につくものとする。

2 職員の動員方法

(1) 警戒体制の計画

体制をとる部ごとに、毎年度当初に次により警戒待機班を編成するものとする。

ア 職員の動員の系統

イ 活動順序

ウ 連絡の方法等

(2) 非常体制（第1次、第2次）の計画

体制をとる部ごとに、毎年度当初に必要な人員の体制を編成するものとする。

第2節 広域応援要請

1 方針

大規模災害の発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、市のみでは応急対策活動に支障をきたすため、職員の派遣等の要請及びあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 国（指定地方行政機関）の職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、市職員のみでは不足する場合には、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第15条）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要求

災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、市職員のみでは不足する場合は、県知事に対し指定地方行政機関等の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、知事に対し他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

なお、市は県と協調し、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(3) 緊急消防援助隊の要請

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条による緊急消防援助隊の広域応援要請等を行う。

(4) 広域消防相互応援協定による応援要請

当市のみでは対応できないため、他市町村の応援を必要と認める場合には、岐阜県広域消防相互応援協定に基づき応援要請を行う。

(5) 広域航空消防応援

大規模な災害が発生した場合において、市が消防組織法第44条の規定に基づき、他の市町村にヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請するときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。

(6) 相互応援協定に基づく職員の派遣要請

岐阜県及び他の市町村の職員の派遣要請は、締結済みの協定の規程に基づき行う。

「岐阜県及び市町村災害相互応援協定（平成10年4月1日施行）」

「個別に締結した相互応援協定」

(7) 民間機関・業界団体等との応援体制の整備

大規模な災害に備え民間機関・業界団体等と防災に関する応援体制の整備に努める。

第3節 ボランティア活動

1 方針

大規模災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現地が混乱する。そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

また、現場のニーズとボランティアとの連絡調整を図ることが大切であり、災害ボランティアコーディネーターの育成に努めることが必要である。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 社会福祉協議会 |
|--|

3 実施内容

(1) 市の活動

市は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の活動環境について配慮するものとする。

(2) 社会福祉協議会の活動

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、市災害ボランティアセンターを設置し、被災地におけるボランティア活動への支援を行うものとする。

(3) 防災士、防災リーダーの活動

防災士、防災リーダーは、市や地区自主防災組織と連携し、可能な範囲で被害状況の把握や避難所運営に係る支援等を行うものとする。

(4) 専門分野のボランティア関係機関の活動

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、関係機関と連携を密にし、受け入れ、派遣に係る調整等を行うものとする。

4 対応策

(1) 総合ボランティア部会の設置

ア 災害対策本部に「総合ボランティア部会」を設け、県災害対策本部に設置される「県災害ボランティア部会」及び市社会福祉協議会と連携を保ちながら生活支援、医療等の分野毎のボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行う。

イ 「総合ボランティア部会」は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数等について全国に情報提供し、参加を呼び掛ける。

ウ 市は、県と連携してボランティアの活動状況を把握するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(2) 社会福祉協議会の対応

市社会福祉協議会は、災害のため必要があると認めるときは、県社会福祉協議会の協力を得て災害ボランティアセンターを設置するものとする。

ア 災害ボランティア運営マニュアルの策定及び実施

イ ボランティア活動に必要な情報の発信

ウ 災害ボランティアの調整

エ 被災者ニーズの把握

オ ボランティア登録者への活動支援

カ 災害ボランティアセンターサテライト（支所）の業務

(3) 専門分野のボランティア受け入れ・派遣

救出、消火、医療、看護、介護等の専門知識・技術を要するボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、県及び市の総合ボランティア部会と連携を密にし、受け入れ・派遣に係る調整等を行う。

《災害時のボランティア活動例》

(1) 被災者の人命救助や負傷者の手当て

これらの活動は、専門的技術や重い責任が要求され、医師、看護師等の活動が中心となる。

(2) 被災者の生活支援

これが一般的なボランティアであり、その内容としては次のようなものがある。

ア 避難所援助

食料・飲料水の提供、炊き出し、救援物資の仕分け、洗濯・入浴・理美容サービス、高齢者・障がい者等援助（手話通訳、外出援助）、話し相手、子供の世話、学習援助、メンタルケア、避難所入所者の名簿作成、生活情報の提供（インターネット通信、ミニコミ紙の作成・配布）

イ 在宅援助

高齢者・障がい者等の安否確認の協力と援助（手話通訳、外出介助）、食料・飲料水・生活物品の提供、生活情報の提供（インターネット通信、ミニコミ紙の作成・配布）、メンタルケア、家屋後片付け、洗濯・入浴・理美容サービスなど

ウ その他

被災者のニーズ把握・援助、被災者の健康状態のチェック、家屋修繕、ホームステイ・里親、営業マップの作成・配布、引越しの手伝いなど

第4節 自衛隊災害派遣要請

1 方針

災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

2 実施責任者

・市

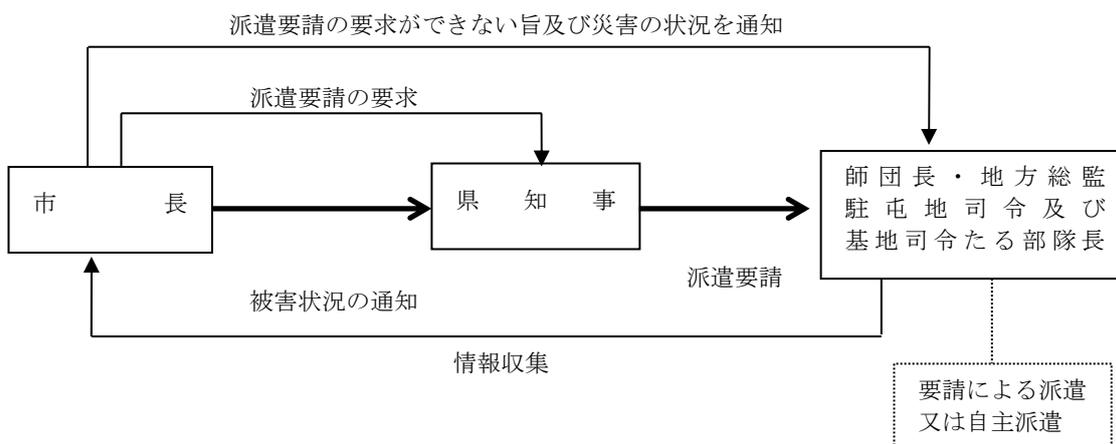
3 実施内容

(1) 災害派遣要請の基準

ア 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき

イ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要しかつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき

(2) 災害派遣の要請



(3) 災害派遣要請を受けることができる者

ア 陸上自衛隊第10師団長（陸上自衛隊第35普通科連隊（守山駐屯地）経由）

イ 航空自衛隊第2補給処長（岐阜基地）

ウ 海上自衛隊横須賀地方総監

(4) 災害派遣部隊の活動範囲

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い被害の状況を把握する。

イ 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助

を行う。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第 1 号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(5) 災害派遣要請の手続き

ア 派遣要請の要求

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、「災害派遣要請依頼書」（様式 1 号）により県知事に要請の依頼を行う。ただし、急を要するときは、口頭又は電話で行い事後速やかに文書を提出するものとする。要請を行った場合、市長は、必要に応じて、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

なお、県知事に派遣要請を求めることができない場合には、市長は、その旨及び当該市の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。ただし、事後速やかに通知した旨を県知事に通知するものとする。

市長から派遣要請の要求を受けた県知事は、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、「災害派遣要請書」（様式 2 号）

を自衛隊へ提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。

イ 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自衛隊法に基づき、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

ウ 派遣部隊の受け入れ体制

市は、自衛隊の作業が防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受け入れ体制に万全を期すものとする。

自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、県は市の受け入れ体制の支援と、派遣された部隊長及び市との連絡に当たる。

- ウ-1 派遣部隊と市との連絡窓口及び責任者の決定
- ウ-2 作業計画及び資機材の準備
- ウ-3 宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備
- ウ-4 市民の協力
- ウ-5 派遣部隊の誘導
- ウ-6 活動状況の報告

(6) 経費の負担区分

ア 自衛隊の救援活動に要した経費

原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

- ア-1 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料
- ア-2 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- ア-3 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備品以外の資材、機材等の調達、借上げ、運搬及びその修理費
- ア-4 市、県が管理する有料道路の通行料

イ その他

負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他必要経費が生じた場合は、県が調整してその都度協議して決定する。

(7) 派遣部隊撤収時の手続

市長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに県知事に対し、「自衛隊の撤収要請依頼書」（様式3号）を提出するものとする。

県知事は、上記の撤収要請依頼を受けたときは、速やかに「自衛隊の撤収要請書」（様式4号）により要請を行う。

様式 1 号（災害派遣要請依頼書）

	第	号
	年	月
		日
(岐阜県知事) 様		
	(恵那市長)	印
災害派遣要請依頼について		
自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

様式 2 号（災害派遣要請書）

	第	号
	年	月
		日
(災害派遣命令者名) 様		
	(岐阜県知事)	印
災害派遣要請について		
自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
(1) 災害の状況		
(2) 派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣区域		
(2) 活動内容		
4 その他参考となるべき事項		

様式 3 号（自衛隊の撤収要請依頼書）

	第	号
	年	日
	月	
(岐阜県知事) 様		
	(恵那市長)	印
自衛隊の撤収要請依頼について		
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。		
記		
1 撤収要請依頼日時		
	年	月 日 時 分
2 派遣要請依頼日時		
	年	月 日 時 分
3 撤収作業場所		
4 撤収作業内容		

様式 4 号（自衛隊の撤収要請書）

	第	号
	年	日
	月	
(災害派遣命令者名) 様		
	(岐阜県知事)	印
自衛隊の撤収要請について		
自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収を要請します。		
記		
1 撤収要請依頼日時		
	年	月 日 時 分
2 派遣要請依頼日時		
	年	月 日 時 分
3 撤収作業場所		
4 撤収作業内容		

第5節 交通応急対策

第1項 道路交通対策

1 方針

災害により道路、橋梁等の交通施設（以下本節において「道路施設」という。）に被害が発生し、若しくは発生する恐れがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限（以下「規制」という。）並びにこれに関連した応急の対策を行う。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・道路管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 輸送道路の確保

ア 道路に関する被害状況の把握

道路管理者は、災害発生後、緊急輸送道路を優先し、速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握し、市は、県等の協力を得て、道路情報ネットワーク、ヘリコプター、交通監視カメラ等を活用し、情報を的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。

イ 情報の提供

道路管理者は、災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報について、道路情報板、道路情報ネットワーク等により迅速かつ的確に道路利用者、防災関係機関等に情報提供を行うものとする。

ウ 警備業者との連携

緊急輸送の確保のために行う交通規制に伴い、交通誘導の専門的知識を有する警備業者を活用するものとする。また、県と警備業者との間において締結された災害時における交通誘導業務等に関する協定に基づき、必要に応じて交通誘導の実施を要請するものとする。

(2) 発見者等の通報

災害発生時に、道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市又は警察に通報するものとする。通報を受けた市は、その道路管理者又は恵那警察署に速やかに通報するものとする。

(3) 交通規制の実施

ア 規制の種別

ア-1 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づく規制

道路管理者は、道路施設の破損、欠壊等によりその保全又は交通の危険を防止するため必要があると認められる場合、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。

ア-2 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく規制

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合の歩行者又は車両等の通行の禁止、又は制限は、県警察が行う。

ア-3 災対法に基づく規制

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときの緊急通行車両以外の車両の通行の禁止、又は制限は、県公安委員会が行う。

イ 交通規制の周知徹底

道路管理者及び市は、交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図るものとする。

ウ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、警備業者等と県警察は相互に密接な連携を保つものとする。

エ 迂回路の確保

交通規制を行ったときは、適当な迂回路を設定し、必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

(4) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の申出

緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。

イ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」（様式 1 号）を、標章（様式 2 号）とともに申出者に交付するものとする。

ウ 事前届出制度

県公安委員会は、届出済証の交付を受けている車両の使用者からの緊急通行車両であることの確認の申出を受けた場合については、既に交付されている届出済証を提示させ、届出済証の交付を受けていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(5) 報告等

ア 報告通知

各機関は、交通規制を行ったときは、関係機関へ報告又は通知をするものとする。

イ 報告事項

各機関は、報告通知等に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- イ-1 禁止、制限の種類と対象
- イ-2 規制する区間又は区域
- イ-3 規制する期間
- イ-4 規制する理由
- イ-5 迂回路の道路、幅員、橋梁等の状況等

様式1号（緊急通行車両確認証明書）

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県知事印	
岐阜県知事 氏 名			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書		岐阜県公安委員会 ㊤	
岐阜県公安委員会 ㊤			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

様式2号（標章）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第2項 輸送手段の確保

1 方針

大規模災害発生に伴い家屋の倒壊、火災等が広範囲で起こり、多くの被害、被災者が生じることが予想されるため、被災者及び災害応急対策要員の移送あるいは災害応急対策用物資、資材の輸送等のための手段を確保する。

2 実施責任者

・市

3 輸送担当

災害輸送は、その応急対策を実施する担当班が行うものとする。ただし、災害輸送のための自動車等の確保及びその使用に当たって調整を行う必要があるときは、市本部において調整するものとする。

4 輸送の種別

市本部が行う災害輸送は、道路交通が可能な限り自動車輸送によるが、道路途絶等で鉄道、人力等によることが適当なときは、その方法による。なお、交通途絶時において長距離輸送を必要とし、他に適当な方法がない場合にあつては、県に自衛隊（ヘリコプター等）の災害派遣を要請し、空中輸送による等他機関の応援を得て行うものとする。

5 輸送の確保

災害輸送のため必要な自動車の確保及びその使用に当たっては、輸送の緊急度、輸送条件、市本部保有車両の活動状況等を総合的に把握し、輸送の効率的な確保の方法、輸送の優先順位など調整を行う。なお、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達のあっせんを依頼するものとする。

(1) 車両の確保

必要に即した車両の調達を行う。

ア 市所有の車両

イ 県所有の車両

ウ 民間会社等の小型車両（大型車両は、県を通じてトラック協会へ要請する。）

エ その他の自家用車両等

(2) ヘリコプター離着陸場等の確保

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できる場所（避難所、避難場所を除く。）を定め、県へ報告するとともに、離着陸する場合には安全の確保を図るものとする。

また県と岐阜県ゴルフ連盟が締結する、災害支援協力に関する協定に基づく支援協力

による離着陸場の確保も活用する。

6 緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用

市は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。

なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。

(1) 取り扱い物資

- ア 救援要請により、他地域から配送される救援物資(食料、飲料水及び生活用品等)
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 救援物資集積所から配送される救援物資
- エ 医薬品

(2) 広域物資輸送拠点等における業務

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積及び分類
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

(注) 大型車両による輸送は原則として広域物資輸送拠点等までとする。

(2)のウ、エについては、ボランティアを積極的に活用するとともに、民間運送事業者のノウハウも活用する。

(3) 指定避難所等への輸送

指定避難所等までの輸送は、原則として物資の供給を受ける市が実施する。

7 輸送の記録

市所有の車両以外で災害輸送を行ったとき、輸送責任者は、次の記録を作成し整備保管しておく。なお、災害救助法が適用されたときは、同法による対策の実施に要した輸送を判然と区分整理しておく。

(1) 車両使用書

車両を使用した者（使用責任者）は、「車両使用書」（様式 1 号）を作成し輸送担当各班長に提出する。

(2) 輸送記録簿

輸送担当班は、「輸送記録簿」（様式 2 号）を備え車両の使用状況等を記録し、整備保管する。

8 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、地域における慣行料金（国土交通省の認可を受けている料金以内）によるものとする。なお、自家用車両等の借上げ謝金（運転手付等）とし、輸送業者に支払う料金の範囲内（おおむね8割程度以内）で各実施機関が所有者と協議して定めるものとする。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料負担（運転手雇上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上料の請求に当たっては、債権者は「輸送明細書」（様式3号）を請求書に添付して提出するものとする。

様式1号

車 両 使 用 書

輸 送 機 関	部 班
使用責任者職氏名	
車 両	所有者
	番号
使用の目的内容	
使用区間又は場所	
使 用 月 日	月 日 時～ 月 日 時
備 考	

(注) 1 用紙はA4とする。

様式2号

輸 送 記 録 簿

(輸送機関)													
輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借り上げ等			修 繕				燃料 費	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏 名						
計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

- (注) 1 「目的」欄は、主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借り上げ車両等の、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借り上げ等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借り上げ費を記入すること。

様式3号

輸 送 明 細 書

従事会社名			会社住所		
車両番号			運転手配		
出庫時間	帰庫時間	稼働時間	走行 km 数	請求金額	備考
発 地	着 地	作業内容	Km 数 (回数)	金 額	摘 要
計					

- (注) 1 用紙は、A4とする。
 2 借り上げ料は、無料の車両であっても燃料費等の請求をするときは、本様式を請求書に添付する。

第6節 通信の確保

1 方針

被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保を図る。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 各機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 通信の確保

ア 情報通信手段の機能確保

市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障を生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するものとする。

市、西日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社等は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努めるものとする。

西日本電信電話株式会社は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

イ 通信の統制

通信施設の管理者は、災害発生時において、加入電話及び無線通信とも混乱することが予想されるため、必要に応じ、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努めるものとする。

ウ 各種通信施設の利用

ウ-1 各種通信メディアの活用

市及び防災関係機関は、アマチュア無線、タクシー無線、インターネット、コミュニティ放送局等各種通信メディアを有効に活用し、緊急情報通信を行うものとする。

ウ-2 非常通信の利用

市及び防災関係機関は、加入電話及び県防災行政無線等が使用不能になったときは、東海地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用するものとする。

ウ-3 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を図るものとする。

ウ-4 放送機関への放送要請

市は、加入電話及び県防災行政無線が使用不能になったときは、災対法の規定に基づく放送協定により放送機関に対し、連絡のための放送を要請する。

(2) 有線通信施設による通信

災害時における有線電話による通信は、次の方法によるものとする。

ア 一般加入電話による通信

災害時優先電話の利用により通話を行う。災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

イ 音声告知器による通信

市内全世帯に整備されている音声告知器により、市民に情報を伝達する。

ウ 警察電話による通信

一般加入電話（非常電話を含む。）が使用困難な場合であって、緊急を要するときは、警察機関の協力を得て警察用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

エ 鉄道電話による通信

上記ウと同様、緊急を要するときは、鉄道機関の協力を得て鉄道専用電話により通信の伝達を依頼するものとする。

オ その他有線電話による通信

上記の他有線専用電話が敷設されている地域にあつては、当該施設機関の協力を得て、通信の伝達を依頼する。

(3) 無線通信施設による通信

災害発生時における無線通信施設による通信は、次の方法によるものとする。

ア 市防災行政無線による通信

市は、市民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、各地域との通信を確保するための移動無線通信施設により通信の伝達を行う。

イ 岐阜県防災行政無線による通信

災害発生時において、回線不足等により通信に支障を来す場合は、緊急及び災害に関する通信を優先させるため、「岐阜県防災行政無線通信取扱規程」に定めるところにより、県は通信の統制を行う。

ウ 消防無線による通信

市は、消防無線による通信が必要なときは依頼し、通信を行うものとする。

エ 西日本電信電話株式会社の災害対策用無線電話による通信

西日本電信電話株式会社は、一般加入電話の途絶により孤立化した市地域の通信を確保するため、ポータブル衛星通信システム、衛星携帯電話等を活用する。この場合、孤立市地域からは、相手の一般加入電話番号をダイヤルするものとする。

オ 防災相互通信用無線による通信

市及び防災関係機関は、災害対策等について、他の防災関係機関と相互に連絡を取り合う必要のある場合は、防災相互通信用無線電話により通信を行うものとする。

カ 非常通信による通信

市及び防災関係機関は、一般加入電話及び自局の無線電話による通信が不可能な場合であつて、緊急を要するときは、東海地方非常通信協議会構成員の協力を得て、

非常通信の伝達を依頼するものとする。

キ アマチュア無線による方法

恵那地区アマチュア無線防災協議会により、市本部にアマチュア無線基地局を設置し、通信を行う。

(4) 恵那市メール配信サービスによる通信

(5) インターネット等による通信

(6) 急使による通報

上記(1)から(4)までの方法等により通信できないときは、急使によって連絡するものとする。

(7) 文書による通報

通信に当たっては、通報の発受内容を記録し、発信した事項のうち特に定めるものは、さらに文書により通報するものとする。

第7節 警報・注意報・情報等の受理伝達

1 方針

災害応急対策活動に役立てるため、気象、水防、土砂災害及び火災に関する情報を市その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 報道機関

3 実施内容

(1) 警報等の発表及び解除

ア 気象警報等

気象業務法第11条、第13条、第13条の2、第14条及び第14条の2の規定により、気象庁（岐阜地方気象台）から気象警報等が発表される。気象警報等の種類及び予報区は以下のとおり。

【気象警報等の種類】

種 類	発表基準（数値等は恵那市の場合）
1 気象情報	岐阜県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報 岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

2 気象注意報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	なだれにより災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪) 注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	
3 気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

3 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
4 特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

【警報及び注意報の予報区】

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
岐阜県	美濃地方	岐阜・西濃	岐阜市、大垣市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町
		中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
		東濃	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
	飛騨地方	飛騨北部	高山市、飛騨市、白川村
		飛騨南部	下呂市

注：警報及び注意報は、県内各市町村を対象として発表する。大雨や洪水などの警報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

【大雨警報・洪水警報の危険度分布等】

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。2 時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で 1km 四方の領域ごとに 5 段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね 1km ごとに 5 段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル 5 に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分ごとに更新している。</p>

【早期注意情報（警報級の可能性）】

<p>5 日先までの警報級の現象の可能性が [高]、[中] の 2 段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2 日先から 5 日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨、大雪、暴風（雪）に関して、5 日先までの期間に [高] 又は [中] が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル 1 である。</p>
--

イ 水防活動用警報等

水防活動に資するため気象庁（岐阜地方气象台）が水防機関に対して発表する警報及び注意報の種類、内容は次のとおりである。

区 分	警 報 等 の 内 容
1 水防活動用気象注意報	<p>気象注意報のうち大雨注意報の発表があったとき、本注意報があったものとし、水防活動用の語を付けない。</p>

2 水防活動用気象警報	気象警報のうち大雨警報の発表があったとき、本警報があったものとし、水防活動用の語を付けない。
3 水防活動用洪水注意報	一般河川についての洪水注意報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。
4 水防活動用洪水警報	一般河川についての洪水警報の発表でこれに代え、水防活動用の語は付けない。

ウ 水防警報等

洪水予報に関連し、水防活動に必要な事項について、水防関係機関が水防管理団体に対して発する警報及び情報をいうが、その種別、内容等は、次表の通りである。

区 分	警 報 等 の 内 容
水防情報	水位の昇降、滞水時間及び最高水位と、その時刻等水防活動上の情報を関係機関に徹底する必要があるとき。
水防警報	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達するか、又は氾濫注意水位（警戒水位）を越えて危険が予想される時。

エ 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）

水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した河川について、氾濫危険水位（氾濫注意水位を超える水位にあつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該水位がこれに達したときは、水位等を示して、河川管理者から市に通知される。

【氾濫危険水位】

河川名	区 域	氾濫危険水位
阿木川	向島用水えん堤から中部電力奥戸発電所えん堤まで	3. 1 0 m

オ 氾濫発生情報

水防法第 13 条第 2 項の規定により県知事が指定した河川について、氾濫開始相当水位に到達するなど氾濫発生情報の発令基準に達したときは、水位等を示して、河川管理者から市に通知される。

カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報。危険な場所から全員が避難することが必要とされる警戒レベル 4 に相当する。

なお、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、次の点に留意する。

か-1 それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することまではできません。

か-2 技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象としない。

さらに、気象庁（岐阜地方气象台）及び県は、地震等により土砂災害等に係る諸条

件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて大雨警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

キ 火災警報

空気が乾燥し、かつ風の強いときで、火災の危険が予想されるときに消防長が発令する。

なお、警報発表の気象条件は、次のとおりである。

キ-1 実効湿度が55%以下、最小湿度30%以下となる見込みのとき。

キ-2 実効湿度が60%以下、最小湿度40%以下で最大風速が7メートルを超える見込みのとき。

キ-3 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続に吹く見込みのとき。ただし、気象の状況により予防上危険でない認められるときを除く。

(2) 警報等の伝達体制

ア 伝達系統

警報等は、次の系統図に示す経路によって迅速的確に伝達するものとする。

市は、避難情報の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

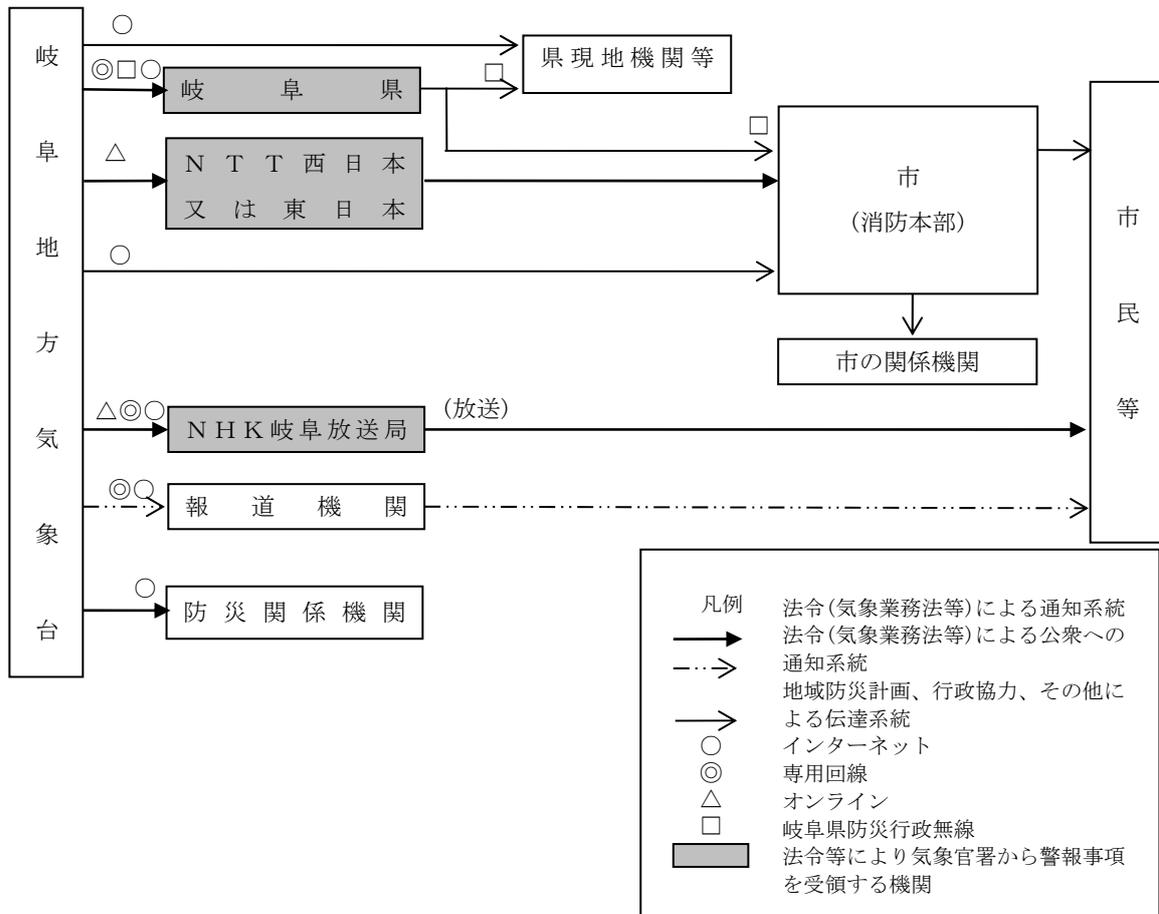
防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5 (黒)	緊急安全確保	・氾濫発生情報 ・緊急放流開始の通知	・大雨特別警報(浸水害) ・危険度分布(災害切迫)	・大雨特別警報(土砂災害) ・危険度分布(災害切迫)
警戒レベル4 (紫)	避難指示	・氾濫危険情報 ・緊急放流開始4時間前の通知	・洪水警報の危険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(危険)
警戒レベル3 (赤)	高齢者等避難	・氾濫警戒情報 ・緊急放流のおそれがある場合、ダム放流情報を周知	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(警戒)
警戒レベル2 (黄)	洪水注意報大雨注意報	・氾濫注意情報 ・ゲート放流開始の1時間前の通知	・洪水警報の危険度分布(注意)	・大雨警報(土砂災害)の危険度分布(注意)
警戒レベル1 (白)	早期注意情報(警報級の可能性)	・事前放流操作開始の通知		

なお、市及び防災関係機関は、勤務時間外の職員の不在時の警報等の受信、伝達

並びに連絡方法等を明確に定めておくとともに、関係職員は、常時テレビ・ラジオにより警報等の発表に注意し、災害の防止に努めるものとする。

ア-1 気象警報等

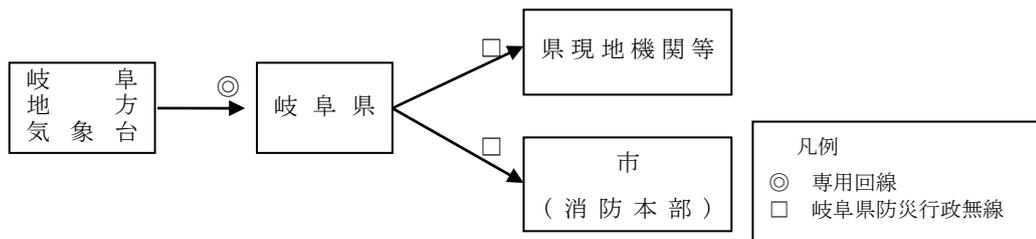


- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。

ア-2 水防警報、指定河川洪水予報等

水防警報河川、洪水予報河川及び水位周知河川に関する各種情報の伝達系統については、別に定める「恵那市水防計画」によるものとする。

ア-3 火災気象通報



イ 伝達の方法

警報等の伝達は、それぞれの通信計画に基づいて伝達するものとする。

ウ 警報等の市民等への周知徹底

報道機関及び市（水防管理者を含む。）は、警報等の発表を知ったときは、関係地域市民等に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

市は、警報等を市民等に周知徹底するに当たって、予想される災害の応急対策に関する指示も併せて行うように努める。なお、警報等の周知徹底を図るため、報道機関の協力を得て広報する必要がある場合は、原則として県を通じて行うものとする。

(3) 異常現象発見時の対策

災害が発生する恐れがある異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、次の方法により関係機関に周知徹底を図るものとする。

ア 発見者の通知

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は、水防機関（水防管理者又はその他水防関係者）に、火災に関する場合は消防機関に、またその他の現象の場合は、市長又は警察官に通報するものとする。

イ 市長の通報

発見者からによって異常現象を承知した市は、直ちに県、気象庁（岐阜地方気象台）及びその異常気象によって災害の予想される隣接市町村に通報又は連絡するものとする。

ウ 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し又は通報を受けたときは、その現象によって予想される災害地域の市民及び関係機関に周知徹底を図るものとする。

(4) 雨量観測による気象状況の把握

市は、自ら設置した簡易雨量計及び市内の雨量観測実施機関の協力を得て、市内の雨量状況の把握に努め、山崩れ、沢崩れ、がけ崩れ、土石流、出水警戒、堤防のき裂、破堤及び市民の避難等必要な対策をとるとともに必要に応じて県に連絡するものとする。

第8節 関係機関との災害情報等の収集・伝達

1 方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集、さらには報道機関や県を通じた正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

ただし、災害が発生してから一定期間経過後等に行う詳細な調査については、それぞれ応急対策に関連する計画の定めるところによる。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 各機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 情報の収集・連絡手段

ア 情報の収集

市は、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、警察、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。

市及び防災関係機関は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報又は被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行うものとする。

市は、災害時の迅速な把握のため、安否不明者、行方不明者、死者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡するとともに、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

また、必要に応じて、関係各機関に対し、資料・情報提供等の協力を求めるものとする。

イ 情報の整理

県、市等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。

ウ 情報の連絡手段

市及び防災関係機関は、県被害情報集約システム、電話、ファクシミリ、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）、携帯電話等の通信手段の中から、状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡するものとするが、市は、原則、県被害情報集約システムにより報告するものとする。

(2) 被害状況等の調査・報告

ア 被害状況等の報告方法

地域内に災害が発生した場合は、災対法及び災害報告取扱要領及び即報要領に基づき、市は県にその状況等を報告するとともに、応急対策終了後 15 日以内に文書により県に確定報告を行う。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、直接消防庁に報告し、連絡が取れ次第県にも報告するものとする。災害情報及び被害状況報告は、災害対策上極めて重要なものであり、あらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任を持つものとする。

なお、被害の調査が、被害甚大で市においては不可能なとき、あるいは調査に技術を要するためその市単独ではできないときは、関係機関（県事務所等）に応援を求めて行う。県においては、市の通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断される場合等、その応援、協力等の必要を認めるときは、速やかに職員を派遣して被害状況の調査に応援、協力しあるいは立会をさせ、被害情報等の把握に努めるものとする。

市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）を含む防災関係への共有を図るものとする。

イ 一定規模以上の災害

市は、即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等を覚知したときは、第一報を県に加え、直接消防庁に対しても、原則として 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行うものとする。

また、消防機関への 1 1 9 番通報が殺到した場合については、市は、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県に報告するとともに直接消防庁へも報告する。

さらに、市町村は震度 6 弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。

ウ 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、災害の種別その他の災害条件によって一定できないが、おおむね次表の区分によって調査、報告をするものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する

ものとする。

種別区分	調査報告事項	報告時限・報告様式
災害概況即報	災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、発生状況、被害概況、防護応急活動状況等を即時に報告する。	発生の都度即時（様式1号）
被害状況即報	災害により被害が発生したとき、直ちにその概況を調査し、報告する。	発生後毎日定時（様式2号）
中間調査報告	概況調査後被害が増大し、あるいは減少したとき、及び概況調査で省略した事項を調査し、報告する。	被害の状況がおおむね確定した時（様式2号）
確定（詳細）調査報告	災害が終了し、その被害が確定したときに全調査事項を詳細に調査し、報告する。	応急対策を終了した後20日以内（様式2号）

（注）毎日定時に報告を必要とする場合は、県がその時刻、回数、期間を検討のうえ指示する。

（3）被害状況等の調査及び報告の優先順位

被害状況等の調査報告の順序、時期は、災害の種別、規模等によって一定できないが、市においては、人的被害（行方不明者の数を含む。）と直接つながる被害の調査、報告を他の被害に優先して行うものとする。

（4）被害状況等の内容別の伝達系統

情報の内容により、市は次の報告先に伝達する。また、県の被害状況等の収集は次のとおりである。

ア 被害、復旧の状況

別表1のとおり

イ 対策の実施状況

別表2のとおり

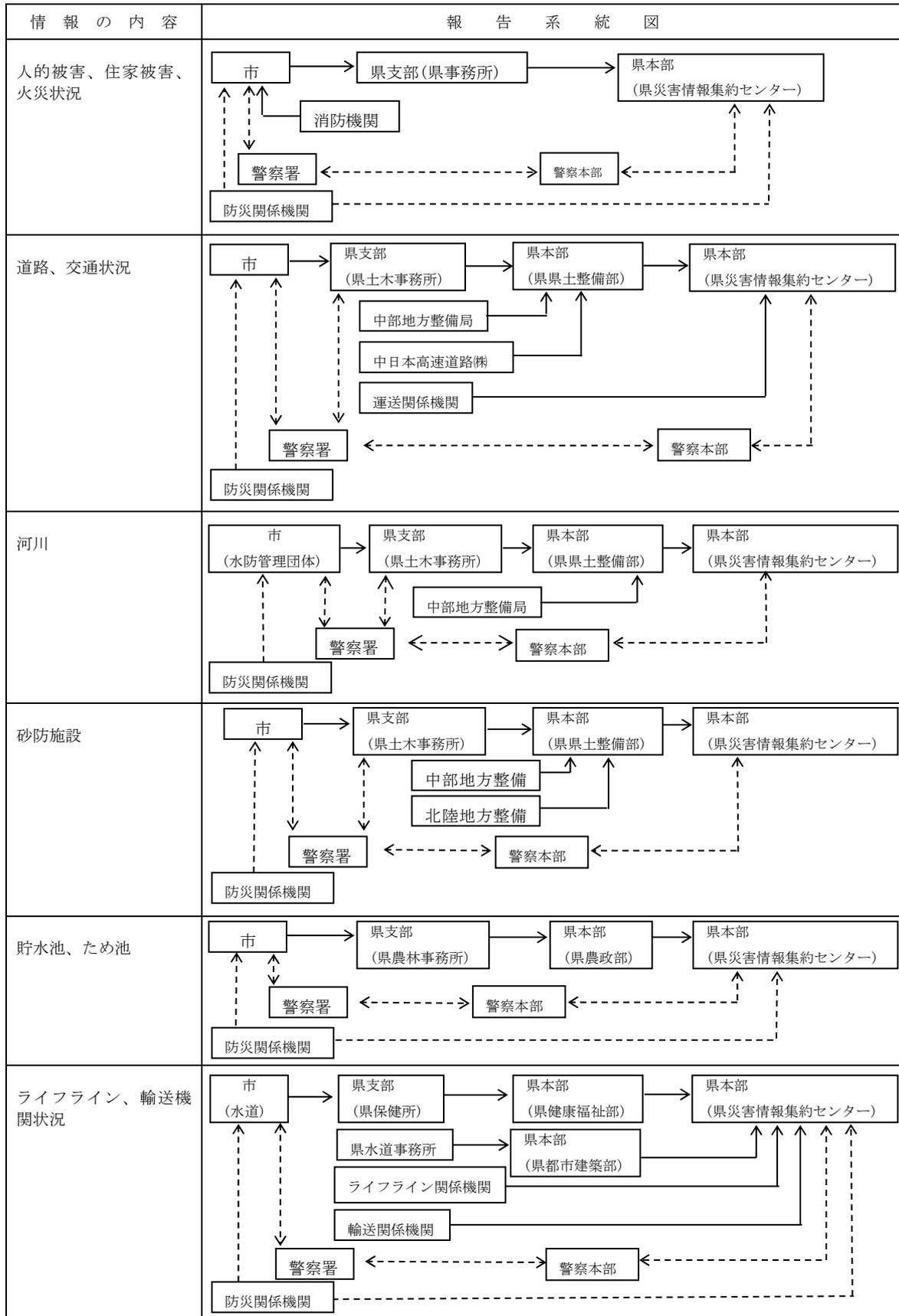
（5）応急対策活動情報の連絡

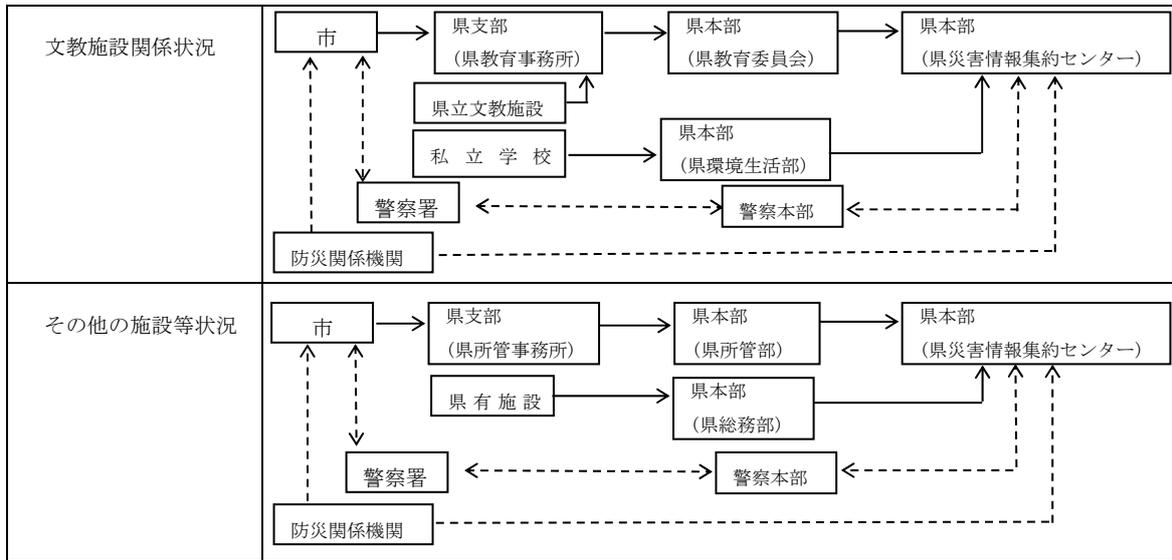
市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。また、県からは、県が実施する応急対策の活動状況等が市に連絡される。

（6）情報の共有化

市は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定をするために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡すること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、各災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意思の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

別表 1

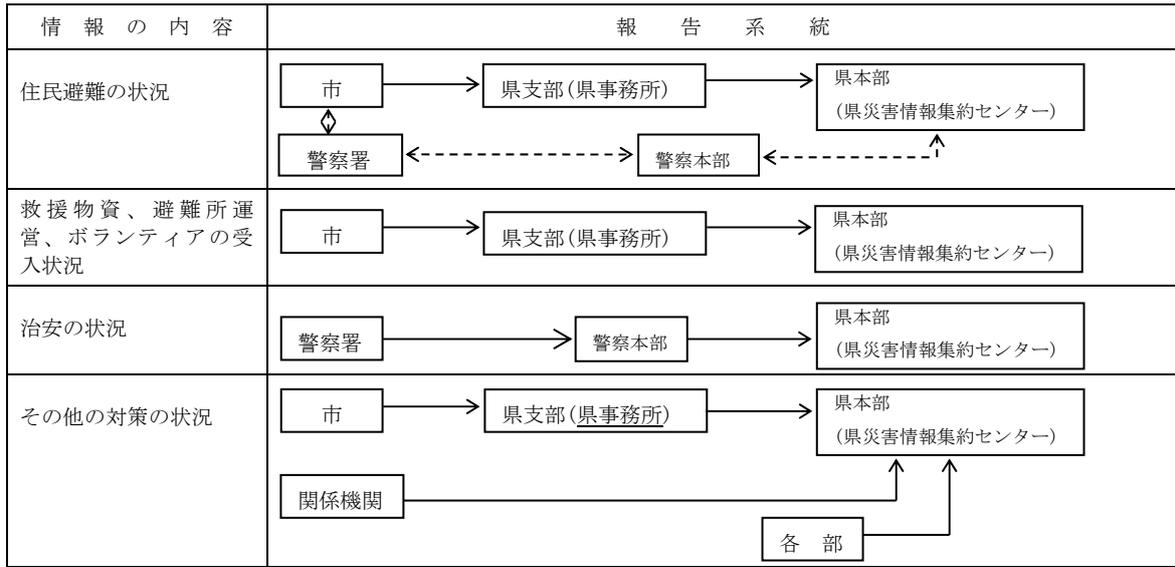




——→ : 報告

- - - -> : 情報収集

別表 2



——> : 報告

-----> : 情報収集

様式1号

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____
 災害名 _____（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	0
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

様式2号

（被害状況即報、中間調査報告、確定調査報告）

※該当に○を付けること。

都道府県				区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名				の	畑	流失・埋没	ha	
						冠水	ha	
				の	文教施設	箇所		
					病院	箇所		
				の	道路	箇所		
					橋りょう	箇所		
人的被害	死者			の	河川	箇所		
	行方不明者				港湾	箇所		
	負傷者	重傷			防砂	箇所		
		軽傷			清掃施設	箇所		
住家被害	全壊		棟	の	崖くずれ	箇所		
			世帯		鉄道不通	箇所		
	半壊		人		被害船舶	隻		
			棟		水道	戸		
	一部破損		世帯		電話	回線		
			人		電気	戸		
	床上浸水		棟		の	ガス	戸	
			世帯			ブロック塀等	箇所	
床下浸水		人	の	り	災世帯数	世帯		
		棟		り	災者数	人		
非住家	公共建物		棟	火災発生	建	物件		
	その他		棟		危険物件	件		
				火災発生	その他	件		

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 共 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 共 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名		
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
計					計	団体
そ の 他	千円			消防職員出動延人数	人	
被 害 総 額	千円			消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請 ・災害ボランティアの活動状況					

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第9節 災害広報

1 方針

市民の安全の確保、市民の心情の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 ・ 報道機関 ・ 電気通信事業者 |
|--|

3 実施内容

(1) 災害広報の実施

市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに広報部門を設置し、互いに連携して、市民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。

ア 市の広報する災害に関する情報

ア-1 市と県との役割分担

（市の役割）

- ・ 市民に向けての広報

（県の役割）

- ・ 被災地の外に対する広報
- ・ 広域に及ぶ広報

ア-2 広報の手段

報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、コミュニティFMやケーブルテレビの放送、インターネット、携帯電話による情報提供、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報紙等の配布、広報車の巡回、掲示板への貼紙、その他広報手段を有効に活用し、また自主防災組織を通じるなど、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとし、迅速かつ的確な広報に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

ア-3 広報の内容

災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他市民生活に関する事など、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する。その際、情報の混乱を避けるため、関係機関と十分に連携を保つものとする。

《広報事項例》

- (1) 災害の状況に関する事
- (2) 避難に関する事
 - ア 市等が実施した避難情報、避難場所の内容
 - イ 居住者がとるべき行動
- (3) 応急対策活動の状況に関する事
 - ア 交通規制及び道路情報等に関する事
 - イ 水道、電気、ガスの供給状況及び復旧予定
 - ウ 鉄道、路線バスの運行状況及び復旧予定
 - エ 電話の使用制限及び復旧予定
 - オ 金融機関の非常金融措置及び業務運営予定
 - カ 救護所の開設状況、その他の医療情報
- (4) その他市民生活に関する事（二次災害防止情報を含む。）
 - ア 被災者の安否情報
 - イ 食料、飲料水、生活必需品等の供給に関する事
 - ウ 水道、電気、ガスの二次災害防止に関する事
 - エ 下水道の使用に関する事
 - オ 防疫に関する事
 - カ 臨時災害相談所の開設に関する事
 - キ 流言飛語の防止に関する事

イ 防災関係機関の広報する災害に関する情報

防災関係機関は、各機関の有する広報手段により、居住者等に対し必要な広報（ライフラインの被害状況、復旧見込み等）を行うほか、必要に応じて市と連携し、又は、報道機関の協力を得るものとする。

(2) 報道機関との連携

ア 情報の提供及び報道の要請

市は、情報を一元的に報道機関に提供し、必要に応じ報道要請するものとする。また、防災関係機関は、市に準じ、報道機関に対し、居住者等に密接に関係のある事項について情報提供・報道要請をするものとする。

報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力するものとする。

《提供する情報例》

- (1) 被害の状況、二次災害の危険性に関する情報
- (2) 救助活動に関する情報
- (3) 生活関連情報（交通施設等の復旧状況、医療情報）
- (4) 被災者の安否確認に関する情報
- (5) その他関係情報

《情報提供・報道要請に当たっての留意事項》

- (1) 提供する情報の種類、収集方法、発表様式等を予め定める
- (2) 報道機関からの照会に対応する体制整備
- (3) 情報の錯綜の防止（県、他の市町村、防災関係機関等との間の連絡調整）

イ サイレントタイム設定の検討

生存者の発見を効果的に行うため、救出活動に直接関係ないヘリコプター等の運行を一定時間規制するサイレントタイムの設定について、県と報道機関等は協議検討する。

(3) デマ等の発生防止対策

市及び防災関係機関は、デマ等の発生を防止するため、報道機関の協力も得て、正確な情報を迅速に提供するとともに、デマ等の事実をキャッチしたときはその解消のため適切な措置をするものとする。

(4) 被災者等への広報の配慮

市は、文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。

(5) 市民の安否情報

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

《安否情報の収集例》

- (1) 市民の安否情報の収集：各避難所単位で収集
- (2) 安否照会への対応：専用電話、専用窓口の設置

電気通信事業者は、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び携帯版災害用伝言板サービスを提供し、市民の安否確認と電話の輻輳緩和を図るものとする。

(6) 総合的な情報提供・相談窓口の設置

市は、市民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、総合対応窓口を設置するものとする。

(7) 観光における風評被害対策

市は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、必要な対策を実施するものとする。

第10節 消防・救急・救助活動

1 方針

災害発生に伴う火災、家屋の倒壊及び土砂等による生き埋め等から市民の生命、身体を保護するため、出火、延焼の防止、迅速な被災者の救出、救助等を行う。

特に、発災当初の72時間は、救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

2 実施責任者

- ・市
- ・防災関係機関
- ・危険物施設の所有者

3 実施内容

(1) 出火、延焼の防止

ア 出火等の防止

市は、出火等を防止するため市民、事業者等に対し、広報、巡回指導等を行い、出火等の防止措置の徹底を図る。市民の自主防災組織及び事業所、危険物施設等の自衛消防組織等はこれに協力し出火等の防止に万全を期するものとする。

《広報事項》

- (1) 火気の使用を中止する。
- (2) ガス器具等火気使用器具へのガス等の供給遮断を確認し、保安点検するとともに引火物の漏出、流出を防止する。
- (3) 危険物施設の保安点検をするとともに、危険物等の漏出、流出等を防止する。
- (4) ガス漏れ、漏電等を警戒するとともに、異常が発生した場合、市等へ通報する。
- (5) 電気製品の点検をし、避難の際には、電源プラグをコンセントから抜くとともに、ブレーカーを遮断しておく。

イ 初期消火

自主防災組織等は、道路の寸断等により消防隊の活動が阻害される場合に備え、初期消火に努め、消防機関の消火活動に協力するものとする。

《初期消火の要領》

- (1) 近隣者の応援による消火器、バケツ等を使用したの初期消火活動を行う。
- (2) 自主防災組織の消火班の応援による可搬式小型動力ポンプ等を使用したの初期消火活動を行う。
- (3) 消防隊（消防署、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

ウ 延焼の防止（火災防ぎよ）

消防機関は、火災の発生状況、通行可能な道路、利用可能な水利等を速やかに把握し、火災の延焼防止に万全を尽くすものとする。

火災の状況が市の消防力を上回る場合には、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行い消防応援体制の活用を図る。

(2) 危険物関係施設における災害拡大防止措置

ア 危険物施設の所有者の措置

ア-1 施設の異常を早期に発見するための点検の実施

ア-2 危険物の安全な場所への移動、漏えい防止の措置、引火、発火等を防ぐための冷却等の安全措置

ア-3 異常が見られ災害が発生する恐れのあるときの消防、警察、市への通報、付近の市民への避難の周知

ア-4 自衛消防隊その他の要員による初期消火活動や延焼防止活動の実施

イ 消防機関の措置

イ-1 施設の所有者等に対する災害拡大防止の指示、自らの措置の実施

イ-2 警戒区域の設定、広報活動の実施、市民の立入制限、退去等の命令

イ-3 消防隊の出動、救助及び消火活動の実施

(3) 負傷者等の救出及び救急活動

ア 消防機関等による救出・救急活動

消防機関等は、倒壊家屋の下敷き、ビル内での孤立、土砂による生き埋め等により救出を必要とする者に対し、速やかに救出活動を行い、負傷者については、医療機関又は応急救護所へ搬送するものとする。

ア-1 救出活動

① 生き埋め者等に関する情報の収集に努めるとともに、資機材を使用して生き埋め者等の早期発見に努める。

② 救出活動を阻害する瓦礫、土砂、コンクリート等の除去のため、関係団体の協力を得て、大型建設機械の早期導入を図る。

ア-2 救急活動

① 消防機関は、救出した傷病者に対し、必要な処置を行うとともに、緊急の治療を要する者については、応急救護所又は医療機関等への搬送を行うものとする。

② 道路の損壊に伴い車両による搬送が不可能な場合や医療機関が被災し被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合には、ヘリコプターによる搬送を実施する。

ア-3 相互協力

消防機関と県警察は消防組織法に基づき、消防機関と自衛隊は大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（平成8年1月17日締結、消防庁次長、防衛庁防衛局長）に基づき相互に協力するものとする。

イ 市民による救出救助

自主防災組織等は、負傷者等の救出及び搬送に努め、消防機関等の救急救助活動に協力するものとする。

ウ 応援要請

市は、相互の応援協定に基づき他市町村の応援を要請するものとする。

また、県に対して応援の要請を行い、県は応援活動の全国的な調整を行う。

エ 応援部隊の指揮

消防本部は、応援部隊の受入れに当たっては、応援側代表消防機関と協議しながら指揮するものとする。

(4) 惨事ストレス対策

消火活動又は救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(5) 消防本部の活動

ア 火災警報の発表

空気が乾燥し、かつ風の強いときで、火災の危険が予想されるときに消防長が発令する。

なお、警報発表の気象条件は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が 60%以下、最小湿度 40%以下で最大風速が 7メートルを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速 10メートル以上の風が 1時間以上連続に吹く見込みのとき。ただし、気象の状況により予防上危険でないと認められるときを除く。

イ 火災警報の解除

発表した火災警報は、消防長が火災予防上その必要がないと認めたときに解除する。

ウ 火災警報の伝達及び周知徹底

火災警報の伝達及び市民に対する周知徹底は、次の方法で行う。

- ウ-1 火災警報発令信号
- ウ-2 市防災行政無線（同報系）等による周知
- ウ-3 火災警報発令のサイレン吹鳴（消防本部通信室）
- ウ-4 消防車等による広報
- ウ-5 C A T V及び音声告知器
- ウ-6 恵那市メール配信サービス

火災警報発令信号

サイレン信号		掲示板	吹流し	旗
30秒 ○—— 6秒休止	30秒 ○—— 6秒休止	火災警報発令中	赤・白	赤・白

火災警報解除信号

サイレン信号		その他の信号
10秒 ○—— 3秒休止	60秒 ○————— 3秒休止	口頭伝達・掲示板の撤去 吹流し及び旗の降下

オ 火災警報が解除されたときは、市防災行政無線（同報系）等により周知する。

(6) 消防団の出動計画

消防団は、市地域内において火災その他の非常災害な発生した場合に出動し、消防署と緊密な連絡を取りつつそれぞれの業務に従事するほか次のとおり行う。

ア 火災以外の災害における出動は、それぞれの計画に定める以外は、消防団長の命令により出動する。

イ 現地本部を設置したときは、出動班（部）ごとに伝令員を差し出す。

ウ 団本部は、各伝令員又は市防災行政無線（移動系）を通じ部隊展開の要領、飛火警戒の要領、整備の要領等各班（部）に指示する。

エ 鎮火後の警備は、その都度消防団長が指示する。

オ 消防活動終了後、分団長は活動内容、人員機械器具の異常の有無等を速やかに消防団長に報告する。

(7) 消防団招集計画

火災その他非常災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、次により招集する。

ア 招集は、市防災行政無線（同報系）及びサイレンの吹鳴、移動系無線、恵那市メール配信サービス、電話、伝令員により行う。

イ 集合場所は、特に指定するもののほか、各所属消防車庫（詰所）とする。

ウ 出動した団員は、所属班長（部長）に申告し、班長（部長）は分団長に報告する。分団長は、消防団長に出動の報告を行い、指揮を受ける。

エ サイレンによる招集信号は、次による。

3秒 ○—— 2秒休止	3秒 ○—— 2秒休止	3秒 ○—— 2秒休止	3秒 ○—— 2秒休止
----------------	----------------	----------------	----------------

(8) 断減水時の計画

ア 消火栓の断水及び減水

ア-1 事前計画

- ① 防火水槽をはじめ、自然水利、人工水路の点検整備を強化し、水利確保に努める。
- ② 市防災行政無線及び広報車を活用して防火PRを強化する。
- ③ 断減水地域の防ぎょ計画を協議し対策を講ずる。

ア-2 消防（防ぎよ）計画

- ① 水槽車2台を水利皆無の地域火災に有効に活用し延焼防止に努める。
- ② 遠距離の水利より中継放水が予想されるので第2、第3次出動措置を迅速に実施する。

(9) 相互応援計画

- (1) 周辺市町応援協定
- (2) 高速道路消防相互応援協定
- (3) 東濃地区消防応援協定
- (4) 岐阜県広域消防応援協定

に基づき実施する。

(10) 応援部隊誘導計画

相互応援協定に基づく応援部隊を要請したときは、消防職員をもって応援部隊の到達する主要道路に誘導員を待機させ、防ぎよ部署について現場本部の指令を伝達し誘導する。なお、防ぎよ部署完了後は応援部隊の総指揮者並びに伝令要員を現場本部へ誘導し万全を期する。

第11節 水防活動

1 方針

洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及びこれによる被害を軽減するため、水防体制に万全を期す。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 水防管理者
- ・ 河川管理者
- ・ ダム、ため池、水門、こう門等の管理者
- ・ 土地改良区

3 実施内容

(1) 水防活動

ア 水防団等の出動

水防管理者（市長等）は、水防警報が発表される等水防上危険が予想される状態に至ったとき、水防計画に定める基準により、水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制に万全を期すものとする。

イ 監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害個所、水衝部その他特に重要な個所を中心として、堤防を巡視し、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、ため池等の管理者及び県に連絡するものとする。

河川管理者（国土交通大臣、県知事、市長）及びため池管理者（市長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡するものとする。

ウ ダム、ため池、水門、こう門等の操作

ダム、ため池、水門、こう門等の管理者（操作責任者を含む。）は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作に万全を期するものとする。

エ 既存ダムの事前放流時の情報共有

既存ダムの洪水調節機能強化のため、治水協定に基づき、ダムの事前放流を実施する態勢に入る場合には、ダムの貯水位、流入量、放流量や、気象情報、下流河川水位等の情報を河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び水防管理者との間で情報を共有する。

オ 水防作業

水防管理者は、河川、ため池等が漏水、欠け崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくとは危険となる場合、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得易い工法を施工するものとする。

カ 水防情報

市、河川管理者及び関係機関は、適切な水防活動を行い避難体制を講じるにあたって重要となる河川の情報について、それぞれ情報入手に努めるとともに、相互に情報提供を行い、状況把握に万全を期するものとする。

キ 決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者等は、堤防その他の施設が破堤及び決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接する市町村等に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

ク その他

その他水防活動については、それぞれが定める水防計画等によるものとする。

(2) 湛水排除

市又は土地改良区は、河川の決壊等により湛水した場合は湛水排除を実施するほか、市は、排水ポンプにより排水作業を実施し、都市下水路等の下水道施設が損壊した場合は直ちにこれに応急措置を施すものとする。

第12節 県防災ヘリコプターの活用

1 方針

市において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、広域かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 災害応急対策活動のための防災ヘリコプターの出動

市からの支援要請が次の要件のいずれかに該当するとき、県防災ヘリコプターの出動による支援が行われる。

- ア 災害の状況把握及び情報収集が必要な場合
- イ 被災地等への救援物資等の輸送及び応援要員等の搬送が必要な場合
- ウ 市民への避難誘導及び警報等の伝達が必要な場合
- エ その他特に防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が必要と認められる場合

(2) 防災ヘリコプターによる支援の要請

市は、市民の生命、身体、財産の保護をするため、緊急を要し、ヘリコプター以外に適切な手段がない場合、防災ヘリコプターによる支援の要請をする。

支援を要請する場合は、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、県に対して次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 離着陸を伴う場合においては離着陸予定地及び地上支援体制
- (5) その他必要事項

ア 応援要請の方法

ア-1 応援要請は、消防長より岐阜県の防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に電話及びファクシミリにより行う。

ア-2 災害対策基本法第68条に基づく応援要請

物資及び負傷者等の搬送、災害情報収集等のため防災ヘリコプターの応援が必要な場合には、県に対し出動要請を行う。

(3) 防災ヘリコプターの運航体制

その他防災ヘリコプターの運航体制等については、岐阜県防災ヘリコプター支援協定、岐阜県防災ヘリコプター運航管理要綱の定めるところによる。

第13節 孤立地域対策

1 方針

災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。このため、次の優先順位をもって孤立地域の対策に当たるものとする。

- (1) 被害実態の早期確認と、救急・救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 孤立実態の把握

通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、災害発生時に市は、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

(2) 救急・救助活動の実施

孤立を生じた地域は、概して被害が大きいことが予想されたため、負傷者等の発生などの人的被害の状況が判明した場合は、早急な救急・救助活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要がある、「災害予防 通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域の市民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路を確保するものとする。

(6) その他

上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。

第 14 節 災害救助法の適用

第 1 項 災害救助法の適用

1 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用し、災害に遭った者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、災害発生時における迅速・的確な法の適用を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、県知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を市長が行うこととすることができる。

救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い県知事が定めることとされており、県及び市が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁することがある。

また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

なお、市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。

(2) 被害状況の把握及び報告

速やかに被害状況の把握を行い、把握した被害状況を県に報告する。被害が甚大で正確に把握できない場合は概数による緊急報告を行うものとする。

また、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、市は、直接、国に対して緊急報告を行うものとする。

(3) 災害救助法の適用

災害により災害救助法を適用する必要があると認めた場合、市長は、県知事に対しその旨を要請するものとする。

県知事は、市長の要請に基づき必要があると認めた場合、災害救助法を適用する。

また、県知事は多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合、災害救助法を適用する。

(4) その他

災害救助法の適用等の詳細については、岐阜県災害救助法施行細則、別に定める災害救助の手引によるものとする。

第15節 避難対策

1 方針

災害発生により危険が急迫し、市民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるとき、市長を中心として防災関係者が相互に連携をとり関係する地域の市民に対し、避難のための立退きの指示等をして、危険な場所から避難させる。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 防災関係機関

3 実施内容

(1) 避難の指示

災害から、市民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、市長は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等に基づき、関係する地域の必要と認める市民等に対して避難のための立退きを指示することができる。（災対法第60条第1項）

市は、市民に対する避難のための避難情報を発令するにあたり、国や気象台、県が発表する洪水予報等の情報や河川の水位、画像情報、また、国及び県から提供される洪水浸水想定区域図を基に、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の発令に努めるものとする。

避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 避難の指示内容

避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難路
- エ 避難の指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難措置等の周知

- ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難のための立ち退きを指示したとき、市長は、関係機関に通知又は連絡するも

のとする。

イ 市民等に対する周知

避難の指示を行った場合は、「第 3 章災害応急対策 第 9 節災害広報」に基づき、市民等への周知を実施するものとする。特に面積の規模が大きい本市においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

また、市は、安全な場所に移動する「立退き避難」が避難行動の基本であるものの、洪水等に対しては、ハザードマップ等を確認し、自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと、浸水しない居室があること、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できることなどの条件を満たしていると住民等自身が判断する場合は、「屋内安全確保」を行うことができることを踏まえ、住民等に周知するものとする。

(4) 避難所の開設

ア 避難所の開設場所

市は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に、必要に応じ、避難情報の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するとともに、要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所を確保するよう努めるものとする。

市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

市は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

イ 指定避難所の周知

指定避難所を開設した場合において、市は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡するものとする。

ウ 指定避難所における措置

指定避難所における市の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。

- ウ-1 被災者の収容
- ウ-2 被災者に対する給水、給食措置
- ウ-3 負傷者に対する医療救護措置
- ウ-4 被災者に対する生活必需品の供給措置

ウ-5 その他被災状況に応じた応援救援措置

エ 指定避難所の運営管理等

指定避難所の運営は、あらかじめ定めた避難所運営マニュアル（福祉避難所、在宅被災者への対応を含む。）に従って運営管理されるよう実施する。運営管理に当たっては指定避難所内のプライバシー確保に気を配り、さらに、長期の避難生活による精神的ストレス解消のため、被災者のこころのケアに努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養管理士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとし、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

さらに、指定避難所の運営管理における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するとともに、外国人への対応について十分配慮するものとする。

また、指定避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握、及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとし、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

オ ボランティアの活用

指定避難所を開設するに当たっては、日本赤十字社奉仕団、その他NPO・ボランティア等の協力を得て、指定避難所の生活環境の保持等に努めるものとする。

カ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）の役割

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、指定避難所の運営に関し地域コミュニティの関わりとしての役割を担い、避難者の孤立を避けるよう努める。

キ 避難所間のネットワークづくり

多くの避難所が開設された場合、支援物資の調整などに役に立つようネットワークを構築するよう努める。

(5) 避難路の通行確保

迅速かつ安全に避難できるようにするためには、自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、指定避難路の通行確保に努めるものとする。

(6) 避難の誘導

避難先への誘導は、市民が迅速かつ安全に避難できるように努める。避難誘導に当たっては、指定避難所、避難路、災害危険箇所等の所在、防災気象情報、災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、市民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	洪水注意報大雨注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

(7) 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）による避難活動

地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）は、自ら又は市の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

- ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底
- イ 避難時の携行品(食料、飲料水、貴重品等)の周知
- ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送
- エ 防火、防犯措置の徹底
- オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への収容
- カ 地域内居住者の避難の把握

(8) 避難先の安全管理

指定避難所内における混乱の防止、秩序の保持等、被災者の収容及び救援対策が安全に行われるよう措置するものとする。

(9) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の提供

学校等が指定避難所として利用されている場合、学校教育の再開に支障となるため、迅速に応急仮設住宅を提供し、指定避難所の早期解消に努めるとともに、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケア

のため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。

(10) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、要配慮者に十分配慮する。特に高齢者、身体障がい者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

(11) 男女ニーズの違いと男女双方の視点への配慮

指定避難所での生活環境に当たっては男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の配慮など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

(12) 広域避難

市は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。

災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫したときは、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等により、市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受け入れが必要であると判断した場合には、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(13) 避難情報の把握

市は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。

(14) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則等による。

第16節 食料供給活動

1 方針

災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 実施体制

炊き出し及び食品給与の直接の実施は市が行う。災害救助法が適用されたときは、県知事の委任を受けて市長が実施するものとする。

ただし、市において実施できないときは、県若しくは隣接市町村等に応援又は協力を要請するものとする。

また、被災者へ食料等を供給する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努めるものとする。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 実施現場

炊き出しの実施は、避難所（食事をする場所）にできるだけ近い適当な場所において実施する。ただし、近くに適当なところがないときは、適宜の場所あるいは施設で実施し、自動車等で運搬するものとする。

(3) 炊き出しの方法

炊き出しは、給食施設等既存の施設を利用して行う。実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 市において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えない。

イ 献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養価等を考慮するものとする。

ウ 炊き出し場所には市の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。なお、炊き出しを避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねて当たるものとする。

(4) 主食料の一般的な確保

被災者及び被害応急対策従事者に対する炊き出し、及び食品給与のために必要な米穀等は、管内の米穀販売業者等から購入するとともに、市の備蓄品の中から、主食用物資を放出する。これらの備蓄品に不足を生じた場合は、流通備蓄（流通在庫調達）の方法によるものとする。

また、岐阜県及び県内市町村間で締結している「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」により、被災を免れた県内市町村間に、応援の要請をする。また、農業協同組合、小売業者等と締結している「緊急時における生活物資確保の協力に関する協定」によっても、食料の提供を依頼する。

(5) 主食料の緊急確保

前記(4)の一般的確保が困難、若しくは一般的確保以外にも炊き出し及び食品給与を行う必要がある時は、県に対して供給要請を行い、県は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）、県民食料備蓄事業実施要綱及び災害時に対応する精米の供給等の協力に関する協定（以下「精米供給協定」という。）、災害時に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定に基づき取扱うものとする。

(6) 副食等の確保

炊き出しその他食品給与のため必要な原材料、燃料等を確保する。ただし、災害の規模その他により市において確保できないときは、県若しくは隣接市町村等において確保輸送、あるいは確保のあっせんを要請するものとする。

また、必要に応じて市及び県は、防災関係機関、事業者等の協定に基づき応援食料等を調達するものとする。

(7) 応援等の手続

市において、炊き出し等食品の給与ができないとき、または物資の確保ができないときは、県に応援等の要請をする。ただし、緊急を要するときは、直接隣接市町村に応援等を要請するものとする。

(8) 食品衛生

炊き出しに当たっては、常に食品衛生に心掛け、特に次の点に留意するものとする。

ア 炊き出し施設には飲料適水を十分供給すること。

イ 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。

ウ 炊き出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。

エ 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。

オ 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い保管にも注意すること。

カ 炊き出し施設は、学校等の給食施設又は公民館等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、じんあい汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。

キ 炊き出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できるだけ用員を固定化すること。また、炊き出しに携わった者を明確にしておくこと。

ク 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに県の保健衛生の担当に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。

ケ 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに食品の品質低下を避ける措置をとること。

なお、炊き出しを開始したときは市の食品衛生の担当に連絡し、実施期間中食品衛生について指導監視の連携を図るものとする。

(9) その他

災害救助法が適用された場合の炊き出し及び食品給与の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第17節 給水活動

1 方針

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 実施体制

飲料水の供給の実施主体は市であるが、供給を要する側（市民及び地域の組織（自治連合会、自主防災組織等））も協力し合って行う。

被災者へ飲料水の供給を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水活動が実施されるよう努めるものとする。

飲料水の供給の実施が市単独では困難な場合、岐阜県水道災害相互応援協定等に基づき、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材について、県に必要な措置を要請するものとする。

(2) 給水の方法

給水の方法については、あらかじめ策定した給水計画により実施する。

飲料水は、おおむね次の方法により確保し供給する。

ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は消火栓等から給水車（タンク車を含む）に積載し、又は容器により運搬供給する。

又、上水道が濁り、断水等により確保できないときは、最寄りの河川から可搬式浄水装置で飲料水を作り給水車又は容器により運搬、供給する。

イ 水道、水源が冠水等で汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し飲用に適用することを確認の上供給する。

ウ 水道以外に水源を求める場合は、適切な方法で浄水及び消毒を行い、飲用に適することを確認の上供給する。

エ 飲料水の配分は、各世帯のポリタンク等に注水するが、炊き出し場所または避難所は貯水槽、カメ等の容器を備え付け、できる限り十分に供給する。

オ 供水に当たって市の利用可能な供給地及び給水利用可能設備等は、次のとおりである。

区分	給水設備等	備考
給水地	市内各浄水場	
給水設備	市内各消火栓等	
貯水設備	市内各飲料水兼用貯水槽	
	学校施設受水槽	緊急遮断弁付き
	浄水装置付き学校プール	
その他設備	緊急浄水装置	

(3) 給水の順序

飲料水の供給に当たって、順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- ア 病院（手術、入院施設のあるものを優先する。）
- イ 避難所及び炊き出し場所
- ウ 社会福祉施設
- エ 断水地域の住民、施設

(4) 供給活動

給水班を組織し応急給水を実施する。

《応急給水の目安》

給水量：おおむね1人1日3リットル

給水時間：飲料水の取得手段が平常状態に回復するまでの期間
（災害時には7～15日程度）

応急給水に当たっては、市民に対して給水場所、時間等を広報する。

市民は、地震発生後の3日間程度は貯えた水等を持って飲料水を確保するよう努める。
また、飲料水は煮沸して使用するなど衛生上の注意を十分払いながら、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。

(5) 生活水の確保

飲料水以外の生活用水は、復旧活動の長期化に備えて確保に努める。

(6) 自衛隊の災害派遣による給水

濁水又は災害等により飲料水の供給が不能となった場合に、他の施設からの応援によってもなお飲料水の確保ができないときは、「災害応急対策 自衛隊災害派遣要請」に基づき自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求するものとする。

(7) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、給水量、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第18節 生活必需品供給活動

1 方針

災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 実施体制

ア 実施機関

被災者に対する生活必需品の給与又は貸与については、**市の計画**の定めるところにより実施する。災害救助法が適用された場合も、各世帯に対する割当及び支給は、市が実施する。ただし、生活必需品の給与又は貸与の実施が市単独では困難な場合、県又は他市町村へ応援を要請するものとする。

イ 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

なお、被災者へ生活必需品を供給する際には、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品が供給されるよう努めるものとする。

(2) 生活必需品の確保

ア 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料等の生活必需品について現物をもって行う。

また、被災地で求められる品目は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た品目（夏季には扇風機、冬季には暖房器具等）に留意するものとする。

イ 物資の調達

生活必需品の調達は、次のとおり行う。

イ-1 市の備蓄品からの調達。

イ-2 活物資確保等の調達に関する協定を締結している小売業者等からの調達。

イ-3 緊急物資調達に関する市町村間の相互応援協定を締結している自治体からの調達。

イ-4 その他、県への応援要請による調達等。

ウ 物資の輸送

物資の輸送は、災害の規模に応じて、あらかじめ定めた緊急輸送体制（輸送方法、輸送路等）により、避難所等へ直接輸送するか一旦集積場を経由するか判断し実施する。

(3) 生活必需品の集積

災害の規模に応じて、物資等の集積場所が必要なときは、集積場所を開設する。

<p>物資の集積場所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 恵那文化センター ・ 恵那市市民会館 <p>（必要に応じてどちらかを使用する）</p> <p>※ただし、災害の状況に応じて恵那文化センター又は恵那市市民会館近辺の道路の渋滞、混雑を緩和するため、別に定める一時集積配分拠点を集積場所とするか、分散するなど行う。</p>
----------------	--

(4) 生活必需品の配分

災害の規模に応じて、その配分方法を計画し、実行するものとする。

(5) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第 19 節 要配慮者・避難行動要支援者対策

1 方針

災害が発生した時は、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、個別かつ専門的な救援体制を整備することが必要である。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残される恐れがあるため極力避け、市民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 地域の組織（自治連合会、自主防災組織等）
- ・ 市民
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 社会福祉施設の設置者、管理者

3 実施内容

(1) 要配慮者・避難行動要支援者対策

市は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

(2) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の設置者、管理者においては、要配慮者を災害から守るため、次のような対策を講じる。

ア 入所者の保護

ア-1 迅速な避難

あらかじめ定めた避難計画に従い、速やかに入所者の安全を確保する。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣の市民の協力を求め、迅速な避難に努める。

ア-2 臨時休園等の措置

保育園にあっては、保育を継続することにより乳児、幼児の安全の確保が困難な場合は、臨時休園とし、乳児、幼児を直接保護者へ引渡す等必要な措置をとる。

また、児童館、児童センター、知的障害者通所更生施設等の通所施設についても、保育園に準じた措置をとる。

その他の社会福祉施設にあっては、入所者を一時安全な場所で保護し、実情に応じた措置をとる。

ア-3 負傷者等の救出、応急手当等

入所者が被災した場合は、負傷者等の救出、応急手当等必要な措置をとるとともに、必要に応じ消防機関の応援を要請する。

また、医療その他の救助を必要とする場合は、市に連絡又は要請する。

ア-4 施設及び設備の確保

被災した施設及び設備については、市の協力を得つつ施設機能の回復を図り、また、入所可能な場所を応急に確保する。

ア-5 施設職員等の確保

災害により職員に事故があり、又は入所者数の増加によって職員等のマンパワーが不足するときは、不足の程度等を把握し、市に連絡しその応援を要請する。

ア-6 食料や生活必需物資の確保

入所施設においては、食料や生活必需物資に不足が生じた場合、買い出し等により速やかに確保し、入所者の日常生活の確保を図るものとする。

確保できないときは、不足が予想される物資の内容や程度について市に連絡しその支援を要請する。

ア-7 健康管理、メンタルケア

入所者をはじめ職員等の健康管理（特にメンタルケア）に、十分配慮する。

イ 被災者の受入れ（二次的避難の確保）

被災を免れた施設又は被災地に隣接する地域の施設においては、入所者の処遇を確保した後、余裕スペース等を活用して、一定程度の被災者の受入れを行う。

なお、余裕スペース等の活用による被災者の受け入れについては、要介護者等援護の必要性の高い者を優先するものとする。

(3) 外国人対策

ア 各種通訳の実施

通訳ボランティアが必要な場合は、公益財団法人岐阜県国際交流センターの協力を得て派遣を受ける。

イ 正確な情報の伝達

外国人に対し、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通じた正確な情報を伝達するなど、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないように努めるものとする。

第 20 節 帰宅困難者対策

1 方針

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 市民、事業所等への啓発

公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が大量に発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者の支援を行う。

一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。

また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うとともに、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

(2) 救援対策、避難所対策

帰宅困難者で、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人に対する救援対策、避難所対策を図るものとする。

(3) 徒歩帰宅困難者への情報提供

徒歩帰宅困難者に対しては、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

第21節 応急住宅対策

1 方針

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修繕又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 住宅確保等の種別

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種類及び順位によるものとする。

対象種別		内容	
住宅の確保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災世帯が自力(自費)で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。
	2 既存公営施設収容	(1) 公営住宅入居	既存公営住宅への特定入居、または目的外使用
		(2) 社会福祉施設への入所	老人ホーム、児童福祉施設等、県、市又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所
	3 国庫資金融資	災害復興住宅融資	自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
		地すべり等関連住宅融資	
	4 災害救助法による仮設住宅供与	自らの資金では住宅を修繕することができない者に対して市が仮設の住宅を供与する。	
	5 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の建設	大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般の公営住宅を建設する。
住宅の修繕	1 自費修繕	被災者が自力(自費)で修繕する。	
	2 資金融資	(1) 国庫資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。
		(2) その他公費融資	生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。
	3 災害救助法による応急修理	自らの資金では住宅を得ることができない者に対して市が応急的に修繕する。	
4 生活保護法による家屋修理	保護世帯に対し、生活保護法で修理する。		
障害物の除去等	1 自費除去	被災者が自力(自費)で除去する。	
	2 除去費等の融資	自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。	
	3 災害救助法による除去	生活能力の低い世帯のために市が除去する。	
	4 生活保護法による除去	保護世帯に対し、土砂等の除去を生活保護法で行う。	

(注) 1 対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので適宜実情に即して順

位を変更する必要がある。

- 2 「住宅の確保」のうち、4及び5の建設は、住家の全焼、全流失及び全壊した世帯を対象としたものである。
- 3 「障害物の除去等」とは、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

(2) 実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として市長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、市長が行うものとする。

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕については、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間住宅の空き家等の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが市単独では困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

(3) 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の建設用地に関しては、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を確保しておくものとする。応急仮設住宅の建設及び入居について検討を要する事項は、おおむね次のとおりである。

- ア 対象者及び入居予定者の選定
- イ 住宅の建設の基準
- ウ 建設に要する期間
- エ 建設資材及び用地の確保
- オ 建設に際する施工業者の連携体制
- カ 仮設住宅の管理体制

(4) 応急仮設住宅（みなし仮設を含む）の運営管理

応急仮設住宅の適切な運営管理を行う際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、孤独死、震災関連死等を防止するためのアフターケアのため、入居者情報の第三者提供について、事前に同意をとるなど配慮するものとする。

また、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するほか、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

(6) 住宅の応急修繕

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、当面の日常

生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対しては、住宅の応急修繕を行うものとする。

この場合、次の事項をあらかじめ検討するものとする。

- ア 修理対象世帯の選定
- イ 修理箇所及び経費の基準
- ウ 修理に要する期間
- エ 修理資材の確保

(7) 障害物の除去

災害により住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を受けている世帯に対しは、障害物の除去を行うものとする。

この場合、次の事項をあらかじめ検討するものとする。

- ア 除去対象世帯の選定
- イ 除去する基準
- ウ 除去に要する期間

(8) 低所得世帯に対する住宅融資

低所得世帯、母子世帯あるいは寡婦世帯については、災害により住宅を失い又は破損等のため居住することができなくなったもので、住宅を補修し又は被災を免れた非住家を改造する等のため貸金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- ア 生活福祉資金の災害援護資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金
- ウ 寡婦福祉資金の住宅資金
- エ 災害援護資金の貸付

(9) 生活保護法による家屋修理

災害救助法が適用されない災害時で、生活保護世帯が被災した場合は、生活保護法により、次の方法で家屋の修理をするものとする。

- ア 家屋修理費等

国が定める基準額の範囲内において必要最少限度の家屋の補修又は畳、建具、水道、配電設備その他現に居住する家屋の従属物の修理

- イ 土砂等の除去費

家屋修理費の一環として、アによる基準の範囲内において土砂、毀物等の除去に要する器材の借料及び人夫賃等

(10) 社会福祉施設への入所

災害により住宅を失い又は破損等により居住することのできなくなった者のうち、要介護者等で社会福祉施設に入所させることが適当な者については、必要性の高い者から入所させるものとする。

その際、被災者の避難状況等を考慮し、市外の社会福祉施設への入所が必要であると判断した場合は、関係機関と連携して速やかに入所させるものとする。

(11) 適切な管理のなされていない空家等の措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

(12) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、戸数、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第22節 医療・救護活動

1 方針

大規模な災害の発生により、医療機関自体も被害を受け診療機能が低下する一方、多数の避難者の医療を確保することが緊急に求められ、また医療機関は被災しなくても、ライフラインが途絶すると高度な医療行為はできなくなる恐れがあるため、医療機関の被害状況を早急に把握し、迅速に医療救護班を編成するとともに、被災地周辺の医療機関も含めた広域医療ネットワークを確立する。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 医療機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 医療（助産）救護活動

ア 市の医療（助産）救護活動

救護所を設置するとともに、恵那医師会等の協力を得て医療救護班を編成し、災害の程度に即した救護活動を行う。災害の程度により必要と認めたときは、県及びその他関係機関に協力を要請するものとする。

なお、医療救護班の業務内容、編成基準等については、別に定めるとする。

ア-1 救護所の設置

あらかじめ指定した市内の救護所は、「救護所一覧表」に掲げるとおりである。

（資料編参照）

ア-2 救護病院

市内の救護病院は、「救護病院一覧」に掲げるとおりである。

（資料編参照）

ア-3 市内の医療機関

市内の医療機関の状況は、「市内医療機関一覧表」に掲げるとおりである。

（資料編参照）

ア-4 医療班の携帯品

出勤に当たっては、「医療班携帯品一覧」に掲げる医療品等を参考に携行する。（資料編参照）

イ 医療機関

イ-1 恵那医師会又は恵那歯科医師会

市からの協力要請があり、必要と認めたときは、恵那医師会又は恵那歯科医師会は救護活動を行うものとする。

イ-2 恵那市薬剤師会

市から協力要請があった場合は、各支部薬剤師会に要請し、救護活動に必要な医薬品の確保と救護所において調剤、服薬指導及び医療品等の保管管理を行うものとする。

ウ 医療（助産）救護活動の原則

医療救護班による活動は、救護所、救護病院、災害時に拠点として機能する病院等の医療機関が連携して実施する。

なお、被災地では、派災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。

エ 重症者等の搬送方法

重症者等の後方医療機関への搬送で、消防本部の救急車両が確保できない場合は、他の機関で確保した車輛により搬送する。

なお、道路の損壊等の場合、又は遠隔地への搬送については、県又は自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

オ トリアージの実施

医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じトリアージを実施し、効率的な活動に努めるものとする。

カ 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請

必要に応じて、県を通じて医療関係機関又は国非常災害対策本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請を行い、支援を受けるものとする。

キ 後方医療活動の要請

災害の状況により、県や後方医療関係機関に、市外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。この場合、予想される後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保、運営し、搬送を実施する。

(2) 医薬品等の確保

ア 基本方針

関係機関との連携を図ることにより、医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料、医療機器及び血液の確保を行う。

イ 医薬品等（血液を除く。）の確保

医療救護活動に必要な医薬品、衛生材料及び医療用具については、調達計画に基づき調達する。ただし、不足が生じるときには、県及び関係機関に応援を要請するものとする。

ウ 血液の確保

赤十字血液センターを中心として、状況に応じた血液の確保及び輸送を図る。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、給付等については、災害救助法施行細則等による。

第23節 救助活動

1 方針

災害発生により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に収容するものとするが、救助活動の実施が困難な場合、速やかに他機関に応援を要請するものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 救助活動

市と県警察等の救助活動を実施する者との緊密な連携のもとに速やかに救出作業を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に収容するものとする。

なお、作業は、必要に応じ機械、器具を借り上げ、岐阜県防災ヘリコプター支援協定に基づき、防災ヘリコプターを要請するなど実情に即した方法により速やかに行うものとする。

(2) 応援の手続

救出の実施が市単独では困難な場合、他市町村、県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求するものとする。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、岐阜県広域消防相互応援協定及び岐阜県広域消防応援基本計画の定めるところにより、消防相互応援を行うものとする。

また、緊急消防援助隊の派遣を受けた場合、市長（又は委任を受けた消防長）はこれを指揮し、迅速に重点的な部隊の配置を行うものとする。

(3) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第24節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

1 方針

災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村、隣県等の協力による火葬の実施等迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 遺体の搜索

市と県警察及び防災関係機関それぞれの協力のもと、遺体の搜索を行い、発見したときは速やかに収容するものとする。

(2) 遺体の取り扱い、収容等

ア 遺体の取り扱い

遺体を発見した場合は、県警察に届出を行い、県警察は、遺体の見分、検視を行い、身元が判明している場合は、遺族等へ引き渡すものとする。

イ 遺体の収容

身元の判明していない遺体及び遺族等への引き渡しが困難な場合は、次の措置をとるものとする。

イ-1 遺体の識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置をとり、必要に応じて撮影を行う。

イ-2 寺院等の施設又は仮設安置所における遺体の一時安置を行う。

イ-3 医師による死因その他についての検査を行う。

ウ その他

棺、骨つぼ、ドライアイス等の確保に努める。

(3) 遺体の埋葬等

ア 遺体の埋葬

遺体を遺族へ引き渡し又は火葬に付し、骨つぼ若しくは骨箱を遺族に引き渡すものとする。身元の判明しない遺体は、火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋収蔵する等必要な措置をとるものとする。

なお、埋葬の実施に当たっては次の点に留意を要する。

ア-1 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

ア-2 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡しその調査に当たる。

ア-3 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いとする。

イ 広域調整

大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、別に定める岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施するものとする。

(4) 遺体安置所の確保

避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置所を設けるものとする。

(5) 応援協力

遺体の捜索、取り扱い、収容、埋葬の実施が市単独では困難な場合、他市町村又は県へ実施、若しくは実施に要する要員及び資機材について応援を要請するものとする。

応援の要求を受けた機関は、積極的に協力するものとする。

(6) その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則等による。

第 25 節 防疫・食品衛生活動

第 1 項 防疫活動

1 方針

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高いため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 防疫活動

市は、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、次の防疫活動を行うものとする。

- ア 防疫用資機材の確保、便槽、家屋等の清潔及び消毒
- イ ゴミ捨て場所への殺虫剤、殺そ剤の散布
- ウ 避難所における避難者の健康状態の調査、防疫活動の実施
- エ 感染症予防法第 35 条第 1 項の規定による当該職員の選任
- オ 臨時予防接種又は予防内服薬の投与
- カ 感染症の発生状況及び防疫活動等の広報活動の実施

《清潔方法》

- (1) 清潔方法の実施にあたっては、管内における道路溝きよ、公園等公共の場所を中心に行う。
- (2) 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うのを原則とし、災害地の状況に応じ、市は、的確な指導及び指示を行う。
- (3) 収集したごみ、汚泥、その他の汚物を焼却埋没等、衛生的に適切な処分をする。この場合、できる限りし尿浄化槽又は下水終末処理場の処理施設を利用する等の方法により、不衛生にならないようにする。

《消毒方法》

- (1) 消毒方法の実施にあたっては、法令の定めるところに従って行う。
- (2) 実施にあたっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い便宜の場所に配置する。

(2) 応援の要請

被害が甚大で防疫活動等の実施が不可能又は困難なときは、他の市町村又は県からの応援を得て実施するものとする。

(3) 防疫の種類及び方法

作業区分		県機関の実施内容	市の実施内容	備考	
検病調査		検病調査	情報提供等の協力	患者発生の届出 (医師)	
臨時予防接種		予防接種の命令	予防接種の実施		
清潔方法		清潔方法の指示 清潔方法の指導	公共施設の清掃 ごみ、し尿等の収集、処分	許可業者の協力	
消毒方法		消毒方法の指示 消毒方法の指導			
内 訳	飲料 水 の 消 毒	井戸水	井戸の消毒		
		水道水	水道水の消毒		
		市の供給水	供給水の消毒		
	家屋の消毒			家屋内の消毒	
	便所の消毒			便所の消毒	
	芥溜、溝渠等の消毒			芥溜、溝渠、その他周辺の消毒	
	患者運搬用器具等の消毒			患者運搬用器具等の消毒	
	ねずみ族昆虫等の駆除		駆除の指定 駆除の指導	ねずみ族、昆虫駆除等の実施	
家用水の供給		家用水供給の指示 家用水供給の指導	家用水の供給		
患者等に対する措置			収容、診療	感染症患者又は病原体保有者の隔離収容	
患者等に対する医療及び看護		医療看護の応援 県支部不能時の応援	医療、看護	感染症患者又は病原体保有者の医療及び看護	
避難所の防疫指導等		避難所の防疫の指導	避難所の防疫	衛生の関する自治組織の設置	

第2項 食品衛生活動

1 方針

災害発生時には、食品の調理、加工、販売等について、通常の衛生管理が困難となることが想定されることから、食中毒など食品に起因する危害発生の危険性が高くなる。このため、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の防止を図る。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 食品関連施設に対する監視指導

炊き出しを開始した場合、速やかに管轄の保健所に連絡する。

保健所は市と連携を図りながら、炊き出し施設等の食品関連施設に食品衛生監視員を派遣し、食品の衛生的な取扱い等について監視指導を行う。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。

第 26 節 保健活動・心のケア活動

1 方針

災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠です。また、災害によるショック、長期化する避難生活等によるさまざまなストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、災害により被害を受けている市民を対象に、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等の市民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 保健活動

ア 体制

災害に応じて保健活動方針を策定するものとする。なお、災害の程度によっては、保健所等の協力を得て、被災者の健康管理活動を行うものとする。

《保健活動チームの編成例》

- (1) 避難所巡回保健チーム（医師 1、薬剤師 1、保健師 2）
- (2) 精神科チーム（医師、精神科ソーシャルワーカー、保健師）
- (3) 歯科チーム（歯科医師、歯科衛生士）
- (4) リハビリチーム（医師、理学・作業療法士、保健師、看護師）
- (5) 栄養チーム（栄養士 1～2）
- (6) 臨床心理チーム（臨床心理 1～2）
- (7) 家庭訪問チーム（保健師 1～2）
- (8) 仮設住宅訪問チーム（保健師 1～2）
- (9) 避難所巡回診チーム（医師、保健師、栄養士、診療放射線技師、臨床衛生検査技師）

イ 活動内容

チームを編成し、被災地区ごと（地区は状況により決定）に活動するものとする。
災害の程度によっては、保健所等と協力して活動を実施するものとする。

《活動内容例》

1 避難所及び自宅、仮設住宅などの被災者の生活状況を把握し、生活環境の整備

- (1) 避難所のトイレ・室内の清潔状態・ごみの整理状態の把握と調整及び指導
- (2) 避難所の室内の換気・室温等の室温気候の状態の把握と調整及び指導
- (3) 手洗い・消毒・うがい等の清潔行動についての状態の把握と指導
- (4) 衣類・寝具による体温調節、及び清潔の状態の把握と調整及び指導
- (5) 歯磨・入浴・洗髪の状態の把握と調整及び指導
- (6) 食事の摂取状況の把握と調整及び指導
- (7) 活動状況の把握と調整及び指導

2 避難所における巡回健康相談等の実施

- (1) 避難者個々の健康状態の把握と対処
- (2) 症状の出現者及び、風邪等、突発的・一時的疾患の罹患者の管理と生活指導
- (3) 被災による症状や障がいのある患者の観察と、疾病管理及び生活指導
- (4) 慢性疾患患者の治療の状況把握と服薬指導、医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (5) 寝たきり老人の治療の状況把握と医師・行政職員等との調整及び生活指導と管理
- (6) 妊婦の生活指導と管理
- (7) 乳幼児の生活指導と管理
- (8) 高齢者の生活指導と管理
- (9) 難病・障がい者の生活指導と管理
- (10) 結核既往者の管理と生活指導

3 保健所・市における訪問指導の実施及び強化

- (1) 結核、難病、精神障がい者、寝たきり老人、高齢者、乳幼児、震災に伴う健康障害者等への訪問指導を強化する。
- (2) 一般家庭への健康調査と保健指導の実施

4 保健所・市における定例保健事業の実施

(2) 心のケア活動

ア 体制

保健活動により把握した健康課題に応じて、心のケアを中心に専門的な活動を実施する。なお、災害の程度によっては、保健所等とともに活動を実施する。

イ 活動内容

心のケア活動の主な内容と活動例は、次のとおりである。

イ-1 被災者の心の傷へのケア

被災に伴う健常者の反応性症状としての PTSD（心的外傷後ストレス障害）、不眠や不安、焦燥感、無力感等への相談、診療、サポートが必要となる。

- ① 民間の諸機関の協力による被災後の心の健康に関する正しい知識の啓発、普及
- ② 心の健康に関する相談体制の充実
 - * 精神科医、保健師等による常設の相談実施
 - * 民間の諸機関の協力による24時間電話による相談を受ける体制整備
 - * 避難所等への相談所開設
 - * 仮設住宅、家庭等への巡回相談

イ-2 精神障がい者の住居等、生活基盤の至急の確保

- ① 住居を無くした精神障がい者の被災地外施設入所等促進
- ② 精神保健訪問活動、ホームヘルパー派遣、入浴サービス等の福祉援護策等

イ-3 精神科入院病床の確保

入院必要患者の急増に対応するため被災地外での精神科入院病床の確保

イ-4 24時間精神科救急体制の確保

- ① 被災地外の精神科チームの配置と同チーム内へ夜間往診チームの設置
- ② 夜間休日対応窓口、夜間休日入院窓口の設置

イ-5 治療、適所中断した通院、通所者の治療、通所機会の提供

閉鎖した診療所、適所施設等の代替施設の設置（精神科救護所等）と早期再開

ウ 医療、福祉、教育等の各領域において実施される診察、相談等との調整

ウ-1 被災救援に当たる職員、ボランティアの心のケア

不眠不休の活動で、職員やボランティアの心も追い詰められる状況発生

- ① 民間の諸機関の協力を得ながら、専門の精神科医により、随時相談、診察等
- ② 必要があれば、適切なカウンセリング等を継続実施

第27節 環境衛生（ごみ・し尿）活動

1 方針

災害時のごみ、し尿の処理業務は、大量の廃棄物の発生等により、その処理に支障を来すおそれがある。

被災地における環境衛生の保全を図るため、排出されたごみ、し尿、がれき等の災害廃棄物の迅速な収集・処理体制を確保する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) ごみ、し尿の処理活動

災害時において効率的に活動が実施できるよう、ごみ収集運搬の班と、し尿収集運搬の班に区分して編成するものとする。

(2) 清掃方法

ア ごみ処理

ごみ収集車の確保については、市所有のものを利用するものとするが、不足する場合には、民間、特に清掃事業団体の協力も得ることとする。

また、ごみの処理は別に定める市のごみ処理方法に基づき実施する。

以下に、実施の一般的な事項を示す。

ア-1 収集順序

ごみの収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に清掃を要する地域から、順次実施する。

ア-2 収集方法

ごみの収集に当たって、各班の収集担当地域を明確にする。また、被災市民、ごみ収集運搬の班に災害廃棄物の分別収集の徹底を図る。

ア-3 ごみの処分

災害廃棄物の仮置き場、処分方法、処分場所等については、十分に検討し、計画的にごみの処分を行う。収容したごみについては、最終処分場不足も予想されることからリサイクル等による減量化施策を行い、その後の可燃物は、他の地域との連携による焼却施設処理を原則とし、不燃物又は焼却できないごみは、埋立処分する。

なお、フロン類使用機器の廃棄処分に当たっては、フロン類の適正な回収・処理を行う。

イ し尿処理

し尿収集車は不足が予想されるので、民間、特に清掃事業団体の協力を得ることとする。

また、し尿の処理は別に定める市のし尿処理方法に基づき実施する。

以下に、実施の一般的な事項を示す。

イ-1 収集順序

し尿の汲み取り収集は、実施者が被災地の状況を考慮し、緊急に汲み取りを要する地域から順次実施する。

イ-2 収集方法

し尿の汲み取り収集にあたって、各班の収集担当地域を明確にする。

イ-3 し尿の処分

し尿の処分は、原則として、し尿処理場、下水道終末処理場等において処分する。

イ-4 その他

避難所施設等に伴い仮設便所を設置する場合、原則として、し尿貯留槽が装備された便所（以下「仮設トイレ」という。）を配置する。やむを得ない場合には、立地条件を考慮し、漏洩等により、地下水が汚染しないような場所を選定し、避難人員 200 人に対して、大小便器をそれぞれ 2 個以上ずつ設置する。閉鎖に当たっては、消毒後埋没する。

仮設トイレは、当初は、市備蓄のものを利用し、不足する場合には、応援要請を行うものとする。

ウ 災害廃棄物の発生への備え

国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるとともに、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。

エ 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等（土砂、ヘドロ、汚染物等）を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災

害廃棄物等の搬出を行うものとする。

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び市民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第 28 節 愛玩動物等の救援

1 方針

災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 被災地域における動物の保護

獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。

(2) 動物の適正な飼養体制の確保

飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。

(3) 特定動物の逸走対策

特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

第 29 節 災害義援金の募集配分

1 方針

被災者に対して寄託される義援金を、确实、迅速に被災者に配分するため、受け入れ、引き継ぎ、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 義援金の募集

ア 義援金の募集機関

大規模災害が発生した場合、市はもちろんのこと、他の機関（県、日本赤十字社岐阜県支部（義援金のみを取り扱う）、岐阜県共同募金会等）は、義援金の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。義援金の受け入れについて一般への周知は、市の災害時の広報活動、非常災害対策本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

ア-1 受け入れ窓口

ア-2 振込み金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

イ 問い合わせ窓口等

義援金に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、他の被災地へのための義援金窓口も必要に応じて設ける。また、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 義援金の受け入れ、配分等

義援金の受け入れ及び配分等は、次により行うものとする。

ア 受け入れ

ア-1 災害発生後速やかに受け入れ窓口を開設し、義援金の受け入れを行う。

ア-2 義援金拠出者名簿を作成し、あるいは義援金受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引き継ぎ、集積

受け入れた義援金の引き継ぎに当たっては、配分委員会組織（市、県、日本赤十字社岐阜県支部、岐阜県共同募金会、その他義援金の募集機関等で構成）の銀行口座への振込みの方法による。

ウ 配分

配分委員会組織が定める基準によって行う。配分に当たっては、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

エ 義援金の管理

義援金は、銀行預金等确实な方法で保管管理する。義援金品受払簿を備え付け、受け入れから引き継ぎ又は配分までの状況を記録する。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

オ 各種様式

義援金の受け入れ、引き継ぎ、配分、管理に当たり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

義援金の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、送金、引き継ぎに要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第30節 救援物資の募集配分

1 方針

被災者に対して寄託される救援物資を、确实、迅速に被災者に配分するため、受け入れ、引き継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 救援物資の募集

ア 救援物資の募集機関

大規模災害が発生した場合、救援物資の募集機関として、被災地のニーズ、状況等を十分考慮しながら対応する。救援物資の受け入れについて一般への周知は、市の災害時の広報活動、国の非常災害対策本部、報道機関等を通じて、次の事項を公表するものとする。

なお、救援物資の梱包に際しては、品名を明示する等被災地における円滑かつ迅速な仕分け、配送に十分配慮した方法とするよう呼びかけるものとする。

ア-1 受け入れ窓口

ア-2 受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しない物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するものとする。）

ア-3 受け入れ窓口と集積場所の住所が異なるときは、その集積場所の住所等

イ 問い合わせ窓口等

救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、他の被災地へのための救援物資窓口も必要に応じて設ける。また、被災地のニーズについて広報を行うものとする。

(2) 救援物資の受け入れ、配分等

次により救援物資の受け入れ及び配分等を行うものとする。

ア 受け入れ

ア-1 災害発生後速やかに受け入れ窓口を開設し、救援物資の受け入れを行う。

ア-2 受け入れを希望する物資を明確にし、早期に公表を行う。

ア-3 救援物資拠出者名簿を作成し、あるいは救援物資受領書を発行してそれぞれ整備保管する。

イ 引き継ぎ、集積

受け入れた救援物資の引継ぎに当たっては、救援物資引継書を作成し、その授受の関係を明らかにしておく。

ウ 配分

ウ-1 配分

配分委員会組織（市、県、その他救援物資の募集機関等で構成）が定める基準によって行う。

なお、特定物資及び配分先指定物資については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々に検討して行う。

ウ-2 配分の時期

配分は、できる限り受け入れ又は引き継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、救援物資の量などを考慮し、適宜配分時期を調整する。

ただし、腐敗、変質の恐れがある物資については、迅速かつ適切に取り扱うように配慮する。

エ 救援物資の管理

救援物資は、救援物資受払簿を備え付け、受け入れから引き継ぎ又は配分までの状況を記録する。

オ 各種様式

救援物資の受け入れ、引き継ぎ、集積、配分、管理に当たり、作成、発行する各種様式は別に定めるものによる。

カ 費用

救援物資の募集や配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送に要する経費等はそれぞれの実施機関において負担する。各実施機関は、経費の証拠記録を整理保管しておくものとする。

第31節 産業の応急対策

1 方針

災害時における産業の応急対策を迅速に行うため、各機関において適切な措置をとる。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・各機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 商工業の応急対策

ア 災害融資計画

被災商工業者の早期復興を図るため、市は、政府関係金融機関及び民間金融機関に対し、災害融資についての連絡を行う。また、県計画に定める一般金融、県費預託、保証助成の方法により、あっせんを行う。

イ 復旧資材等の調達

救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっ旋の要請に対して、市は、市内の業者に協力を依頼し、救助及び復旧用の物資、資材の確保又はあっせんに努める。なお、市内において確保ができない場合あるいは不足する場合は、県に確保あっせんの要請をする。

(2) 観光客等の応急対策

ア 応急対策

観光地域内に所在する宿泊休養施設（ホテル、旅館、国民宿舎等）、運動施設（スケート場、山小屋、キャンプ場等）及びその他集客施設等の経営者又は管理者（以下「管理者」という。）は、気象の状況その他災害条件を把握し、施設利用者に行える限り徹底しその対策に当たる。

イ 応援の要請

管理者は、災害時における応急対策の実施ができないときは、速やかに市に応援又は実施の要請を行うものとする。なお、この場合に要する経費は、管理者の負担とする。

ウ 風評被害対策

災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、必要な対策を実施するものとする。

(3) 農作物の応急対策

ア 代作用種子の確保

農業経営者は、災害時における代作用種子を災害に備えて平常時から備蓄しておくものとするが、なおかつ不足し確保できないときは、市は、県に確保あっせんの要請をするものとする。

イ 病虫害防除対策

イ-1 病虫害防除指導の徹底

災害により病虫害の発生が予想され又は発生したとき、市は、病虫害発生予察情報に基づき、県、植物防疫協会、農業協同組合、農業共済組合等と協力して病虫害防除の指導徹底に当たる。

なお、病虫害発生予察情報は、県において発せられ市に伝達する。

イ-2 農薬の確保

農業協同組合及び農業経営者は、災害に備えて農薬を確保しておくものとするが、災害時に農薬が不足し確保できないときは、市は、県に確保あつせんの要請をするものとする。

イ-3 防除器機具の整備

病虫害防除機具について関係機関は整備に努めるものとする。なお、市は、緊急防除に当たって器具が不足する場合でその地域において確保できないときは、県に応援の要請をするものとする。

ウ 肥料等の確保

災害のため必要な肥料等が確保できないとき、市は、県に確保あつせんの要請をするものとする。

(4) 畜産の応急対策

ア 家畜の診療等

災害のため平常時の方法により家畜の診療の実施ができないとき、市は、県に家畜の診療及び畜舎等の消毒、緊急予防注射の実施等について要請するものとする。

イ 家畜の避難

県から浸水等災害の発生が予想され又は発生したことの連絡を受け、あるいはその他により家畜を避難させる必要を認めたとき、市は、家畜飼育者に家畜を避難させるよう指導するものとする。

ウ 飼料等の確保

避難家畜に対する飼料、藁等が現地において確保できないとき、市は、県に確保あつせんの要請をするものとする。

(5) 林地、林産物等の応急対策

ア 林地の対策

災害により発生した林地被害の復旧工事について、市は、特に先行して施行する必要があるもの、又は公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置し難いものである場合、県にその緊急復旧を要請するものとする。

イ 造林木の対策

イ-1 倒木対策

災害により倒木したもののうち倒木起しにより成立可能なものについて、市は、森林組合等と協力して、できる限り速やかに根踏み、倒木起しを実施するよう指導するものとする。

イ-2 資材等の調達

災害に備えて、市あるいは森林組合等において倒木復旧に必要な木起し機、縄等を常備しておくように努めるものとするが、災害発生時にそれら資機材が不足するときは、県に確保あつせんの要請するものとする。

ウ 苗木等の対策

ウ-1 苗木種子の確保

災害により苗木、種子の確保が困難なとき、市は、県に確保あっせんを要請するものとする。

ウ-2 病虫害の防除

長雨、冠没水等の災害による苗木への赤枯病、ペスタロチャ病等の防除について、市、森林組合等と協力して指導の徹底を図るものとする。

エ 一般林産物及び施設の対策

エ-1 被害木の処理

被害木の早期伐出については、市と森林組合等が督励指導するとともに、被害木搬出等のため労務、輸送の確保に努めるものとする。なお、県行造林の被害木については、県が、その早期処理に努める。

エ-2 流木の防止

木材取扱者は、木材の流失による損害と流木による被害防止のため、流失の恐れのある場所への貯木を避け、あるいは出水により流失の恐れがあるときは木材を緊結する等貯木には十分の配慮をするものとする。

エ-3 浸水製材施設の処理

製材施設が被害を受けたときは、市は、森林組合、木材協同組合等関係機関と協力して、速やかに清掃処理を行い、製材能率の早期復旧を図るようその指導徹底に当たるものとする。

オ 特用林産物及び施設の対策

オ-1 復旧用原木ほだき、わさび苗等の確保

災害のため特用林産物あるいは施設が被災し、その復旧に必要な原木、苗あるいは種菌等が不足し確保できないとき、市は、県に確保について要請するものとする。

オ-2 しいたけ等への雑菌対策

災害時におけるしいたけ等の雑菌防止については、市と農業協同組合等が協力して、その指導徹底に当たるものとする。

第 32 節 公共施設の応急対策

1 方針

災害発生時、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 各管理機関 |
|--|

3 実施内容

(1) 道路施設の応急対策

ア 応急対策

道路管理者は、災害発生後速やかに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、災害の発生地域や被害状況を勘察したうえで、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努めるものとする。

イ 応援要請

道路管理者は、啓開作業を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、警察機関、消防機関、自衛隊、建設業者等の協力を得て実施するものとする。

(2) 河川施設の応急対策

河川施設等の管理者（国、県、市、その他の河川・ダムため池等の管理者）は、災害発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努める。堤防施設等に被害を認めた場合は、その被害状況に応じた適切な応急対策に努めるものとする。

(3) 土砂災害防止施設の応急対策

ア 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握

がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の市民に対して、市は、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。

土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。

イ 応急対策

被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制整備を図るよう努めるものとする。

土砂災害防止施設管理者は、その施設が被災し、人家、道路等に被害を及ぼす恐れがある箇所については、速やかに応急復旧を実施するよう努める。

(4) 治山施設の応急対策

ア 応急対策

治山施設管理者は、林地崩壊、治山施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、二次災害発生への恐れのある箇所への把握に努める。人家、公共施設等への二次災害への恐れが高く緊急に復旧を要する場合は、必要に応じて災害復旧に先立ち、応急復旧工事を実施するものとする。

イ 応援要請

治山施設管理者は、応急復旧のため建設業協会、建設業者、森林組合等に対して応急資材の確保、出動を求める等必要な処置をとるものとする。

ウ 応急資材の確保

治山施設管理者は、生産設備や道路の不通等を想定して、地域で確保できる簡易な資材（木材等）の活用を考慮するものとする。

(5) 公共建築物の応急対策

公共施設管理者は、官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設について、災害対応の実施機関や避難施設などの利用が想定されることから、施設及び施設機能の点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努めるものとする。

ア 建物の応急対策

「被災建築物応急危険度判定士」などによる施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保に努める。

イ 施設機能の応急対策

- イ-1 停電した場合の自家発電装置の運転管理、被災装置の応急復旧及び可搬式発電機等の配置並びに燃料確保
- イ-2 無線通信機等通信機器の配置及び被災通信機器の応急復旧
- イ-3 緊急輸送車両その他車両の配備
- イ-4 複写機の非常配備、被災電算機、複写機等の応急復旧
- イ-5 その他重要設備の点検及び応急復旧
- イ-6 飲料水の確保
- イ-7 エレベーターに閉じ込められた者の救出
- イ-8 火気点検及び出火防止措置

第33節 ライフライン施設の応急対策

1 方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災市民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要があるため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 各機関

3 実施内容

(1) 水道施設

ア 応急復旧対策

ア-1 緊急要員確保

緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

ア-2 被害状況調査及び復旧計画の策定

水道施設の被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに送・配水系統を考慮した復旧計画を作成するものとする。

ア-3 復旧資機材業者及び工事業者への協力要請

復旧用資機材の確保、復旧工事の実施については、業者に協力を要請するものとする。

ア-4 県等への応援要請

市による応急復旧が困難な場合は、岐阜県水道災害相互応援協定に基づき県を通じて他の水道事業者に対し応援を要請するものとする。

ア-5 重要施設への優先的復旧

防災関係機関、医療機関の重要と位置づける施設は、優先的に復旧するものとする。

ア-6 応急復旧の目標期間の目安

《目標期間》

- (1) 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3ℓ）
- (2) 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20ℓ）
- (3) 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100ℓ）
- (4) 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250ℓ）

(2) 下水道施設

ア 応急復旧対策

ア-1 緊急要員の確保

緊急要員確保と情報連絡体制を整備する。

ア-2 被害状況の把握及び応急対策

施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、下水管路、処理場、ポンプ場施設等について、被害の拡大及び二次災害の防止、暫定機能の確保等の災害応急対策を実施するものとする。

① 第一段階（主要目標：被害拡大、二次災害の防止）

①-1 管路

a 緊急調査

- ・被害拡大、二次災害の防止のための調査、主に地表からの調査
- ・管路の破損による道路等他施設に与える影響調査
- ・重要な区間の被害概要の把握

b 緊急措置

- ・マンホールと道路の段差へ安全柵、陥没部への土砂投入、危険箇所への通行規制、可搬式ポンプによる排水、下水道施設の使用中止依頼

①-2 処理場、ポンプ場施設

a 緊急点検（主要目標：二次災害の未然防止、予防）

- ・人的被害につながる二次災害の未然防止、予防
（有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止、機器の運転停止等）

b 緊急調査

- ・被害状況の概要把握、大きな機能障害につながる二次災害防止のための調査

①-3 緊急措置

a 火気の使用禁止、立入の禁止、漏えい箇所のシール

② 第二段階（主要目標：暫定機能の確保）

②-1 管路

a 応急調査

- ・被害拡大、二次災害防止のための調査（管内・マンホール内まで調査）
- ・下水道の機能的、構造的な被害程度の調査

b 応急復旧

- ・管内、マンホール内の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水可搬式ポンプによる下水の排除、仮管渠の設置

②-2 処理場、ポンプ場施設

a 応急調査

- ・処理場、ポンプ場施設の暫定機能確保のための調査

b 応急復旧

- ・コーキング、角落としによる水路仮締切、仮配管の布設、弁操

作による配管のルート切り回し、可搬式ポンプによる揚水、固形塩素剤による消毒

(3) 電気施設

ア 市の応急対策

ア-1 連絡調整

災害発生時には、関係電力会社から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

ア-2 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力について、電力会社及び電気工事関連団体に要請するとともに、市民への広報に努めるものとする。

イ 電力会社の応急復旧対策

イ-1 災害対策本部の設置

電力会社は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ-2 緊急要員の確保

電力会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

イ-3 情報収集・連絡体制

電力会社は、移動無線、保安用社内専用電話、加入電話等の他、衛星通信回線や高感度カメラ搭載ヘリコプター等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

イ-4 復旧用資機材及び輸送手段の確保

電力会社は、通常時より復旧用資機材の確保に努めるとともに、その輸送には道路の寸断・渋滞等を想定して、ヘリコプターによる空輸など多面的輸送手段を用いるものとする。

イ-5 災害時における危険予防措置

電力会社は、災害時においても原則として可能な限り送電を継続するが、二次災害防止と円滑な防災活動の実施のため、必要に応じて送電停止などの適切な危険予防措置を講ずるものとする。

イ-6 高圧発電機車による電源確保

電力会社は、必要に応じて高圧発電機車による緊急電源確保に努めるものとする。

イ-7 災害時における広報活動

電力会社は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

イ-8 重要施設への優先的復旧

電力会社は、防災関係機関、医療機関について優先的な復旧に努めるものとする。

(4) LPガス設備

ア LPガス会社の応急復旧対策

ア-1 緊急要員の確保

ガス会社は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

ア-2 情報収集・連絡体制

ガス会社は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

ア-3 臨時供給

ガス会社は、臨時供給については、被害実態、復旧見込みなど状況に応じた供給方式を採択し、早急に行うよう努めるものとする。

また、締結した災害時の応援協定により協力するものとする。

(5) 鉄道施設

ア 市の応急対策

ア-1 連絡調整

災害発生時には、関係鉄道事業者から被害状況、列車等の運行状況及び関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な伝達に努めるものとする。

ア-2 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力について、鉄道事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努める。また、バス代行輸送体制に関する現地情報を集約し、鉄道事業者及び道路管理者と連携し、生活交通を確保するものとする。

イ 鉄道事業者の応急復旧対策

イ-1 災害対策本部の設置

鉄道事業者は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ-2 緊急要員の確保

鉄道事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

イ-3 情報収集・連絡体制

鉄道事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努め、報道機関への施設被災状況及び列車運行情報の提供、旅客等への列車運行情報の提供、市防災会議、関係地方自治体への情報提供を行うものとする。

イ-4 駅構内等の秩序の維持

鉄道事業者は、駅舎等の倒壊、停電、出火等に伴う混乱の防止、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客の適切な避難誘導等の災害警備活動の実施に万全を期し、旅客の安全を確保するものとする。

イ-5 輸送の確保

鉄道事業者は、不通区間が生じた場合、迂回線区間に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努めるとともに、並行他社線との振替輸送

等の措置を講ずるものとする。

イ-6 資機材及び車両の確保

鉄道事業者は、鉄道復旧に必要な資機材の数量確認及び必要な車両確保を図るものとし、調達を必要とする資機材について生産者、工事業者等の在庫量確認を行い緊急確保するものとする。

イ-7 応急復旧

鉄道事業者は、早期運転再開を期するため、実施可能な範囲において災害復旧に先立ち工事業者に出動を求める等必要な措置をとり、応急復旧工事を実施する。この場合、重要幹線等復旧効果の大きい路線を優先し実施するものとする。

イ-8 災害時における広報活動

鉄道事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

(6) 電話（通信）施設

ア 市の応急対策

ア-1 連絡調整

災害発生時には、電気通信事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

ア-2 応援要請

二次災害防止と応急復旧への協力について、電気通信事業者及び関連団体に要請するとともに、市民への広報に努めるものとする。

イ 電気通信事業者の応急復旧対策

イ-1 災害対策本部の設置

電気通信事業者は、災害の発生が予想される時又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ-2 緊急要員の確保

電気通信事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関連会社等に応援を要請するものとする。

イ-3 情報収集・連絡体制

電気通信事業者は、衛星用可搬型陸上無線機、災害時優先電話等により被害状況の早期収集に努め、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。

イ-4 通信の非常そ通措置

電気通信事業者は、災害時に際して臨時措置をとり、通信のふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るものとする。

イ-5 資機材及び車両の確保

電気通信事業者は、応急復旧に必要な資機材の備蓄数量確認及び車両確保を図るものとし、不足すると予想される資機材について、関連会社等の在庫量確認を行い緊急確保に努めるものとする。

イ-6 応急復旧

電気通信事業者は、通信の早期そ通を図るため、災害復旧に先立ち関連会社等に出動を求める等必要措置をとり応急復旧工事を実施するものとする。

イ-7 災害時における広報活動

電気通信事業者は、被害状況、二次災害防止のための注意事項、復旧予定などを報道機関や広報車などを通じて周知する。また、地域復旧体制への協力と被害状況把握のため、地域の防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図るものとする。

イ-8 重要施設への優先的復旧

通信事業者は、防災関係機関、医療機関について優先的に復旧するものとする。

(7) 放送施設

ア 市の応急対策

災害発生時には、放送事業者から被害状況、関連施設の運営状況等の情報を収集し、関係機関、報道機関等への正確・迅速な情報伝達に努めるものとする。

イ 放送事業者の応急復旧対策

イ-1 災害対策本部の設置

放送事業者は、災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、直ちに災害対策本部を設けて必要な態勢を整えるものとする。

イ-2 緊急要員の確保

放送事業者は、緊急出社要員の確保と情報連絡体制を整備するとともに、必要に応じて関係会社に応援を要請するものとする。

イ-3 情報収集・連絡体制

放送事業者は、緊急連絡用無線、災害時優先電話等により、被害状況の早期収集に努めるものとする。

イ-4 放送の継続確保

放送事業者は、放送機器等の障害により一部の送信系統による放送が不可能になった場合には、他の送信系統により、また、一部継回線が途絶した場合には、常置以外の必要機器を仮設し無線その他の中継回線等を利用して、放送の継続確保を図る。また、放送局のスタジオからの放送継続が不可能となった場合は、臨時スタジオを開設し、放送の継続確保を図るものとする。

イ-5 応急復旧

放送事業者は、障害、損傷した機器、設備等について、資機材の確保調達を行い、災害復旧に先立ち、応急補修、仮工事を実施し機器、設備等の機能回復の早期実現を図るものとする。

第 34 節 文教関係の応急対策

第 1 項 文教関係

1 方針

災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 学校等の経営者、管理者 |
|--|

3 実施内容

(1) 気象予警報等の把握、伝達

各学校における災害に関する注意報、警報、情報等（以下「気象予警報等」という。）の把握及び伝達については、次により徹底を期し事故防止に努めるものとする。

ア 市立学校

各施設管理者（市教育委員会）は、小・中学校等学校施設における災害対策実施のため、気象予警報等の把握に努める。なお、気象予警報等の伝達は、「災害対策：警報・注意報・情報等の受理・伝達」に基づき伝達されるため、必要な情報を各学校長に対し伝達するとともに、各学校長は自らも情報の収集に努める。

イ 県立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して気象予警報等の把握に努め、災害対策の適正を期する。なお、学校に対する特定の対策等が必要であるとき、県教育委員会から伝達される。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意して災害に関する気象予警報等の把握に努めるものとする。

(2) 文教施設の応急対策

学校等の文教施設の災害発生時における応急対策等は、次に定めるところによるものとする。

ア 災害の防止対策

学校等は、災害の発生を承知し、あるいは災害が発生したときは、被害を未然に防止し、あるいはその拡大を防止するための確な判断に基づいて直ちに補修、補強その他の対策をとるものとする。

イ 応急復旧等の措置

学校等は、文教施設等に被害を受け、業務の運営に支障を生じ、あるいはそのまま放置することが他に影響を及ぼし被害が拡大するような場合は、速やかに関係機

関と連絡協議のうえ、本格的復旧に先立って必要限度の応急復旧を行うものとする。

ウ 清掃等の実施

学校等は、学校が浸水した場合等には直ちに清掃を行い、衛生管理と施設保全の万全を期するものとする。

(3) 児童生徒等の安全確保

学校等は、「災害予防：文教関係の安全確保」により災害発生に対してあらかじめ定められた計画に基づき、児童生徒等の保護に努めるものとする。

(4) 教育活動の早期再開

災害発生時において、教育活動の早期再開を期するため、次の措置を講ずるものとする。

ア 応急教育の実施

教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。公共交通の状況等によっては、オンライン授業の実施を検討する。

イ 被害状況の把握及び報告

応急教育の円滑な実施を図るため、各学校等において、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、所管教育委員会等に報告する。

ウ 教育施設の確保

教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

ウー1 被害箇所及び危険箇所の応急修理

ウー2 公立学校の相互利用

ウー3 仮設校舎の設置

ウー4 公共施設の利用

ウー5 上記によっても教育施設の確保が困難な時は、二部授業等必要な措置の実施

エ 応急教育についての広報

応急教育の開始に当たっては、開始時期、方法等について、児童生徒等や保護者等への周知を図る。

(5) 教員の確保

教職員が被災したことにより通常の教育を実施することが不可能となった場合、被災地周辺の教職員も含め総合調整し、教職員の確保を図る。なお、確保が困難な時は、合併授業等必要な措置をとるものとする。

(6) 児童生徒等に対する援助

ア 学用品の給与等

教育に必要な教科書等の学用品について、市は、その種類、数量を調査し確保に努める。調査の結果、学用品の確保が困難なときは県に対して協力要請を行う。

イ 就学援助

世帯が被災し、就学が困難となった児童生徒等に対し、市は、就学奨励のための必要な援助を行うものとする。

ウ 授業料の減免又は猶予

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、授業料の減免又は猶予するための必要な措置をとるものとする。

エ 育英資金の特別貸付

高等学校、大学等は、被災生徒に対し、育英資金の特別貸付のための必要な措置をとるものとする。

オ 学校給食及び応急給食の実施

給食を実施している学校等は、学校給食の継続確保に努めるものとし、給食物資の確保について、必要な措置をとる。なお、学校給食を実施していない学校等は、保護者が炊事困難な場合等にあつては、関係機関等の協力を得て、応急給食を実施するよう努めるものとする。

カ 防疫措置

学校等は、洪水等の災害時にあつては児童生徒等の保健指導を強化し、感染症の発生の恐れのあるときは、臨時に児童生徒等の健康診断を行い、患者の早期発見と早期処置に努める。なお、児童生徒等に感染症が集団発生したときは、市、学校医等と緊密に連絡をとり、防疫措置に万全を期するものとする。防疫の実施は、「災害対策：防疫・食品衛生活動」の定めるところによる。

キ 転出、転入の手続

児童生徒等の転出、転入については、状況に応じ、速やかかつ弾力的な措置をとる。また、転入学に関する他市の対応等の情報及び手続等の広報に努めるとともに、窓口を設け、問い合わせに対応するものとする。

ク 心の健康管理

被災した児童生徒等及び救援活動に携わった教職員に対し、メンタルケアを必要とする場合、相談事業や研修会等を実施するものとする。

(7) 私立学校

私立学校においては、この教育に関する応急対策を参考に、私立学校の管理者がそれぞれの責任の範囲において実施する。なお、私立学校の管理者は、公費負担等と関係のある事項については、次によるものとする。

ア 被害状況の調査

学校施設の被害があつた時は、速やかにその状況を調査し、県に報告する。

イ 被災児童生徒等の調査

児童生徒等及び教職員等の属する世帯の住家の被災状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 被災生徒に対する育英補助及び授業料軽減補助

育英補助及び授業料軽減補助について県から通知があつたとき、希望する被災生徒に対して周知徹底を図る。

(8) その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費は、災害救助法施行細則等による。

第2項 文化財、その他の文教関係

1 方針

災害発生時における文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・市・文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者 |
|---|

3 実施内容

(1) 被害報告

文化財、公民館その他社会教育施設等の管理者は、その施設に被害が発生した時、被害の状況を市に報告するものとする。

(2) 公民館その他社会教育施設の対策

文化財、公民館その他社会教育施設等に災害が発生したとき、市は、被害状況を県へ報告するとともに、被災施設の応急対策等を行う。なお、被災時において、公民館その他社会教育施設等は、災害応急対策のため（特に避難所、災害対策本部等）に利用される場合も少なくないため、その管理者は、その受入れ等について積極的に協力するものとする。

(3) 文化財の対策

被災文化財について、市文化財保護審議会委員等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するよう所有者あるいは管理者に被害文化財個々につき対策を指示し指導するものとする。

第 35 節 航空災害対策

1 方針

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 航空運送事業者
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 墜落航空機等の搜索、把握

墜落航空機等の発見については、県及び県警察が保有ヘリコプターによって発見に努めるとされている。

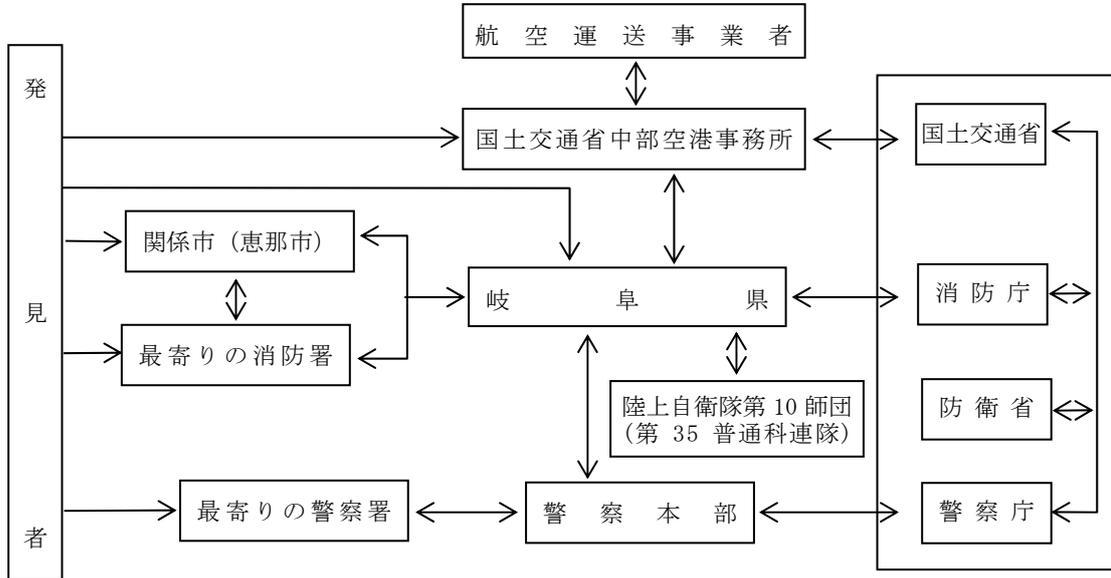
イ 災害情報の収集、連絡

市への連絡は、県に通報される航空運送事業者、発見者等から情報と、県及び県警ヘリコプターの状況把握から、直ちに伝達される。

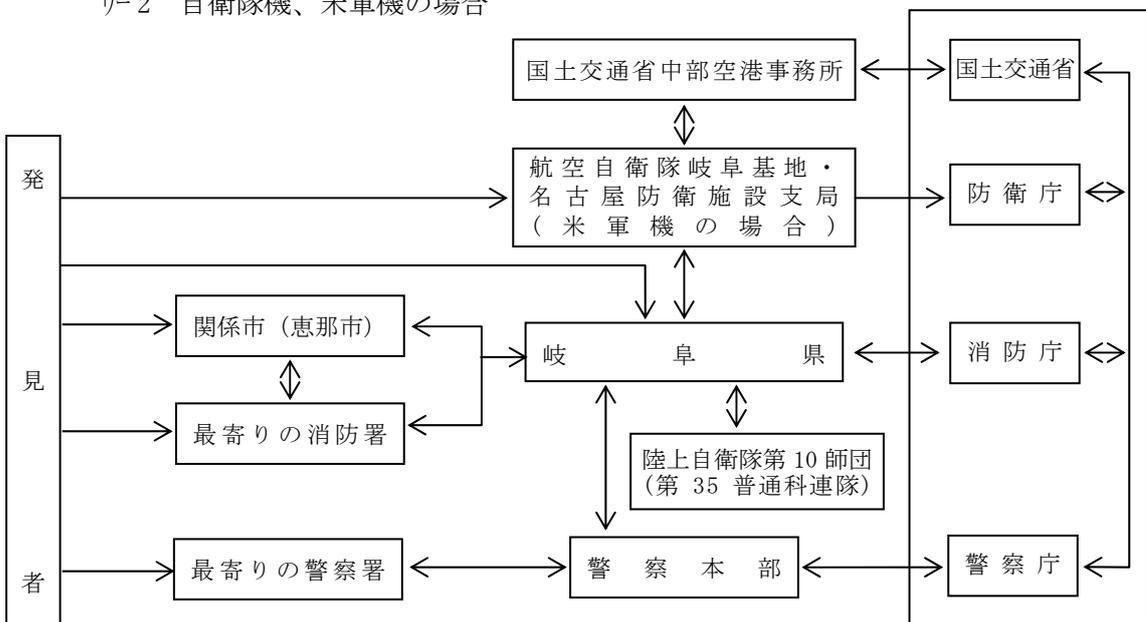
ウ 災害発生時の情報伝達系統

航空災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。

ウ-1 民間航空機の場合



ウ-2 自衛隊機、米軍機の場合



エ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

オ 通信手段の確保

航空運送事業者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

イ 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市災害時相互応援協定により、県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部9県1市）、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

ウ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

救助・救急活動を実施し、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。

災害の状況により、医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 関係者等への的確な情報伝達活動

市、航空運送事業者及び防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいという市民のニーズに応えるため、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

第 36 節 鉄道災害対策

1 方針

鉄軌道における列車の衝突等の大規模な鉄道事故による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

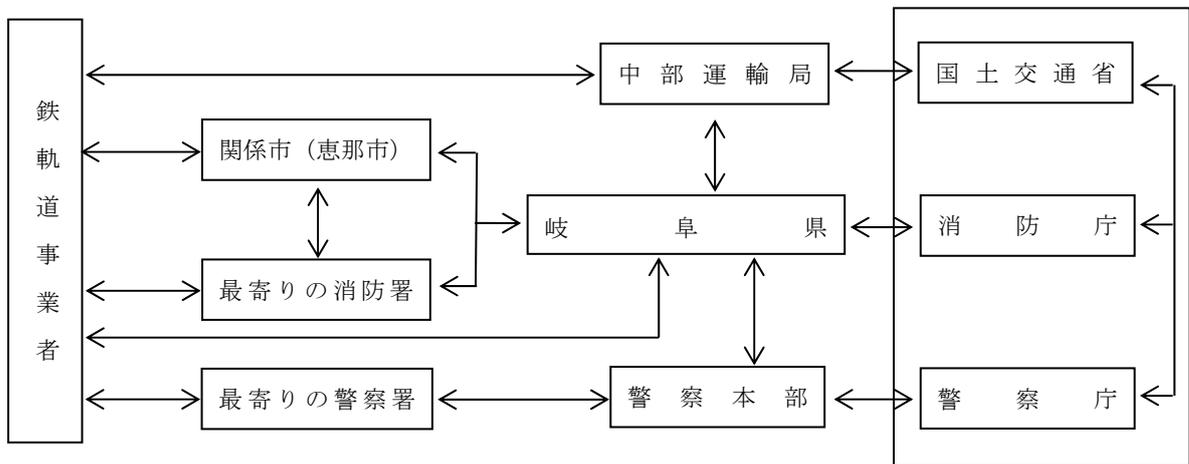
- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 鉄軌道事業者
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害発生時の情報伝達系統

鉄道災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。



イ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等必要な措置を講ずるものとする。

イ 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、市等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は、医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 代替交通手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、鉄軌道事業者及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

(5) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、鉄道災害の発生後、その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、県、市、県警察等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行う。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努める。なお、事故災害の原因が判明した場合には、個々の事業者の施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第 37 節 道路災害対策

1 方針

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 道路管理者
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関

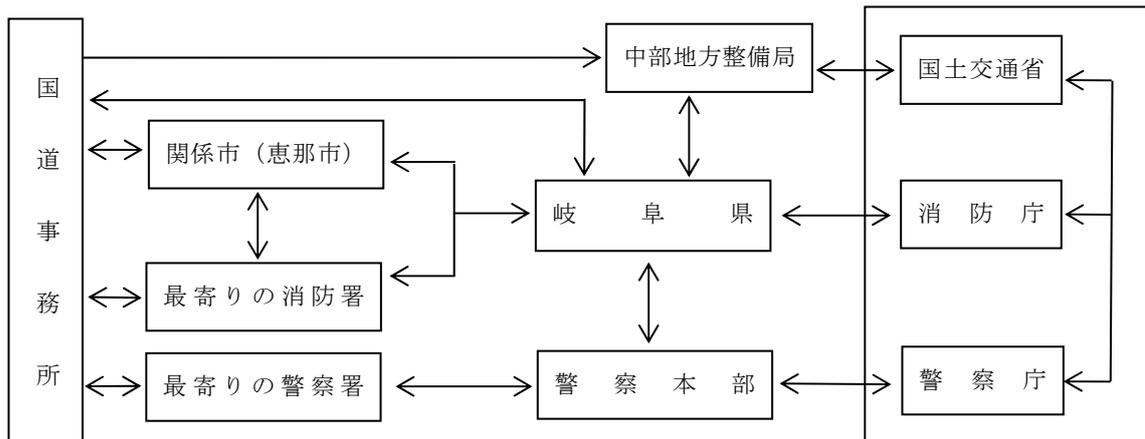
3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

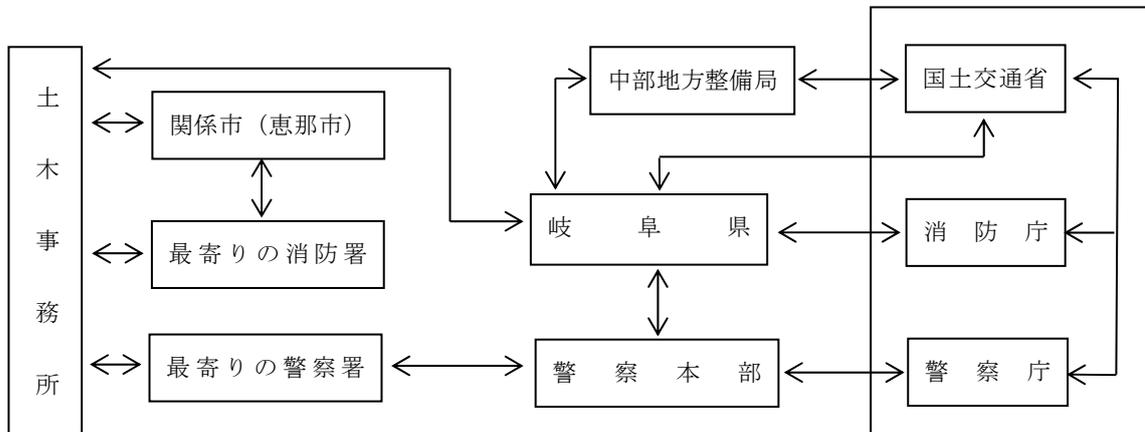
ア 災害発生時の情報伝達系統

道路災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。なお、情報収集するに当たっては、必要に応じヘリコプターによる目視、撮影等による被害情報の収集を行う等機動的な情報収集に努めるものとする。

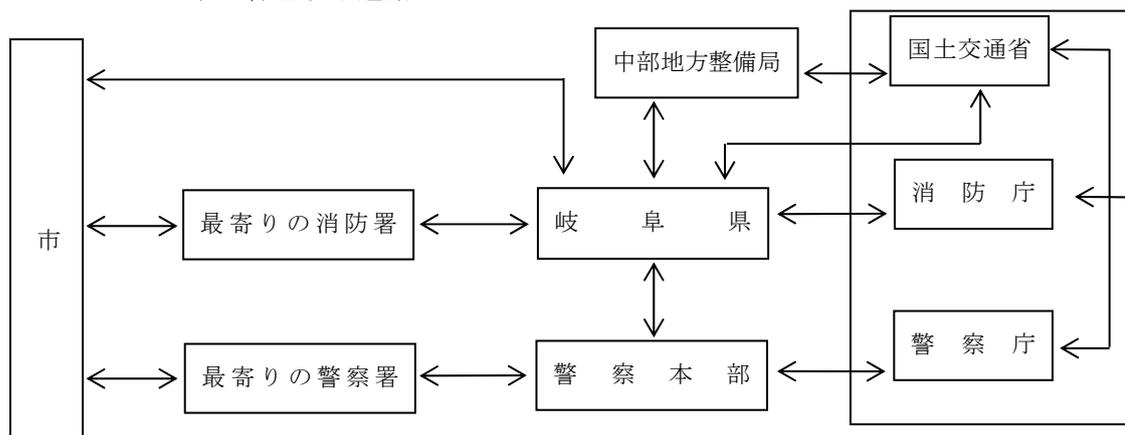
7-1 国の管理する道路



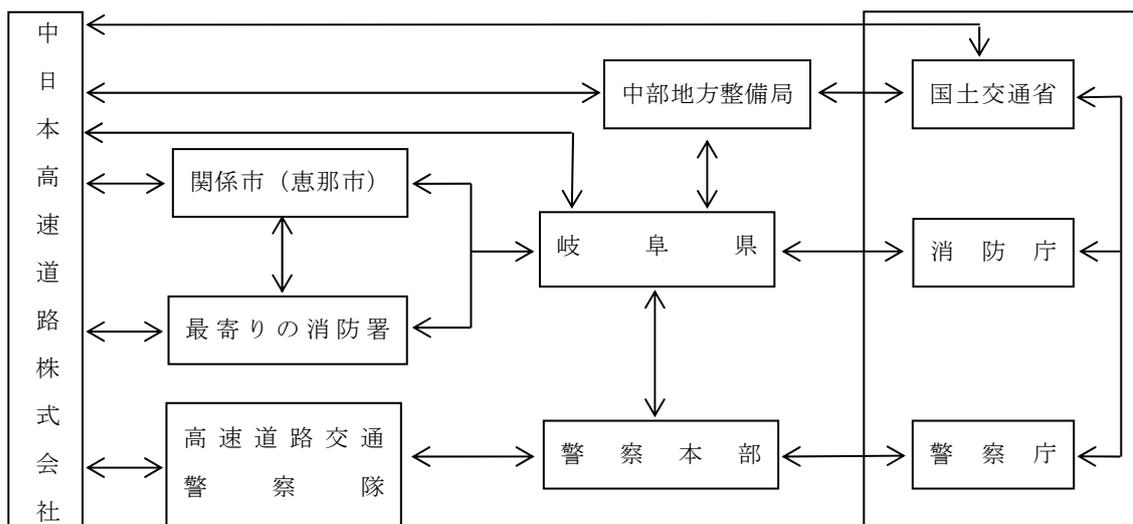
7-2 県の管理する道路



7-3 市の管理する道路



ア-4 中日本高速道路株式会社の管理する道路



イ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 通信手段の確保

道路管理者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、必要に応じ、応援協定等により、民間に応援を要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

道路管理者は、市、県等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

オ 危険物の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

危険物の流出が認められた場合、市等は、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

カ 道路施設、交通安全施設の応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(4) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、道路管理者及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

(5) 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第 38 節 危険物等災害対策

1 方針

危険物、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類（以下「危険物等」という。）の漏洩流出、火災、爆発等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- ・市
- ・防災関係機関
- ・危険物等取扱事業者
- ・電気通信事業者
- ・医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

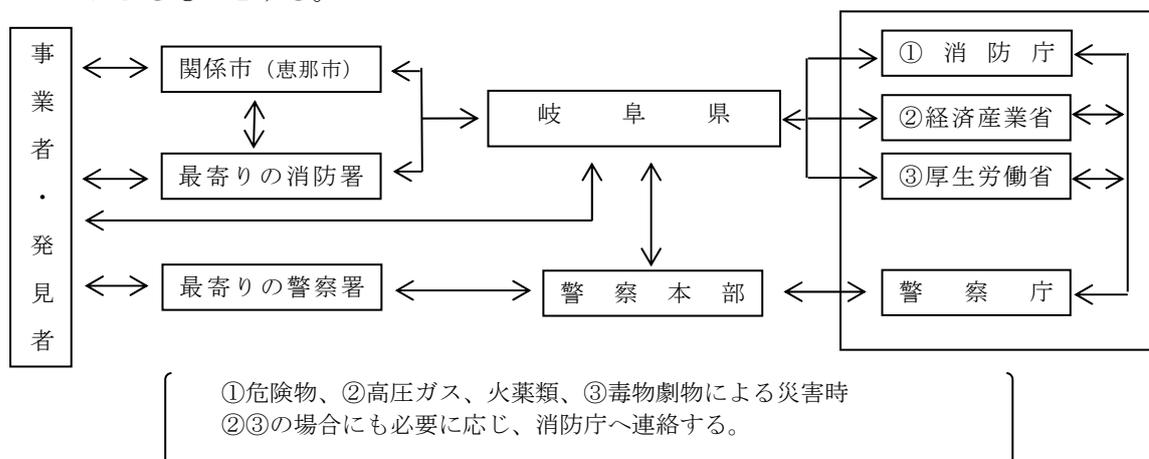
ア 災害情報の収集、連絡

危険物等取扱事業者は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡するものとする。

市は、火災又は爆発等の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ 災害発生時の情報伝達系統

危険物等災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

危険物等取扱事業者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 危険物等取扱事業者の活動体制

危険物等取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

危険物等取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者に応援を要請するものとする。

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

応急対策活動中の安全確保のため、市等は、資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検、応急措置等を講ずるものとする。

市は、危険物等災害時に危険物等の流出、拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

危険物等取扱事業者は、危険物等災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。
市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 危険物等の流出に対する応急対策

危険物等取扱事業者等は、直ちに防除措置を講ずるものとする。

防除活動と避難誘導活動を、消防機関及び県警察は直ちに行うものとする。

市は、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し迅速に対応するものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

(6) 避難収容活動

ア 避難誘導の実施

危険物等災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、市は、人命の安全を第一に地域の市民等の避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

発災時には、必要に応じ指定避難所を開設し、地域の市民等に対し周知徹底を図る。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、危険物等取扱事業者及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

第 39 節 林野火災対策

1 方針

火災による広範囲にわたる林野の焼失といった林野火災に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 林業関係事業者
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関

3 実施内容

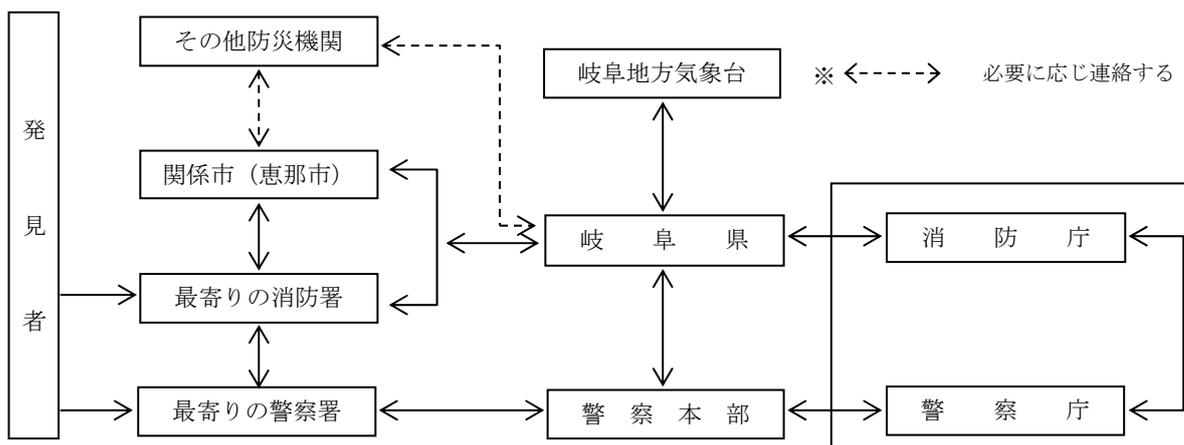
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ 災害発生時の情報伝達系統

林野火災が発生した場合の火災発生情報・被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

林業関係事業者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

イ 市の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、林野火災防御図の活用等を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時期を失することなく、近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる

ものとする。

(4) 避難収容活動

ア 避難誘導の実施

林野火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、市は、人命の安全を第一に地域の市民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

発災時には、必要に応じ指定避難所を開設し、地域の市民等に対し周知徹底を図る。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(6) 二次災害の防止活動

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生する恐れがあることについて、市は、十分留意して二次災害の防止に努める。また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係市民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第 40 節 大規模な火事災害対策

1 方針

大規模な火事（林野火災を除く。）による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関
- ・ 道路管理者

3 実施内容

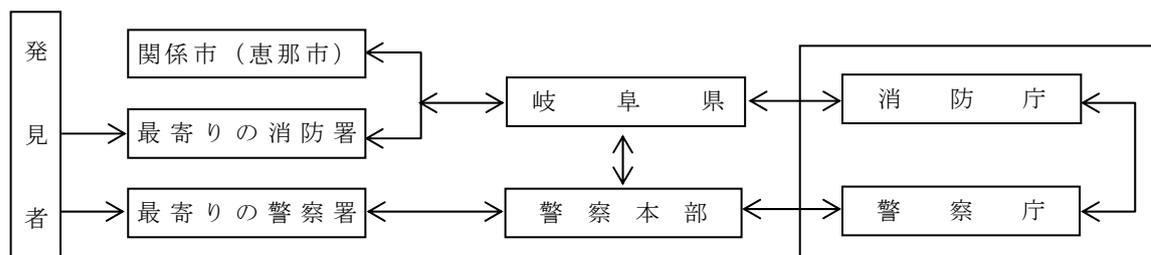
(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

ア 災害情報の収集、連絡

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ 災害発生時の情報伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合の災害発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について、市は県に連絡し、応援の必要性等を協議するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に堅密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

市及び防災関係機関は、協力して災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 市及び県の活動体制

市及び県は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県は、消防庁等との間において、緊密な連携の確保に努める。

イ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

ウ 広域的な応援体制

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

エ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

市及び防災関係機関は、災害の拡大防止又は緊急輸送確保のため、被害の状況、繁急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(4) 避難収容活動

ア 避難誘導の実施

大規模な火災により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、市は、人命の安全を第一に地域の市民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

発災時には、必要に応じ指定避難所を開設し、地域の市民等に対し周知徹底を図

る。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

市及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第41節 放射性物質及び原子力災害対策

平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故により、平成24年9月、原子力災害対策特別措置法が改正され、また同年10月、国の原子力規制委員会は原子力災害対策指針を策定し、「緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）」の概ね30kmに位置する都道府県及び市町村の防災計画（原子力災害対策）の案が示された。

しかし、UPZの区域外にある市町村に対する原子力災害対策を示す防災計画（原子力災害対策）の案は示されていない。

このため、以下に示す対策は、従前の対策のままであるが、今後、案が示された後に改めて見直しを行うものとする。

第1項 放射性物質災害対策

1 方針

放射性物質の取り扱いに係る災害の発生及び拡大を防止するため、災対法及び放射線障害防止法に基づき、必要な応急対策を実施する。

2 実施責任者

- ・ 市
- ・ 防災関係機関
- ・ 放射性物質貯蔵・取扱事業者
- ・ 電気通信事業者
- ・ 医療機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保

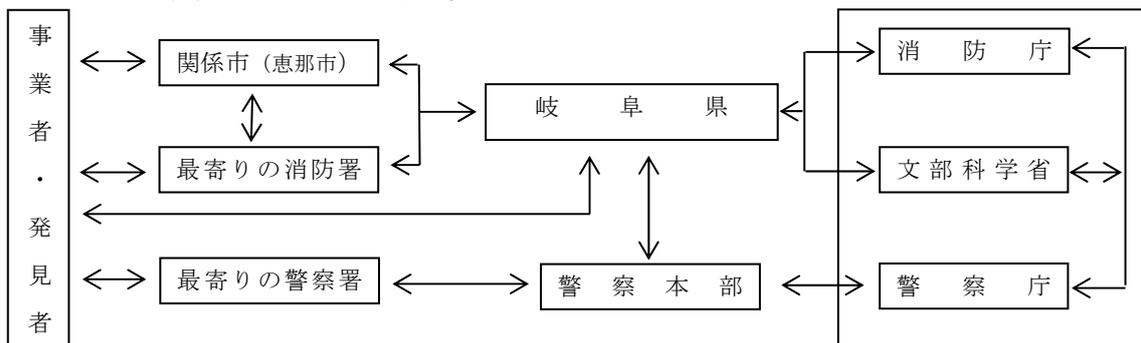
ア 災害情報の収集、連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、火災の発生状況、人的被害等の情報を直ちに市等へ連絡するものとする。

市は、火災の発生状況、人的被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県等へ連絡するものとする。

イ 災害発生時の情報伝達系統

放射性物質による災害が発生した場合の事故発生情報、被害情報等の情報伝達系統は、次によるものとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、市等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

エ 通信手段の確保

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、市及び防災関係機関と協力して、災害発生直後直ちに、発災現地及び機関相互の災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

電気通信事業者は、災害時における市及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

(2) 活動体制の確立

ア 放射性物質貯蔵・取扱事業者の活動体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制をとり、速やかに災害の拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。また、消防機関及び県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

イ 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

ウ 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部の設置等必要な体制をとる。また、県等関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ危険物等取扱事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の危険物等取扱事業者により応援を要請するものとする。

市独自では、十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。なお、被害の規模に応じて、消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣を消防庁に要請する。

オ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

カ 防災業務関係者の安全確保

市は県と連携して、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図る。また、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

(3) 災害の拡大防止活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

市は県と連携して、放射性物質による災害時に放射性物質の漏洩防止、環境モニタリングをはじめ、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

(4) 救助・救急、医療、消火活動等

ア 救助・救急活動

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、放射性物質による災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

市等は、救助・救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努めるものとする。

イ 医療活動

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

災害の状況により、市は医療救護班を編成し活動を実施するものとする。

ウ 消火活動

消防機関及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

エ 交通の確保

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

なお、交通規制に当たって、県警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとるものとする。

(5) 放射性物質の漏洩に対する応急対策

放射性物質貯蔵・取扱事業者は、直ちに防除措置を講ずるものとする。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。消防機関及び県警察は避難誘導活動を直ちに行うものとする。

市は県と連携して、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、放射性物質の処

理等必要な措置を講ずる。

(6) 避難収容活動

ア 避難誘導の実施

市は、放射性物質による災害により人に危害の及ぶ恐れのある場合には、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 指定避難所

市は、発災時に必要に応じ指定避難所を開設し、地域の市民等に対し周知徹底を図る。

(7) 被災者等への的確な情報伝達活動

市、放射性物質貯蔵・取扱事業者及び防災関係機関は、被災者等のニーズを十分把握し、放射性物質災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

第2項 原子力災害対策

1 方針

核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合、又は市外にある近隣の原子力事業所において異常な事象が発生した場合に対し、各種応急対策を迅速に行うため、必要な措置を講ずる。

なお、この原子力災害については極めて専門性が高い事案であるため県と密接に連携して取り組むこととする。

(1) 事業所外運搬事故災害

原子力安全委員会の定める防災指針の附属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において、想定事象に対する評価結果として「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径 15m程度」とされており、これを基本として、国の防災基本計画(中央防災会議)に基づき、市として必要な対策を実施する。

(2) 原子力災害

原子力安全の防災指針にある「緊急時防護措置準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）」は概ね30kmで、恵那市においては、福井県にある日本原子力発電株式会社の敦賀発電所から約150km、静岡県にある中部電力株式会社の浜岡原子力発電所から約100kmの位置であり、この対策の強化地域ではない。

しかし、岐阜県揖斐川町が25kmにあり、岐阜県としては強化地域の対策を講じている。

2 実施責任者

- ・原子力事業者
- ・道路管理者
- ・防災関係機関

3 実施内容

(1) 災害情報の収集、連絡

ア 事業所外運搬災害の情報伝達

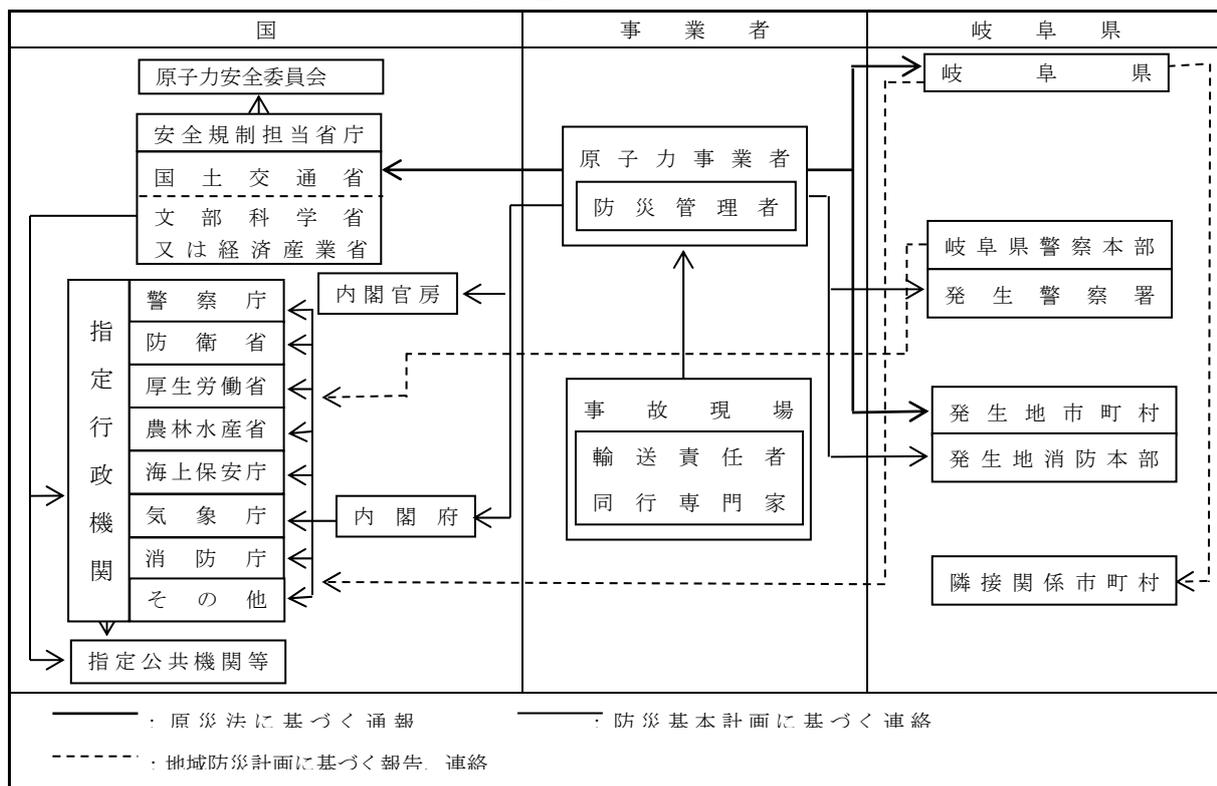
ア-1 災害情報の収集、連絡

原子力事業者は、市内において核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、運搬中の事故が発生した旨を速やかに市に通報し、その着信を確認するものとする。

また、当該事故に伴い次に掲げる特定事象に該当するに至った場合には、原災法第 10 条第 1 項前段の規定に基づき、原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた後、15 分以内を目途として、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市、県警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認するものとする。

- ① 火災、爆発その他これに類する事象が発生した際に、運搬容器から 1 メートル離れた場所において、1 時間当たり 100 マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合又はその蓋然性が高い状態にある場合
- ② 火災、爆発その他これに類する事象が発生した場合に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合

ア-2 災害発生時の情報伝達系統



イ 原子力災害の情報伝達

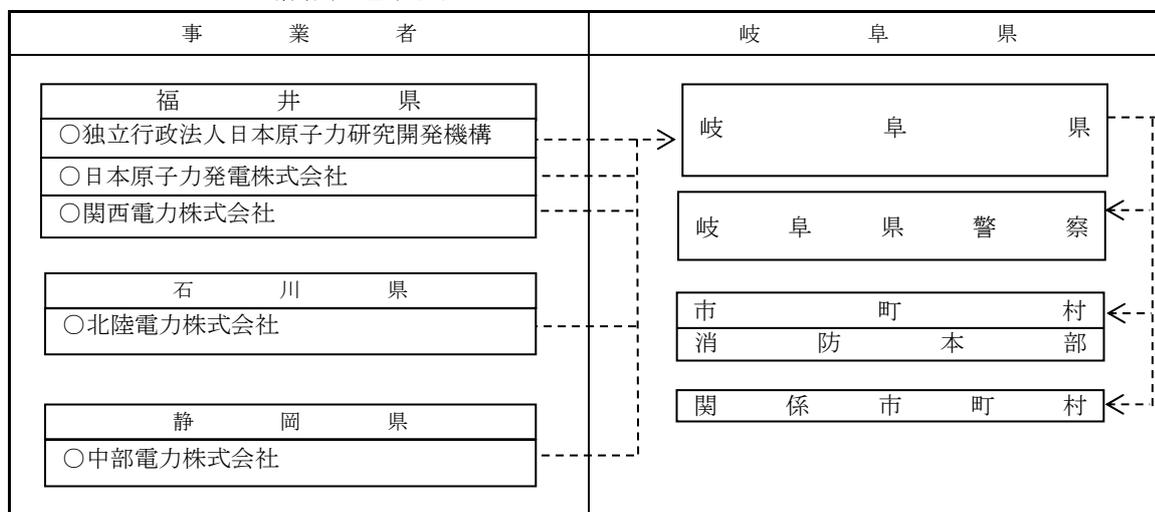
イ-1 災害情報の収集、連絡

原子力事業者は、市外にある近隣に設置した原子力事業所において異常な事象が発生した場合は、岐阜県との交換文書「原子力発電に係る安全確保及び異常時の通報並びに平常時の情報交換について」に基づき、速やかに異常な事象が発生した旨を県に通報し、その着信を確認するものとする。

上記の場合において県は、関係省庁、関係県等からの情報収集を行うとともに、後記(2)の活動体制の確立に関する基準に該当する場合には、収集した情報を市等関係機関に通知する。

原子力事業所に係る原子力災害について、原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため当該協議会にオブザーバーとして参画できるよう、県は関係機関と調整を行うこととなる。

イ-2 情報伝達系統図



----- : 地域防災計画に基づく通報、連絡

(2) 活動体制の確立

ア 警戒準備体制

市は、次の場合に警戒準備体制をとる。

- ア-1 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生時の通報があったとき
- ア-2 近県に所在する原子力事業所において異常な事象が発生し、その影響が当該原子力事業所の周辺地域に及ぶおそれがある旨の通報があったとき
- ア-3 近県に所在する原子力事業所において異常な事象が発生し、当該原子力事業所が所在する県が警戒準備体制をとったとき

イ 市原子力災害警戒本部の設置

市は、次の場合に、市原子力災害警戒本部を設置する。

- イ-1 県内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生時の通報があったとき
- イ-2 近県に所在する原子力事業所における特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）発生時の通報があり、岐阜県が警戒本部を設置したとき、もしくは市長が必要と認めたとき

ウ 市原子力災害対策本部の設置

市は、次の場合に、市原子力災害対策本部を設置する。

ウ-1 市が原災法第 15 条第 2 項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき

ウ-2 市が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、近県に所在する原子力事業所において原子力緊急事態（原災法第 15 条第 1 項に規定される事態）が発生した場合で、岐阜県が対策本部を設置したとき、もしくは市長が必要と認めたとき

エ 市原子力災害警戒・対策本部の廃止

市は、次の場合に、市原子力災害警戒本部、市原子力災害対策本部を廃止する。

エ-1 原子力緊急事態解除宣言があったとき

エ-2 災害応急対策が概ね終了し、市長が認めたとき

オ 本部の場所

市本部は、恵那市役所内に設置する。

カ 運営等

市本部等の運営の方法、配備体制等については、恵那市災害対策本部に関する条例（平成 16 年条例第 200 号）及び恵那市災害対策本部条例施行規則（平成 16 年規則第 193 号）の規定するところによるものとし、市の各部局は、救難、救助等災害の発生の防御又は拡大の防止のための各種措置を実施する。

キ 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

市は県と連携して、国の原子力災害対策本部及び現地対策本部が組織されることとなったときは、これらと緊密な連携を図る。

ク 専門家による支援体制

市は県と連携して、緊急時の初動段階において、あらかじめ整備した専門家の支援体制に基づき、専門家の参集を求め、緊急時の初期段階における迅速な対応に関し技術的助言を受ける。

ケ 広域的な応援体制

市独自では十分な応急活動が実施できない場合、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定等により県から他の市町村に応援が指示される。また、被害の規模に応じて、災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）等に基づき、他の都道府県等に応援を要請する。

原子力事業者は、被害の規模に応じて、あらかじめ原子力事業者により締結された広域応援協定等に基づき、他の原子力事業者に応援を要請するものとする。

コ 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、市長は、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

(3) 事業所外運搬災害における災害応急対策活動

ア 原子力事業者及び運搬を委託された者(以下「原子力事業者等」という。)の措置

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、危険等に対する措置を迅速かつ的確に行うものとする。

イ 消防機関の措置

事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、

事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力施設等における消防活動対策マニュアル（平成 13 年 3 月、総務省消防庁・原子力施設等における消防活動対策マニュアル検討委員会）等に基づき、原子力事業者等に協力して、消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

ウ 緊急時モニタリングの実施

原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて緊急モニタリングを実施し、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うとともに必要な要員を現場に派遣するものとする。

市は県と連携して、原子力事業者等が実施する緊急モニタリング結果の情報収集を行うとともに、緊急モニタリングを実施する。

エ 救助・救急活動の実施

原子力事業者等は、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故による原子力災害によって負傷者が出た場合は、直ちに最寄りの消防機関へ通報するとともに、除染措置等必要な措置を行うものとする。

消防機関等は、現場における負傷者の救出を行うとともに、現場から医療施設への負傷者等の搬送について、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、「災害対策：県防災ヘリコプターの活用」による。また、特に放射線により被ばくした者（被ばくした恐れのある者を含む。）、放射性物質により汚染された者（汚染されたおそれある者を含む。）（以下「被ばく者等」という。）等を搬送する場合は、原子力施設等における消防活動対策マニュアル（総務省消防庁）等に基づき、職員の二次汚染防止に配慮するものとする。

負傷者等の収容は、原子力事業者が特に指示する場合を除き、別に定めるところによる。

初期被ばく医療の結果、汚染や被ばくなどの程度に応じて、国又は事業者並びに県が参集を求めた専門家の指導により、緊急被ばく医療機関又は放射線障害専門病院に移送する。

なお、ヘリコプター搬送についても検討するものとする。

カ 消火活動の実施

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こり、又はこれらに延焼する恐れがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報するものとする。

消防機関は、核燃料物質等の輸送の実施について責任を有する者等関係機関と密接な連携をとり消火活動に当たるとともに、現場における情報収集活動に努める。

また、国から派遣された専門家等又は県が参集を求めた専門家の助言を受けて適切に対応するものとする。

キ 避難対策の実施

組織的避難を要する場合は、原災法に規定する内閣総理大臣からの避難勧告等の実施指示があった場合、原子力災害により、予測線量が原子力安全委員会が定める「屋内待避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合である。

なお、避難誘導は、原子力施設における消防活動対策マニュアル（平成 13 年 3 月、総務省消防庁）等によるものとする。

ク 放射性物質による汚染除去

原子力事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施するものとする。

市、県及びその他関係機関は連携して、原子力事業者等による速やかな汚染の除去が行われるよう汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努めるものとする。

市は県と連携して、国の専門家等の助言を踏まえ、原子力事業者による除去及び除染作業の確認を行うものとする。

ケ 飲料水、飲食物の摂取制限等

市と県が連携して実施する緊急モニタリングの結果、飲料水の汚染度が別に定める「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又はその恐れがあると認められるときは、国の指導等に基づき、飲料水及び飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限を行う。

市は県と連携して、飲料水等の摂取制限を実施したときに各家庭における備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、「災害対策：給水活動」等に基づき、関係する市民への応急措置を講じるものとする。

コ 災害情報等の提供と相談活動の実施

災害情報等の提供は、「災害対策：災害広報」によるものとする。

市は県と連携して、災害発生直後から寄せられる原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、災害関連総合相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと効果的な情報提供、相談業務等を行うものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、広報、情報提供に当たっては、分かりやすい表現を用いるよう努めるものとする。

サ 要配慮者対策の実施

市民（自主防災組織、民生委員、児童委員等）は、屋内待避等を行う場合、地域の要配慮者の待避誘導等について地域ぐるみで協力支援するものとする。

市は、通常の音声や言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、必要に応じてその情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣するものとする。

シ 社会秩序の維持対策の実施

市は県と連携して、災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止する。

ス 交通の確保対策の実施

道路管理者は、原子力災害等の発生後、県警察と緊密に連携して、所管する道路について点検を行い、被災状況等を把握するとともに通行の禁止又は制限に関する情報を収集するものとする。

道路管理者、公安委員会及び県警察は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとるものとする。

(4) 原子力災害の発生に伴う応急活動

「(3) 事業所外運搬災害における災害応急活動」に準じて、必要な応急活動を実施するものとする。

第 42 節 大規模停電対策

1 方針

大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

2 実施責任者

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 市 ・ 防災関係機関 |
|---|

3 実施内容

(1) 広報

市及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやSNS等により提供するものとする。また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ 携帯電話等の充電可能な施設等の情報
- カ その他必要な事項

(2) 応急対策

市及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。

(3) 電力供給

電気事業者等は、県等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車や電気自動車等による緊急的な電力供給を行うものとする。

(4) 通信機器等の充電

市及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。

第4章 災害復旧

第1節 復旧・復興体制の整備

1 方針

被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことから、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

その際、市民の意向等を反映するとともに、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。

2 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針の決定

大規模な災害が発生した場合には、復旧・復興に向けた具体的な指針、基本目標等を検討し速やかに復興計画を策定するとともに、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知、情報提供等を行う。

(2) 復旧・復興計画の策定

被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者等の意向を勘案しつつ、復旧・復興計画を作成する必要があると判断した場合には、市民の意向を尊重しつつ可及的速やかに計画を作成する。

3 人的資源等の確保

災害復旧・復興対策を実施するためには、通常業務に加え、長期間に渡る膨大な業務の執行が必要になることから、不足する職員を補うため、必要に応じて、国、都道府県、他市町村に職員の派遣その他協力を求めるものとする。

4 その他

被災した学校施設の復興に当たっては、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業

1 方針

公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めるものとする。

なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討するものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

災害復旧事業の種類は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川災害復旧事業
 - イ 海岸災害復旧事業
 - ウ 砂防設備災害復旧事業
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - キ 道路災害復旧事業
 - ク 下水道災害復旧事業
 - ケ 公園災害復旧事業
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業
- (3) 都市災害復旧事業
- (4) 水道災害復旧事業
- (5) 住宅災害復旧事業
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- (8) 学校教育施設災害復旧事業
- (9) 社会教育施設災害復旧事業
- (10) その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助、助成及び事業からの暴力団排除

1 方針

災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、多方面に及ぶ県、国の支援は不可欠であり、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、市は早期な被害情報の収集や県、国への働きかけを行う。

復旧・復興事業に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 法律等により一部負担又は補助するもの

ア 法律

- ア-1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ア-2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ア-3 公営住宅法
- ア-4 土地区画整理法
- ア-5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ア-6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ア-7 予防接種法
- ア-8 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ア-9 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ア-10 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

イ 要綱等

- イ-1 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ-2 都市災害復旧事業国庫補助
- イ-3 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア-1 公共土木施設災害復旧事業
- ア-2 公共土木施設災害関連事業
- ア-3 公立学校施設災害復旧事業

- ア-4 公営住宅等災害復旧事業
 - ア-5 生活保護施設災害復旧事業
 - ア-6 児童福祉施設災害復旧事業
 - ア-7 老人福祉施設災害復旧事業
 - ア-8 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ア-9 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - ア-10 婦人保護施設災害復旧事業
 - ア-11 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ア-12 感染症予防施設事業
 - ア-13 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - ア-14 湛水排除事業
 - イ 農林水産業に関する特別の助成
 - イ-1 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - イ-2 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - イ-3 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - イ-4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - イ-5 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - イ-6 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - イ-7 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - イ-8 森林災害復旧事業に対する補助
 - ウ 中小企業に関する特別の助成
 - ウ-1 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ウ-2 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - ウ-3 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - エ その他の特別の財政援助及び助成
 - エ-1 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - エ-2 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - エ-3 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - エ-4 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - エ-5 水防資材費の補助の特例
 - エ-6 り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - エ-7 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - エ-8 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
- (3) **暴力団の排除活動**
- 暴力団等の排除活動の徹底のために、県警察と連携して取り組むものとする。

第4節 被災者の生活確保

1 方針

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組み構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 生活相談

被災者の生活確保のため、相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、強力な広聴活動を実施するものとする。

他の市町村に避難した被災者に対しても、市は県と連携して、避難先の都道府県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

(2) 個人被災者への資金援助等

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して、災害援護資金の貸し付けを行うものとする。

イ 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法の対象となる災害について、支援金支給の申請に必要な住宅被害の認定及びり災証明等必要書類の発行、制度の説明、申請書の受付、県への書類送付等を行う。

なお、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置ができるよう必要な措置を講じるものとする。

ウ 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定する自然災害について、支援金支給の申請に必要な住宅被害の認定及びり災証明等必要書類の発行、制度の説明、申請書の受付、支援金の支払い、県への補助金の申請等を行う。

エ 市長見舞金

災害により被害を受けた場合は、次により市長の見舞金を支給する。

エ-1 適用する災害

災害により市内に住家全失その他があるときで、市長が必要と認めたとき。

エ-2 見舞い金額

見舞い金額は次のとおりとする。

- ① 全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯は 1 世帯については 50,000 円
- ② 半焼、半壊又は床上 2 m 以上の浸水により住家に被害を受けた世帯は 1 世帯については 25,000 円
- ③ 床上 2 m 未満の浸水により住宅に被害を受けた世帯は 1 世帯については 10,000 円
- ④ 前記ア・イ及びウの規定にかかわらず、り災世帯が生活保護法による被保護世帯については前記の額に 5 割相当額を加算した額
- ⑤ 災害により又は災害復旧に従事中死亡した者 1 人については 50,000 円
負傷を負った者 1 人については 20,000 円

オ 災害弔慰金の支給等

災害により死亡した市民の遺族に対し、「恵那市災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を支給する。

オ-1 災害弔慰金の額

- ① 死亡者が死亡当時に災害弔慰金を受ける者の生計を主として維持していた場合 500 万円
- ② ①以外の場合 250 万円

カ り災証明書の交付

災害の状況を迅速かつ的確に把握し、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付するものとする。

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

さらに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

キ 被災者生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

(3) 租税の徴収猶予及び減免

被災者に対する市税の徴収猶予、及び減免等納税緩和措置に関する計画を策定するものとする。

(4) 働く場の確保

被災者の雇用に関する相談について、あらかじめ県に対する要望措置等の必要な計画を策定しておくものとする。

なお、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた、産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による、中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ、実施するものとする。

(5) 生活保護制度の活用

生活に困窮し、生活保護を必要とする世帯に対し、民生委員等と連絡を密にし、速やかに生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）を適用するものとする。

(6) 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

被災地域において市民の不安と動揺を沈静化し、生活秩序の回復と復興を着実にしていくために、生活必需物資、復旧用建築資材等の供給の確保を図るとともに、物資の需給・価格動向を調査監視し、物価の安定を確保していくものとする。

第5節 被災中小企業の振興

1 方針

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 支援体制

市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 自立の支援

災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等を行い、被災中小企業の自立を支援するものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

(3) 各種対策

- ア 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の貸付条件の緩和措置
- イ 再建資金の借り入れによる債務の保証に係る中小企業信用保険について別枠の担保限度の設定、てん保率の引上げ及び保険率の引き下げ
- ウ 災害を受ける以前に貸し付けを受けたものについての償還期間の延長等の措置
- エ 事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業に要する費用についての補助
- オ 貸付事務等の簡易迅速化
- カ 被災関係手形の期間経過後の交換持ち出し、不渡り処分の猶予等の特別措置
- キ 租税の徴収猶予及び減免
- ク 労働保険料等の納付の猶予等の措置
- ケ その他各種資金の貸し付け等必要な措置

第6節 農林漁業関係者への融資

1 方針

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずるものとする。

2 実施責任者

・市

3 実施内容

(1) 災害関連資金の融資等

農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。

(2) 各種対策

- ア 天災融資法による資金
- イ 農業災害緊急支援資金
- ウ 農業災害緊急支援特別資金
- エ 農林漁業セーフティネット資金
- オ 農業経営基盤強化資金ほか
- カ 農業基盤整備資金
- キ 農林漁業施設資金
- ク 林業基盤整備資金